

写 令和 6 年第 2 回定例会

(6 月 10 日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和6年第2回益城町議会定例会目次

○6月10日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	3
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第4 報告第2号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	4
日程第5 報告第3号 令和5年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	5
日程第6 報告第4号 令和5年度益城町産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	6
日程第7 報告第5号 令和5年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	9
日程第8 報告第6号 令和5年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報 告について	10
日程第9 報告第7号 令和5年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告 について	11
日程第10 報告第8号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について	11
日程第11 議案第41号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第10号）	17
日程第12 議案第42号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号 令和5年度益城町産業団地特別会計補正予算（第 2号）	22
日程第13 議案第43号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について	23
日程第14 議案第44号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について	25
日程第15 議案第45号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）	26
日程第16 議案第46号 令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）	26
日程第17 議案第47号 益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	26

日程第18	議案第48号	益城町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	26
日程第19	議案第49号	益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について	26
日程第20	議案第50号	物品の購入について	26
日程第21	議案第51号	物品の購入について	26
日程第22	議案第52号	物品の購入について	26
日程第23	議案第53号	工事請負契約の締結について	26
日程第24	議案第54号	工事請負契約の締結について	26
日程第25	議案第55号	工事請負契約の締結について	26
	散会		32

○6月11日（第2日）

	出席議員	33
	欠席議員	33
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	33
	説明のため出席した者の職・氏名	33
	開議	34
日程第1	総括質疑	34
	散会	48

○6月12日（第3日）

	出席議員	49
	欠席議員	49
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	49
	説明のため出席した者の職・氏名	49
	開議	50
日程第1	一般質問	50
	8番 吉村建文議員	50
	1 不登校の問題について	
	2 福祉・防災について	
	3 おたふくかぜワクチン公費助成について	
	4 益城町の観光と花火大会の実施について	
	13番 中村健二議員	63
	1 第2期基本計画の土地利用の方向性と町づくりについて	
	11番 宮崎金次議員	74

1	下水道使用料の徴収漏れ問題について	
2	町民憩の家利用者からの要望について	
9 番	甲斐康之議員	82
1	令和6年度「施政方針」の主要施策について、具体化すべき施策について伺う	
2	児童・生徒の熱中症対策や、災害時の避難所となっている学校体育館への環境改善に、政府は、空調設備の設置を求めている。「事業債や交付金」を活用して学校体育館への空調設備を設置してはどうか。この制度は、期限が定められており急がれる事業である	
3	「クーリングシェルター」の指定施設の開設は考えているか	
	散会	92

○6月13日（第4日）

	出席議員	93
	欠席議員	93
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	93
	説明のため出席した者の職・氏名	94
	開議	94
	日程第1 一般質問	94
1 番	坂井金次郎議員	94
1	内水氾濫対策について	
2	集落部の維持・活性化について	
3	公共施設等総合管理計画について	
10 番	野田祐士議員	106
1	共同親権の（民法）法改正における町の役割と考え方と捉え方について	
2	空き地における管理及び対策について	
17 番	榮 正敏議員	114
1	町消防団の今後のあり方について	
2	中山間地の農地の保護や農業者の育成に関する対策について	
3	介護現場が悲鳴を上げているが、支援策はあるのか	
	散会	122

○6月18日（第5日）

出席議員	123
欠席議員	123
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	123
説明のため出席した者の職・氏名	123
開議	124
日程第1 各常任委員会委員長報告	124
日程第2 益福第605号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	131
日程第3 益福第618号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	132
日程第4 議員派遣の件	133
日程第5 閉会中の継続調査の件	133
閉会	134

6 月 10 日（月曜日）

令和6年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年6月10日午前10時00分招集
2. 令和6年6月10日午前10時00分開会
3. 令和6年6月10日午後0時26分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第4 報告第2号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第5 報告第3号 令和5年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第6 報告第4号 令和5年度益城町産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第7 報告第5号 令和5年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 日程第8 報告第6号 令和5年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について
 - 日程第9 報告第7号 令和5年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について
 - 日程第10 報告第8号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について
 - 日程第11 議案第41号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第3号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第10号）
 - 日程第12 議案第42号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第4号 令和5年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第13 議案第43号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第5号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第14 議案第44号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第6号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第15 議案第45号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第16 議案第46号 令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第17 議案第47号 益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第18 議案第48号 益城町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

- 日程第19 議案第49号 益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第50号 物品の購入について
- 日程第21 議案第51号 物品の購入について
- 日程第22 議案第52号 物品の購入について
- 日程第23 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 日程第24 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第55号 工事請負契約の締結について

7. 出席議員（18名）

- | | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 坂井金次郎君 | 2番 | 木村正史君 | 3番 | 西山洋一君 |
| 4番 | 上村幸輝君 | 5番 | 富田徳弘君 | 6番 | 下田利久雄君 |
| 7番 | 松本昭一君 | 8番 | 吉村建文君 | 9番 | 甲斐康之君 |
| 10番 | 野田祐士君 | 11番 | 宮崎金次君 | 12番 | 坂田みはる君 |
| 13番 | 中村健二君 | 14番 | 稲田忠則君 | 15番 | 渡辺誠男君 |
| 16番 | 荒牧昭博君 | 17番 | 榮正敏君 | 18番 | 中川公則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|--------|---------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 清田聡美君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 山口拓郎君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 中山貴文君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 税務課長 | 坂井浩章君 |
| 住民課長 | 田上恵美君 | 福祉課長 | 菊川和幸君 |
| 福祉課審議員 | 川原さおり君 | こども未来課長 | 吉住由美君 |
| 健康保険課長 | 吉本秀一君 | 産業振興課長 | 岩本武継君 |
| 都市計画課長 | 齊藤計介君 | 建設課長 | 竹林浩幸君 |
| 復興整備課長 | 水口清君 | 下水道課長 | 相良憲二君 |
| 水道課長 | 豊田博文君 | 学校教育課長 | 内村康成君 |

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。令和6年第2回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから令和6年第2回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については、議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中川公則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、7番松本昭一議員、15番渡辺誠男議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中川公則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間にしたいと思います。これに異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの9日間に決定しました。

次に、本定例会の日程について申し上げます。

本日は、まず議員提出議案1件について説明、質疑、討論、採決を行います。その後、報告7件について説明を受け、質疑を行います。次に本定例会に提出されました15議案のうち、議案第41号から議案第44号までの4議案について説明、質疑、討論、採決を行います。その後、議案第45号から議案第55号までの11議案について説明を受けます。明日11日は総括質疑、12日、13日は一般質問、14日は各常任委員会議案審査、15日、16日は休会、17日は各常任委員会現地視察、18日は常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第3 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川公則君） 日程第3、議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者議員の説明を求めます。

17番榮正敏議員。

○17番（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。議員提出第1号、益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本年3月定例会におきまして益城町課設置条例の一部を改正する条例が議決され、4月1日をもって行政組織が再編成されました。これに伴いまして益城町議会委員会条例を改正する必要がありますので、今回提出するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第4 報告第2号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（中川公則君） 日程第4、報告第2号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。

令和6年第2回益城町議会定例会開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。また傍聴席には、早朝からお越しいただきましてありがとうございます。感謝を申し上げます。

さて、6月2日に開催いたしました町制70周年記念式典におきましては、議員各位に御出席いただきましてありがとうございました。70年前に木山町、飯野村、福田村、津森村、広安村の1町4村が合併し、益城町が誕生しました。上益城郡で最初に合併したことから益城と名づけられたところですが。以来、熊本市に隣接し、阿蘇くまもと空港や2つのインターチェンジを有することから、都市と田園が調和するまちとして順調に発展を遂げてまいりました。

ところが8年前の熊本地震さらに新型コロナウイルス感染症により状況は一変しました。しかし、その都度、議会の皆様や町民の皆様、そして職員と力を合わせて困難を乗り越えてまいりました。70年前に町誕生に御尽力いただいた先人の方々の思いに応えるためにも、住みたいまち・住み続けたいまち・次世代に継承したいまちの実現、そしてにぎわいのあるまちづくりを進めることが私たちに課せられた使命であると改めて心に強く誓ったところです。

それでは、早速でございますが、報告事項から提案をさせていただきます。

報告第2号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。専決第8号でございます。

本件は、農道を走行中の自動車が農道の陥没により生じた穴にはまり車のホイールが損傷した物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

調査の結果、過失割合は町50%でしたので、修繕費用4万6,200円のうち2万3,100円を損害賠償として支払うことで和解いたしました。なお、損害賠償金2万3,100円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。

以上が報告第2号となります。

○議長（中川公則君） 報告第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第5 報告第3号 令和5年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（中川公則君） 日程第5、報告第3号「令和5年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第3号、令和5年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に

ついて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をします。

繰越計算書を御覧ください。3月31日に専決処分を行いました令和5年度一般会計補正予算（第10号）の繰越明許費の財源内訳を示したものです。翌年度繰越額が36億8,973万8,932円で、その財源として既収入特定財源では地方債、未収入特定財源では国県支出金、地方債及び一般財源を記載しております。繰越理由につきましては、本日机上に理由書をお配りしておりますが、関係機関との協議などに不測の日数を要したこと、国の補正予算活用により適正工期を確保する必要があったことなどによるものです。

以上が報告第3号となります。

○議長（中川公則君） 報告第3号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号「令和5年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第6 報告第4号 令和5年度益城町産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（中川公則君） 日程第6、報告第4号「令和5年度益城町産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第4号、令和5年度益城町産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。

3月31日に専決処分を行いました令和5年度産業団地特別会計補正予算（第2号）の繰越明許費の財源内訳を示したものです。翌年度繰越額が11億6,387万6,562円で、その財源として未収入特定財源で地方債及び一般財源を記載しております。繰越理由につきましては、関係機関との事前協議に不測の日数を要したことなどによるものです。

以上が報告第4号となります。

○議長（中川公則君） 報告第4号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。下田です。

産業団地ができるのを望んでおりますが、今話の中で関係機関との協議に日数を要したということであります。どの法律に抵触するのか、国なのか県なのかを御説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（中川公則君） 産業振興課岩本課長。

○産業振興課長（岩本武継君） おはようございます。産業振興課長岩本と申します。

6番下田議員御質問の、報告第4号、令和5年度益城町産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書中、2款事業費1項事業費、産業団地整備事業の明許繰越の中で、関係機関との協議に不測の日数を必要としたためという理由についてのお尋ねで、国なのか県なのかというところのお尋ねだったと思います。こちらの事業につきましては、地区計画等いろんな計画が必要になってまいります。今現在その地区計画とかで県の承認を得るような形で進めております。今後の予定としましては、今年度におきまして、そういったものの承認を得ながら予算を繰り越して用地買収費等を支払った上で、来年度以降に工事施工とかに入っていく予定となっております。ですから、そういったいろんな計画とかの承認を受けないことにはなかなか先に進めないところがございます。よろしいでしょうか。

（「県で引っかけたもの」と呼ぶ者あり）

県ですね。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） おはようございます。10番野田です。

今、同僚議員のほうから御質問があり回答を得ました関係機関、その中で、あまりにも詳細ではなかったんで、もう一度詳細にお尋ねしますけれども、まず関係機関とはどこどこか。要するに、県であれば熊本県のどの課と話しているのか。また詳細な内容ですね。何について話しているのか、要するに農振除外なのか、計画的なボリュームなのか、ある程度具体的な説明をよろしく願いたいします。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課岩本です。10番野田議員の御質問の報告第4号についてです。

関係機関等いろいろな調整の内容について、どういったものか具体的にという御質問だったと思います。野田議員御指摘のように農振除外関係がまずございます。農振除外関係もありますし、先ほど下田議員のほうにもお答えしたとおり、地区計画、大まかにこの2つが一番大きなところだと考えています。あと考えられるのは排水計画であつたりのもろもろの調整、そういったものが今年度には控えているところがございます。こちらとしましては、そういった県関係機関と協議を図りながら進めてまいりたいと。令和8年度、9年度にはどうしても分譲といったスケジュールもありますから、そちらに間に合うような形で協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。2回目の質問で一部教えていただきたいところがあります。

地区計画で進めておられるということですかね。地区計画は9ヘクタールだったですかね。地

区計画の9ヘクタールということは、県と打合せをされるということによろしいのかというのが1点です。

それと今、排水計画等について今後またさらに詰めていくというお話がありましたけれども、実施設計としては、概略は出ていたんですけども、実施がちょっと記憶が曖昧ですけども、今どのような状態でそれに向けてやられているのかを教えてください。2回目です。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 10番野田議員の2回目の御質問、地区計画の県との協議、それと排水計画とかどのような状況で進めているのかといった御質問だったと思います。

地区計画については、約9.3ヘクタールの産業団地を造成することになります。この中で進入路をどう確保するのかといったもろもろに加えて、排水計画につきましても、調整池の構造であったり、どういった流し方をするのかといったことも含めまして総合的な計画をつくらなければなりません。それについて今現在県と協議中です。

（「実施計画について何かあれば」と呼ぶ者あり）

地区計画と併せて今後、造成計画等も進めていくような形になります。ただし、その実施設計については、地区計画の承認を得ないことには正式には先に進めないものですから、同時並行的に進めておりますけども、まだ今こちらのほうでこうなりますという具体的な御説明をするところございません。申し訳ございません。以上です。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

これは繰越明許で11億6,000万円ほど上がっているんですけども、この用地買収終わる、要するに支払いが終わるのは大体いつぐらいの見通しなんでしょうか。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 10番野田議員の3回目の御質問の報告第4号、支払い時期についてはいつ頃を予定しているのかという御質問だと思います。

今現在、全地権者の方とある程度お話をし、売買についての内諾を得ておりまして、1割分の手つけ金については、振り込んでくださいと言われる方については振り込んでいますし、振り込みは後でまとめていいですよというところはまだお支払いが終わってない状況です。今後、中間払い、部分払いですね、これは地区計画とか農振除外とかが終わった後に、1割の手つけを払って6割分を払って、登記完了後に精算分として3割を払うということで今年度中の登記完了を目指してまして、予定としましては今年度中に支払いを終わる予定です。よろしいでしょうか。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第4号「令和5年度益城町産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第7 報告第5号 令和5年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（中川公則君） 日程第7、報告第5号「令和5年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第5号、令和5年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告します。

繰越計算書を御覧ください。

8款土木費の3事業、10款教育費の2事業につきまして翌年度繰越額及びその財源内訳を掲載しております。翌年度繰越額の合計が1億8,323万867円で、その財源として既収入特定財源では地方債、未収入特定財源では国県支出金地方債及び一般財源を記載しております。繰越し理由につきましては、本日机上に理由書をお配りしておりますが、関係者との協議などに不測の日数を要したこと。設計変更や活用方法の検討などにより不測の日数を要したことなどによるものです。

以上が報告第5号となります。

○議長（中川公則君） 報告第5号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） おはようございます。4番の上村です。報告第5号、令和5年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、1点だけちょっと質問させていただきます。

まず説明の中で、おおむね協議、調整に不測の日数を要したということで、五つの事業について事故繰越しが出ておりますが、年度が変わってから恐らく結構進んでいるものもあるかと思えます。現在のこの五つの事業について、事故繰越しを起こした分の進捗率が分かれば教えていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 竹林建設課長。

○建設課長（竹林浩幸君） おはようございます。建設課長の竹林でございます。4番上村議員の御質問にお答えしたいと思います。

報告第5号、令和5年度益城町一般会計事故繰越し計算書の報告について、8款2項社会資本整備総合交付金事業、繰越額が1,565万6,000円です。こちらにつきましては潮井公園線になります。潮井公園線で植木業をされています事業者の方がおられまして、そちらの方の植木のほうがかかりの本数ありましたので、そちらのほうの移植に時間を要しております。今、その植木業の方とお話している中では、9月末までには終わらせるという報告を受けております。

次に、4項都市計画街路事業、繰越額が1億3,543万8,125円。こちらにつきましては用地と工事費のほうで繰越しをやっております。用地のほうにつきましては令和6年5月に支払いを済ませております。工事のほうが来年、令和7年1月末を工期としておりますので、そちらまでかか

るものと思っております。

同じく4項の都市再生整備計画事業、繰越額1,270万円につきましては広崎公園になります。広崎公園は、先週の令和6年6月6日に竣工検査を終わっておりますので、こちらのほうは完全に終了していることになります。以上で終わらせていただきます。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 4番上村議員の御質問にお答えさせていただきます。報告第5号、令和5年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について進捗状況はどうかという御質問だったかと思えます。

まず、10款教育費6項の社会教育費の布田川断層帯総合整備活用事業1,598万5,000円の内容につきましては、谷川展望広場のトイレ設置工事、谷川地区納屋の側溝の設置、地区のポンプ設置工事、こちらは追加の配線工事、最後に指定管理地の民地との境界杭の復元等について、この4つの事業についてですが、それぞれ既に終了しております。

次に、10款教育費6項保健体育費の益城町総合運動公園北側調整池整備事業につきましては、北側の調整池の浚渫になります。こちらにも既に工事は完了しております。今月中に竣工検査の予定としております。以上となります。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第5号「令和5年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第8 報告第6号 令和5年度益城町下水道事業会計予算 建設改良費の繰越額の報告について

○議長（中川公則君） 日程第8、報告第6号「令和5年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第6号、令和5年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告します。繰越計算書を御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、管路建設事業を含む6事業で、翌年度繰越額の合計は8億4,756万7,300円となっており、財源内訳は記載のとおりです。繰越理由につきましては、他事業との調整に不測の日数を要したこと、適切な工期を確保するためなどによるものです。

以上が報告第6号となります。

○議長（中川公則君） 報告第6号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号「令和5年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を終わります。

日程第9 報告第7号 令和5年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

○議長（中川公則君） 日程第9、報告第7号「令和5年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第7号、令和5年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告します。繰越計算書を御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、拡張事業及び改良事業で翌年度繰越額が2億229万4,000円となっており、財源内訳は記載のとおりです。繰越理由につきましては、他事業との調整に不測の日数を要したこと、適正工期を確保するためなどによるものです。

以上が報告第7号となります。

○議長（中川公則君） 報告第7号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

報告第7号「令和5年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を終わります。

日程第10 報告第8号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（中川公則君） 日程第10、報告第8号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第8号、益城町土地開発公社の経営状況の報告について御説明申し上げます。

まず、決算書の2ページをお開きください。

令和5年度決算で、収益的収入の1款事業収益は土地地区画整理事業地内及びウォークブル推進事業の用地売却収益、2款事業外収益は預金利息及び用地売却に係る借入れ利息手数料などがございます。

3ページを御覧ください。

収益的支出の1款事業原価は用地売却原価、2款販売費及び一般管理費は理事会開催時の人件費及び調整用地売却のための従前地分筆登記申請書作成業務委託など、3款事業外費用は長期借入金の支払利息になります。

5ページをお開きください。

資本的収入は長期借入金が1億5,416万円、6ページの資本的支出は公有用地取得費が1億4,016万1,907円で、7か所の用地に係るものとなります。

8ページをお開きください。令和5年度の損益計算書になります。

令和5年度の経常利益、当期純利益ともマイナス191万2,015円となっております。

9ページから10ページには令和5年度の貸借対照表、11ページから12ページにはキャッシュフロー計算書を掲載しております。

次に、13ページをお開きください。

4の財産目録といたしまして令和6年3月31日現在の資産は、流動資産が現金預金や公有用地等で7億604万3,117円、固定資産といたしまして投資その他の資金が出資金で550万円、資産の部の合計が7億1,154万3,117円となります。

続いて14ページを御覧ください。

負債の部の固定負債、長期借入金が6億608万1,544円、負債の部合計は同額、差引正味財産は1億546万1,573円となります。15ページから23ページには附属明細表及び監査意見書を添付しております。

次に、予算書になります。予算書の2ページをお開きください。令和6年度益城町土地開発公社予算になります。

第2条では収益的収入及び支出を定め、収入合計1億2,412万6,000円、支出合計1億2,806万3,000円となります。なお、収益的収入が収益的支出に不足する額393万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することになっております。

第3条では資本的収入及び支出を定め、収入合計5,747万2,000円、支出合計2億5,106万2,000円となります。なお、資本的収入が資本的支出に不足する額1億9,359万円は、当年度分及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとなっております。

第4条では長期借入金の限度額について、第5条では予算の流用について、第6条では予算の弾力運用について定めております。詳細につきましては、3ページから7ページの予算に関する説明書に載せております。

8ページからは、令和6年度の予定貸借対照表を掲載しております。

以上が報告第8号となります。

○議長（中川公則君） 報告第8号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎です。私は令和6年度益城町土地開発公社の予算について2点ほど質問をしたいと思います。

予算書の2ページをお開きください。まず質問の1点目は、第2条のことで、収益的収入及び支出、特に収入から支出を引いて不足する額の393万7,000円を過年度分の損益勘定留保資金で補填するとの説明がございました。これは具体的にどういうことなのか説明をいただきたいと思っています。

2点目、第3条についてであります。資本的収入及び支出、支出の第4項に長期借入金の償還金1億6,340万円と計上されております。令和6年度でこの金額を償還するということだと思いますけど、これで事後の運用は特に困らないということだろうと思いますので、この償還金について具体的にその意味をお知らせください。以上2点を質問します。

○議長（中川公則君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） おはようございます。企画財政課長の松本でございます。報告第8号、益城町土地開発公社の経営状況報告について、11番宮崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず令和6年度の予算書の2ページ、第2条収益的収入及び支出のところに記載されております過年度損益勘定留保資金、これについて具体的にどういったものなのかという御質問だったかと思っております。

こちらにつきましては、損益勘定留保資金に関しまして具体としましては、公有地売却の収益の中で、まだ借入金の償還を行っていないものあたりが預金としてございます。また、もともと公社が持っていた預金あたりを繰越準備資金として記載させていただいておりますけども、そういったものを損益勘定留保資金と取り扱わせていただいているということになっています。

それと第3条支出の第4項長期借入金償還金1億6,340万円について、今年度これだけ返すということで経営上特に支障がないか、その辺りの意味をという御質問かと思っております。こちらにつきましては、今年度これだけ返すといったところで特に経営上の支障は現在のところないといったところで、これだけ令和6年度で償還させていただきたいというところで、今、予定として計上させていただいております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。

まず1点目の損益勘定の留保資金から充てるという話の中で、これを何で私が質問したかといいますと、公益的事業の収益といいますか、要は公益的な事業のために土地を買いますよね、公社で。そしてその土地を今度は売りますよね、町とかいろんなところに。それが同じ金額で、例えば100万円だったら100万円で買って100万円で売ると。そうするとその手続とか利息とか、こういうのが全部引かかるわけですね。それは全部、普通だったら売るときにプラスアルフ

ァでそこの中に入れるんだけど、公社はそういうことをしないで、どこから金を持ってきてそれを充当するという方法でやっておられるので、そのいきさつをちょっと確認したかったと。これが第1問目です。1回、今答弁をさせていただいたんですが、さらに付け加えることがあったら、2回目の答弁でよろしくをお願いします。

それから2つ目の質問なんですけども、1億6,000万円近くを返すということは、これまでにどこかに土地を売った金等があつて返すのか、それともただ借りた金、貯金があつた、その金から返すのか、ここだけ区分を教えてくださいと思います。当然、売った金で返すんだつたら全然問題ないんですけど、最初に借りた金でまたそこに返すという話になると利息が利息を生むという形になるものですから、そこだけ確認をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中川公則君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） 企画財政課長の松本でございます。11番宮崎議員の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

まず、第2条の過年度留保資金を充てるといったところで、その資金の仕組みと申しますか、基本的には議員がおっしゃられたとおりですけども、まず公社で土地を購入いたしまして、売却する際には、処分価格は原則、土地の購入価格で、取得にかかった費用と管理に要した経費ですから、借入金の利息といったものを含めて売る、公払法に基づけばそういうことになりますので、そういった形で売却していくと。その売却したお金をもって借入金のほうを償還していくことになります。ただ、借入金の中にはまだ償還していないものあたりもございますので、その辺りはやりくりしながらやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今、答弁いただいたんですが、ちょっとよく分からなかったもので、もう1回確認だけさせてください。例えば、公社が100万円の土地を買う。そしたら今の説明では、その100万円の土地にいろいろな手続するやつも含めて、利息も含めて、100何万円かで売るといふ答弁だったような気がするんです。それとも、100万円のやつは100万円で売るんだ、そして、それにかかった手続費用とかいろんなやつは別のところから持ってきてそれに充当するのか、どちらなのか。最後の質問です。どちらかもう1回ははっきり答えてください。よろしくをお願いします。

○議長（中川公則君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） 企画財政課長の松本です。11番宮崎議員の3回目の御質問にお答えいたします。

公社が土地を売る場合にはまず、先ほども申し上げましたけども、購入した価格、取得にかかったお金、購入費にそれまでの借入金あたりの利息、あるいはそれに係る例えばいろんな手続あたりをしましたらそこに費用も発生してまいります。その辺りを含めて売却するといったことになってまいります。以上でございます。

（「よく分かりました。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。

今、令和6年度の予算は同僚議員のほうから御質問をいただきましたので、私は決算のほうと
いいですか、その前のほうについて教えていただきたいと思っております。

まず財産目録で、今、資産の部の合計が7億1,154万3,117円あります。まず根本的なお話とし
て、この資産の7億円というのはどこから来たお金なのかというのが1点目です。

次に2点目といたしまして、公有用地明細表というのが17ページにあります。その中で期首残
高という部分で、面積が1万2,666.95平米、金額が3億6,955万392円あります。その中で今回は
益城中央被災市街地復興土地区画整理事業についてお尋ねするんですけども、1万726.57平米ご
ざいます。この中で実際、開発公社ですので、目的を持った買収が必要であると思うんですけれ
ども、今現在これが何筆あって、どのような目的を定めているのかについて教えていただきたい
と思っております。まず、2点よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） 企画財政課長の松本でございます。10番野田議員の御質問にお
答えいたします。

報告第8号、益城町土地開発公社の経営状況の報告について、令和5年度の決算書の中の13ペ
ージ財産目録で、資産の部の合計が7億1,154万3,117円となっているけれども、この金額とい
うのは実際どこからのものなのかという御質問だったかと思えます。こちらにつきましては、その
上のほうに書いてございます、あと流動資産として現金預金という普通預金、定期預金を合わせ
たもの、それと公有用地として持っておるところを金額に換算といたしますか、購入した金額あた
りを記載し、あと前渡し金として今お支払いしている分については権利があるといったところで
記載しております。あと、固定資産として町の出資金550万円、これらを含めてこの資産の合計
の金額を算出しています。

それと、続きまして17ページの公有用地の明細ということで、まずこの中の益城中央被災市街
地復興土地区画整理事業、につきましてはの2点、購入する目的、あと現在の筆数ということにな
ります。まず目的としましては、大体大きく三つあったかと思えます。まず一つは、町有地のほ
うも区画整理事業地内に入っております、こちらの減歩分を確保するといったところが一つ、
あと事業用の調整用地といったところ、もう一つが今後にぎわいづくりを進めていくというこ
とで、にぎわい用地としての確保、以上の三つの目的で土地開発公社では木山区画整理地内の土地
を取得させていただいています。なお筆数につきましては、申し訳ございません、今ちょっと手
元に資料がないんですけども、まだ現状としましては仮換地指定ということですので、今後また
状況が変わっていく可能性もございます。ただ、すいません、今、手元に筆数についての資料を
持っておりませんので、それについては後ほどお答えさせていただきたいと思えます。以上でご
ざいます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

まず財産目録の件で、銀行に幾ら入っていますよということをお答えいただいたんですけど

も、結局この銀行のお金はどこから来たのかという話にしかならなくて、聞きたかった分はその部分ですので。財産目録の中身は分かりました。土地開発公社自体が以前からどれだけのお金を持っていたのかという話になりますので、単純に言えば、益城町が今どれだけ土地開発公社につぎ込んでいるかをお尋ねしかつたということでもありますので、もう一度御回答をお願いいたします。

それと、今、公有用地明細表の中で大きな目的を三つ言われました。町有地の減歩等に関する土地の確保、または事業用地、またはにぎわい用地の確保ということであります。重要なのは、例えば事業用地等にするにしても筆数だと思えますよ。区画整理地内で言えば1万700強平米あります。これが例えば3筆であれば1筆3,000平米と、事業用地としてそれなりの考え方はできるのかなと思っておりますけれども、これが100筆あれば1区画100平米と。どういう事業をするのかと。だいぶ事業内容が絞られてくるという話でありますので、その部分についてもっと詳しくお聞きしたかったところでもあります。今、事業用地、にぎわい用地と。ウォークブル推進事業というのがありますけれども、どのような事業として、どれくらいの平米数が必要であるという考えがあれば教えていただきたいと。

私も区画整理地内に住んでおまして、いろんな土地が実際、今でいう空き地として点在している。これは町有地でありますけれども、あまりにも筆数が多くて分からない状態です。もっと極端に言うならば、我が家の隣が空き地になっている、これは誰の土地だろうかというお話になりますので、そういう意味も含めて、益城町の今言う事業用地とかにぎわい地とかいう考え方を総括した部分があるのかなのかについても併せてお答えいただければと思っております。

○議長（中川公則君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） 企画財政課長の松本でございます。10番野田議員の3回目の御質問にお答えしたいと思います。

まず13ページ財産目録の中の7億幾らのうち、実際もともと公社が持っていた金額、町がどれだけ残り負担しているのかといったところになります。基本的には14ページに差引正味財産ということで1億546万1,573円、基本的にはこれがもともと公社が持っていた金額になってくるかと思えます。それを差し引いたものが現在その後の購入等々によって町のほうにお願いしながら借入れ等やっている金額といったところになってくるかと思えます。

それと、続きまして17ページの公有用地の明細の中の益城中央被災市街地復興土地区画整理事業について、公社として三つの目的を持って土地を取得している、これについての総括的な考え方というところですかね。まず町有地の減歩分については、当然必要な面積を購入させていただいて、それを町の施設のほうに充てさせていただくということになってまいります。あと事業の調整用地の分につきましては、隣接の所有者といった方たちからその部分について相談等があれば、それに対応して売却させていただいたりといったところでやっております。あと、にぎわい用地につきましては、現在もまだ区画整理事業のほうが進んでいる状況で、土地のほうも今仮換地といったところで実際に確定していないといったところもありますので、こちらについては現在もある程度どういう形にするかを検討しておりますけれども、今後その辺りはさらに検討して

いきたいというふうに考えております。以上でございます。

○10番（野田祐士君） 次が3回目ということで御了承ください。3回目の質問をさせていただきます。

今もともと土地開発公社に入っていたのが1億4,000万円程度と。今回7億1,000万円程度ありますので、今5億5,000万円ぐらいは町からの借入れ、もしくは町が出した分という前提でお話しいたしますと、100筆ほどの筆数を町が今1万平米ぐらいで持っておられるとしたならば、これはいずれの事業をするにしても、土地の狭小部を隣の方が買うというのはちょっと除いても、事業をする場合には、地元もしくはそれに関する商工会等との打合せ協議がだいぶ必要になってくると思います。これ今、地元もしくは商業地もありますので、その辺の商工会等も含めた協議というのはどのようにやられているのかを最後に質問させていただきたいと思います。もし地元協議もしくは商工会を含めた協議をやっていないということであれば、今後はどういうふうな進め方をされるのかについて、最後に質問させていただきたいと思います。

○議長（中川公則君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） 企画財政課長の松本です。

10番野田議員の、今度が3回目ですね、申し訳ございませんでした、御質問にお答えしたいと思います。

実際、今後のにぎわいづくりの用地についての協議とか、そのあたりが今どうなっているのか、今後どのように行うのかという御質問だったかと思います。現在のところは、区画整理事業等進んでおりまして仮換地といったところもありますので、まず今、内部で関係課と協議しながら実際ににぎわいづくりについてどういふことをやっていくのが一番いいのかといったことを検討しております。そっちあたりが固まって、最終的にはこういう方向でと、ある程度案をつくった段階で、商工会といったところに御相談させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

（「内部でやっていただいて大いに結構ですけれども、いろんな部分で報告にならないように、協議ということをやっていただくようにぜひお願いをして終わりたいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第8号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

日程第11 議案第41号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第3号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第10号）

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第41号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号令和5年度益城町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第41号、専決処分の報告並びにその承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

専決第3号、一般会計補正予算（第10号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ11億5,005万8,000円減額し、総額を261億2,821万1,000円としております。第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を行い、3月31日に専決処分をしております。

7ページから8ページまでが第2表繰越明許費で、40事業を追加し、総額36億8,974万4,000円を令和6年度へ繰り越すものです。事業ごとの金額や繰越理由につきましては、本日、資料を机上配付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

9ページから12ページまでが地方債の補正で、事業費の確定などにより31の事業の補正を行っております。

15ページから37ページまでが歳入予算で、国県支出金の交付決定や決算見込みによる増減の補正です。主なものとしましては、町税、地方消費税交付金及び特別交付税を増額補正し、基金繰入金及び町債を減額しております。38ページから76ページまでが歳出予算で、歳出予算につきましては基金積立金及び予備費を除く全ての項目で減額補正となっており、決算見込みにより不用額や入札差額などによるものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第41号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） 1 番坂井でございます。

議案第41号、令和5年度一般会計補正予算の38ページ、歳出の総務管理費、一般管理費、18節区長会研修事業費が減額110万円となっております。先日、区長会総会に顔を出したんですけども、その中で90万円ちょっとが区長会研修で使われているということでした。予算をちょっと見ますと、令和4年度が204万円で、これは多分コロナのせいだと思いますが、全て補正で減額になっています。令和5年度も約204万円、令和6年度も204万円の予算を取ってございます。多分コロナのせいで90万円しか使えなかったと思うんですけども、まずこの区長会研修補助金が使われた研修の内容をお伺いしたいと思います。

それと40ページ、総務管理費の18節負担金補助及び交付金でございます。この中で減額が、定住促進補助金から地方創生推進交付金、地域おこし協力隊起業事業継承支援補助金、それから集落部宅地開発事業者補助金までが減額になっています。40ページです。18節の下の方の定住促

進補助金からですね。定住補助金促進に関しましては当初が3,400万円。これが3,300万円なので減額はそんなにないと思います。ただ、令和6年度、今年の当初予算が4,200万円あります。ほかの地方創生推進交付金から集落部宅地開発事業者補助金まで、これは令和5年の当初が全て減額となつとるみたいです。令和6年度の当初予算はそのままこの金額を入れてありますが、なぜこうなったかを教えていただきたいと思います。

それと72ページの教育費、保健体育費、体育施設費。

○議長（中川公則君） 坂井議員、簡潔にお願いします。

○1番（坂井金次郎君） 14節の総合運動公園駐車場と街路灯LED化工事費が、当初予算が1,780万6,000円でした。工法の変更によって1,300万円減額となっています。どのような工法の変更がされたのかと、そうしますと当初予算の見積りと違い過ぎるものですから、なぜこういうふう当初から工法が選ばなかったかという理由をお伺いしたいと思います。突然の質問ですので、分かる範囲でよろしくをお願いします。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課の荒木です。1番坂井議員の質問にお答えいたします。

議案第41号、令和5年度一般会計補正予算書（第10号）の38ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の18節負担金補助及び交付金の区長会研修事業補助金マイナス110万円についての御質問だったと思います。こちらは区長会の研修としまして補助金を出しております。昨年在68名中25名の参加ということで110万の減額になっております。研修地は長崎市です。以上です。

○議長（中川公則君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） 企画財政課長の松本でございます。1番坂井議員の御質問にお答えいたします。

議案第41号、専決第3号、令和5年度一般会計補正予算（第10号）につきまして、40ページの2款1項4目の18節負担金補助及び交付金、この中の定住促進補助金から集落部宅地開発事業者補助金まで企画財政課のほうで所管しておりますので、そちらについてお答えさせていただきます。

まず定住促進補助金につきましては、これは実績による減額ということで、実際、この定住促進補助金なんですけども、申請されて引っ越してきて、初年度に100万円のうちまず50万円をお渡しすると。そして、3年間住まわれて3年経過後に残りの50万円をお支払いするという形で補助金のほうをお出ししております。ですので、その実績による減額といったところになります。

それ以降の地方創生推進交付金の定住支援助成金、それから地域おこし協力隊起業事業継承支援補助金、集落部宅地開発事業者補助金、一応こちらのほうも想定はしていたんですけども、申請がなかったということで今回減額させていただいたということになります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課の中村です。1番坂井議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第41号、専決第3号、令和5年度益城町一般会計補正予算書（第10号）の72ページ、10款教育費7項保健体育費2目体育施設費の14節工事請負費の総合運動公園駐車場等街路灯LED化工事の1,300万円の減額についての御質問かと思えます。こちらにつきましては、昨年9月に、総合運動公園内のランニングコース、駐車場の今の水銀灯の部分がかなり切れてましたので、補正を承認していただき今回行ったものです。当初、柱ごと換える予定で計上させていただきましたが、実際取りかかったところ上部の球の周辺だけでよかったというところで、安価に済みましたので今回減額補正をさせていただいております。以上となります。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず38ページの総務費の18節区長会研修事業補助金についてでございます。出席者が少なかったので減額されたということはよく分かりました。私自身も勉強不足でございましたが、お答えを伺いますと、区長会研修というものは総務課のほうで企画されているもという印象を受けました。これは当然、総務課様の考えがございますので口を挟むということはございませんが、ただ、例えば、私は何度も質問しておりますけども、区長さんの自治振興のために役立つようなことをやってくださいと。その中で区長会研修に昨年ですけど行かせていただきました。

総務課様のほうで企画されていると。どのようなことを、研修先、例えばこれこれが、区長会、今からの自治会振興に役立つからこういうふうな感覚で研修をしていると。漠然とで結構でございますので。分からないかな。

じゃあ、すいません、前回、長崎でございましたが、長崎を選んだ理由だけでもお答えいただければよろしゅうございます。分からないかな。

それと、最後の生涯学習課長様のほうからありました総合運動公園のLED化工事の工法の変更について、これは塔のほうは残せたので上部の取替えで済んだと。よく分かりました。ただ、工事の前のおきにあらかじめ分からなかったかどうかだけをお伺いさせていただきます。よろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課荒木です。1番坂井議員の2回目の質問にお答えいたします。

この区長会研修というのは、区長会の役員会でどこに行くかを最終的に決定されますけれども、今年度は全区長さんにアンケートを取っております。座学で勉強したいのか、どちらかに行って日帰りで研修したいのか、例えば1泊でしたいのか、全員にアンケートを取って、先日、区長会役員会でいつ頃どこに行こうということを決められたと思えます。それと、1泊研修は例年九州内ということをお前提に検討させていただいております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 坂井議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

当初柱ごと換える予定だったけど、最終的には球周辺だけでよかったという部分について、最初からそれは分からなかったのかという御質問かと思えます。当然、見積りをお願いする業者についてはその部分を説明して見積りをいただいておりますので、当初、実際に柱ごと換えなけれ

ばいけないということで見積りをいただきました。実際工事に入ったところ球の部分だけでいいということが判明しましたので、今回の減額とさせていただきます。当初の見積りを取る時点で柱ごとというような話でありましたので、9月の補正ではそちらの金額で承認をいただいております。以上になります。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。私の質問は以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 8番吉村です。令和5年度益城町一般会計補正予算（第10号）から2点お聞きいたします。

まず31ページ、寄附金であります。一般寄附金で563万8,000円、これは1団体なのか、それとも何件かあったのかというその内訳をちょっと知らせてください。

それと、その下のふるさと納税で、企業版ふるさと納税が300万円の寄附がっております。これも企業名を言っていただければ助かります。

それから33ページ、諸収入の雑入で、弁償金として土地区画整理事業中央公園補償費で、3,259万2,000円というのがありますけども、この内訳を教えてくださいと思います。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。8番吉村議員の1回目の御質問にお答えいたします。

専決第3号、令和5年度益城町一般会計補正予算書（第10号）中、31ページでございます。20款1項1目の寄附金の中の一般寄附金とふるさと納税の寄附金についての御質問でございました。

一般寄附金につきましては563万8,000円の増額でございますけれども、こちらにつきましては複数ございまして、何件何名というところまではちょっと今回控えておりません。申し訳ございません。

それから企業版ふるさと納税につきましては、こちらは決算額になりまして、会社名につきましてもちょっと今回準備をしておりませんけれども、3社分で300万円ということでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課の齊藤です。

8番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第41号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第3号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第10号）中、33ページの23款雑収入5項雑入2目弁償金1節弁償金の中の土地区画整理事業中央公園補償費3,259万2,000円の内容について御質問かと思っております。現在、中央被災市街地土地区画整理事業、木山の区画整理事業を県のほうで行っていただいておりますけれども、その事業区域内に中央公園が入っておりまして、その公園も今回事業の造成の中で一部変更がっております。その造成工事に伴いまして、公園内の立木、それから遊具、もともと

既存の遊具がありますが、それを撤去する必要があるということで、その事業から所管しております都市計画のほうの補償金ということで、弁償金の額となっているところです。以上になります。

○議長（中川公則君） 8番、吉村議員。

○8番（吉村建文君） ありがとうございます。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号令和5年度益城町一般会計補正予算（第10号）」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 賛成全員です。

したがって、議案第41号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号令和5年度益城町一般会計補正予算（第10号）」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第12 議案第42号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第4号 令和5年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）

○議長（中川公則君） 日程第12、議案第42号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号令和5年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第42号専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和5年度産業団地特別会計補正予算書、1ページをお開きください。

専決第4号、産業団地特別会計補正予算（第2号）は、第1条で繰越明許費の補正を行い、3月31日に専決処分をしております。

2 ページをお開きください。繰越明許費で1事業を追加し、11億6,387万7,000円を令和6年度に繰り越すものです。この繰越しは、産業団地整備に係る用地購入費補償費及び実施設計費の繰越しとなっております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第42号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号令和5年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

したがって、議案第42号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号令和5年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第13 議案第43号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第5号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川公則君） 日程第13、議案第43号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第43号、専決第5号、益城町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、

益城町税条例の一部を改正し専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容ですが、まず一つ目の定額減税等につきましては、令和6年度分の個人住民税所得割から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するものです。対象となる方は前年の合計所得が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者になります。なお、定額減税による減収額につきましては、地方特例交付金により全額国費で補填されます。

次に、二つ目の固定資産税につきましては、土地の評価額等に対する課税標準額の割合の均衡化を促進するため、商業地等における地価上昇時に新評価額の5%ずつを課税標準額に加算する現行の負担調整措置の仕組みを3年間延長するものです。

次に、三つ目の主な固定資産税負担軽減措置等につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備等を追加した上で適用期限を2年延長し、また物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る課税標準の特例措置について、ナンバープレート解析AIカメラの設備等を追加した上で適用期限を2年延長するものです。

最後に、四つ目の譲与税関係では主に二つの改正点がございまして、1点目は森林環境譲与税に係る譲与基準について、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、私有林人工林面積の譲与割合を現行の5割から5.5割に、人口の譲与割合を現行の3割から2.5割に見直すものです。2点目は、航空機燃料譲与税に係る譲与基準について、従前の着陸料に代えて新たに延べ重量及び旅客数を用いることとし、延べ重量割を4分の1、旅客数割を4分の1の割合へ見直すものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第43号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してくだ

さい。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

したがって、議案第43号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第14 議案第44号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第6号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（中川公則君） 日程第14、議案第44号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第44号、専決第6号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本法案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和6年3月30日に公布されましたことに伴い、益城町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、現行の22万円から24万円に引き上げ、軽減判定所得の算定基準額において5割軽減の対象となる世帯では、現行の29万円から29万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯では現行の53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げるものです。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 議案第44号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

したがって議案第44号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第15 議案第45号 令和6年度益城町一般会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第46号 令和6年度益城町下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第47号 益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第48号 益城町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第49号 益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第50号 物品の購入について

日程第21 議案第51号 物品の購入について

日程第22 議案第52号 物品の購入について

日程第23 議案第53号 工事請負契約の締結について

日程第24 議案第54号 工事請負契約の締結について

日程第25 議案第55号 工事請負契約の締結について

○議長(中川公則君) お諮りいたします。

日程第15、議案第45号「令和6年度益城町一般会計補正予算(第1号)」から日程第25、議案第55号「工事請負契約の締結について」までの11議案を一括議題にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(中川公則君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、議案第45号「令和6年度益城町一般会計補正予算(第1号)」から日程第25、議案第55号「工事請負契約の締結について」までの11議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

まず、日程第15、議案第45号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）」及び日程第16、議案第46号「令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ5億8,640万2,000円を追加し、総額を217億5,543万9,000円としております。また第2条の地方債補正では4事業債の変更をしております。歳入歳出予算の主な補正につきましては、木山広安地域を運行していますコミュニティバスの利便性の向上を目的としたA I オンデマンド交通システムの導入費、定額減税が本年6月から実施されることに伴う価格高騰対応重点支援交付金事業、新型コロナウイルス予防接種の定期接種に係る事業費、木山仮設団地跡地の今後の活用方法を検討していくための基礎調査費などを計上しております。

次に、議案第46号、下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入の補正で下水道事業収益を増額しております。

なお、詳細につきましては企画財政課審議員から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。

議案第45号をお願いいたします。1ページ目をお開きください。

議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算の第1号になります。第1条で歳入歳出予算の補正となっております。歳入歳出にそれぞれ5億8,640万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億5,543万9,000円とするとなっております。第2条では地方債の補正を行っております。第2表地方債補正によるとなっております。

4ページをお願いいたします。地方債補正の変更になります。四つの事業がございますが、まず消防指令システムの整備事業債でございます。こちらは益城西原消防署のシステム改修に伴う起債でございますが、借り入れる起債の区分の変更により、充当率変更による補正ということでございます。

次に、農業水路等の長寿命化、防災・減災事業債でございます。こちら天君ダムの建設・管理に関する協議会への負担金の増額に伴うものです。次に、潮井自然公園の整備事業債です。こちらは補助金の追加交付に伴い歳出予算と、歳入の国庫補助金、地方債を増額しているものでございます。それから農業施設等の災害復旧事業債につきましては、令和5年7月の豪雨災害による土地改良区が行っている災害復旧に対する補助金に伴う増額でございます。

7ページをお願いいたします。まずは歳入になります。17款2項1目の総務費の国庫補助金です。価格高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金4億3,262万4,000円の増額です。こちらは6月から実施されます定額減税であったり、また子育て世帯の特別給付金事業に伴うものでございます。それから次に、共創・M a a s 実証プロジェクト事業補助金966万6,000円の増額で、こちらはA I デマンドバスの導入に伴うものでございます。

次に、3目の衛生費の国庫補助金でございます。感染症予防事業補助金でございます。こちらは健診の受診勧奨に伴う補助となっております。27万8,000円です。

次に、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費補助金5,079万6,000円で、こちらは高齢者のワクチン接種事業に伴うものでございます。

7目の土木費国庫補助金では、社会資本整備の総合交付金、都市公園750万円の増額で、潮井公園の追加交付分ということでございます。

9目の教育費の国庫補助金では、九州防衛局再編関連訓練等の交付金1,095万円で、こちらは高遊原分屯地で実施されたオスプレイ訓練に伴う交付金でございます。体育施設費の総合運動公園の調整池のポンプ改修の費用に充当する予定となっております。

次に、18款2項5目の農林水産業費県補助金です。施設園芸産地緊急発展事業費補助金98万8,000円の増額です。こちらは、スイカ、ミニトマトハウスの補修等に対するものということでございまして、県3分の1、事業者3分の2の負担ということでございます。

次のページをお願いいたします。8ページになります。20款1項1目一般寄附金です。代理受付ふさと納税は90万円の増額で、こちらは輪島市と穴水町の分で、5月9日までの実績分が計上されております。

次に、21款2項1目基金の繰入金で、社会福祉振興基金の繰入金を6,000万円増額しております。こちらは社会福祉総務費へ充当を行っております。

24款の町債につきましては、先ほど御説明のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。歳出になります。2款1項1目一般管理費です。12節の委託料です。木山仮設団地の跡地開発基礎調査の委託料ということでございまして、こちらが1,800万円の増額でございます。開発構想の策定支援のアドバイザー業務であったり、開発に関する民間の意向調査業務などを計画してあります。

それから次に、収納データ読み取り開発委託料750万円の増額で、システム標準化に伴う納付書の読み取りシステムの改修費用でございます。25節では台湾東部沖地震の災害見舞金10万円を熊本県町村会と共同で寄附を行うものでございます。

次に、4目の企画費です。11節から12節、13節の3節につきましては、AIデマンドバスの導入に係る費用になります。通信運搬費が17万円、それから導入の委託料が1,100万円、それからAIデマンドバスのシステム使用料が132万円となっております。

25節の寄附金では、ふさと納税の代理寄附金150万円を計上しております。

次の11ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費です。こちらは6,000万円の基金繰入れによる財源組替えとなっております。それから、5節5目の社会福祉施設費です。1節及び8節の報酬と旅費につきましては、憩の家の公の施設のあり方検討委員会の委員の報酬と、それとその費用弁償となっております。12節の委託料では、憩の家の指定管理の委託料31万4,000円の増額で、指定管理の協定によりまして使用料が880万円以下であった場合はその分を補填するという協定に基づきまして、令和5年度分の追加で委託料をお支払いするものでございます。

それから、10目の臨時特別給付金事業費、こちらも3節、10節、11節、12節までがこの事業の

事務費になります。時間外勤務手当が36万円、消耗品費42万3,000円、それから印刷製本費26万3,000円、通信運搬費154万5,000円、口座振替手数料92万2,000円、システム開発委託料が304万3,000円、給付金業務委託料235万円となっております。

次のページをお願いいたします。18節になります。物価高騰対応重点支援給付金の令和6年度非課税世帯の非課税化給付となっております。また、その次も同じく令和6年分の均等割のみ課税化給付分となっております。そして3行目が物価調整給付分となっております。上の二つにつきましても、令和6年度に新たに非課税世帯、もしくは均等割のみ世帯になったところに給付をすることでございます。令和5年度との重複した受給はできないということでございます。それから3行目につきましても、定額減税の実施に伴いまして、所得税それから住民税の控除が満額でなかった方に対する給付の調整分ということでございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費になります。13ページになりますが、18節で物価高騰対応重点支援の給付金、令和6年度のこども加算分ということで、子どもさんお一人当たり5万円の給付で、住民税の非課税世帯及び均等割のみの世帯で、令和5年度に受け取られた方は対象外ということで新規対象者分ということになります。こちらが2,305万円で、その前の第1節から第12節までの分がその事務費ということになります。それから22節では過年度の子育て世帯の生活支援特別給付金の返還金、同じく児童虐待DV対策等の総合支援事業の返還金が合わせて961万6,000円で、過年度の精算による返還金でございます。

それから、3目の児童福祉施設費でございます。こちらは11節と26節で、まずは建物の不動産登記の手数料として52万8,000円を計上しております。こちら表示登記、それから保存登記などによるものです。そして26節はその不動産登録の免許税となっております。13万円となっております。12節につきましても、こちらは公私連携の合同保育の委託料ということでございまして、来年度からの移行が円滑に進むよう、委託先の保育士様方に早めに保育所のほうに入っていただいて、行事であったり、また子どものことを覚えていただくというための委託となっております。

次のページをお願いいたします。14ページです。4款1項2目予防費です。こちらは12節と18節とございますけれども、新型コロナウイルスの予防接種の高齢者分の委託料ということで、5,100万5,000円と、それから予防接種の補助金ということで49万2,000円でございます。こちら基本的には全額国の補助事業となるわけでございますけれども、一般財源に今70万1,000円という形で出ておりますが、一部生活保護の方については、窓口の負担は町が一旦行って、その部分については普通交付税で措置ということになっておりますので、一般財源がここに出てきているということでございます。

次に、5目の健康増進事業費です。12節の委託料では、検診受診勧奨業務の委託料84万円、こちらは子宮頸がん及び乳がん検診の対象者に勧奨を行います。

次に、6款1項3目の農業振興費です。18節施設園芸の産地緊急発展事業費補助金98万8,000円につきましても、先ほど県補助金のところで御説明させていただきました。

それから、15ページになります。8款4項5目公園費の14節潮井自然公園の整備工事費1,500万円、こちら追加で補正がついたため前倒して行います。

9款1項2目につきましては、起債の充当率の変更による財源組替えとなっております。

10款2項1目学校管理費12節委託料です。小学校施設の整備設計、調査等の業務委託料になりますけれども、こちらは飯野小学校の給水施設の調査設計となっております。

次の16ページをお願いいたします。続きになりますが、津森小学校の火災報知機の設置工事費390万円、こちらは普通教室及び特別教室の天井の裏部分につけます。それから2目教育振興費の図書購入費100万円。令和5年度の企業版ふるさと納税制度を活用いただきまして、学校の図書に役立ててほしいということで御寄附をいただきましたので、今回補正として計上したものでございます。

次に、10款5項1目幼稚園費でございます。手数料35万円は第2幼稚園の閉園に伴う物置等の移設の費用でございます。

10款6項3目文化会館運営費で工事請負費は、駐車場フェンスの設置工事費62万円です。こちらは文化会館南側の駐車場3か所の設置工事となっております。

17ページをお願いします。10款7項2目体育施設費です。こちらにつきましても訓練交付金を頂く関係での財源組替えとなっております。

11款1項1目農業用施設災害復旧費です。町土地改良区への災害復旧費の補助金ということで150万円。こちらは起債のところで御説明したとおりになります。

そして、最後が予備費になります。768万2,000円の増額となっております。

以上、議案第45号の御説明でございます。

続きまして、議案第46号の御説明をいたします。

1ページ目をお開きください。議案第46号、令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条総則で令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる、第2条で収益的収入の補正となっております。区分で11款3項、科目で下水道事業収益の特別利益の中で、補正予定額として154万5,000円となっております。

3ページをお願いいたします。こちらが実施計画明細書になっております。収益的収入及び支出でございます。その収入です。11款3項2目1節過年度損益修正益ということで、154万5,000円の増額を行っております。こちら過年度賦課漏れ分の未収金154万5,552円に伴うものでございます。

以上、議案第46号の御説明になります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第47号、益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、これまで支給対象外となっていました会計年度任用職員の育児休業期間中の勤勉手当を支給対象とするものです。本条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日からの適用となります。

議案第48号、益城町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、受給資格者の自己負担額を減額するもので、入院の場合において同一月分の診療分において、1医療機関等につき自己負担額2,040円を2,000円に、入院外の場合において、同一月の診療分または手術分について、1医療機関等につき自己負担額1,020円を1,000円へ減額するものです。本条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用をします。

議案第49号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、国の放課後児童健全育成事業実施要綱に定める放課後児童支援員の要件が改正されたことに伴い、この内容を引用する条例の経過措置を改正するものです。本条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

議案第50号、物品売買契約の締結について御説明を申し上げます。

本議案は、指名競争入札により実施しました益城町消防団用資機材、小型動力ポンプ積載車購入につきまして、契約締結を行おうとするものです。

本物品購入につきましては、町消防団に消火用資機材として配備している小型動力ポンプ積載車33台のうち、年次更新計画に基づき今回2台を更新するものでございます。配備先は、軽デッキバンを第2分団第2班古閑消防団に、ダブルキャブを第5分団第2班堂園消防団とする予定です。いずれも納入期限は令和7年3月28日でございます。契約金額は1,002万5,400円で、契約の相手方は、熊本市中央区帯山4丁目45-18、株式会社ニッケカスタム光輝でございます。

議案第51号、物品売買契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、指名競争入札により実施しました益城町消防団用資機材小型動力ポンプ購入につきまして、契約締結を行おうとするものでございます。

本物品購入につきましては、町消防団に消火用資機材として配備している小型動力ポンプ33台のうち、年次更新計画に基づき今回3台を更新するものです。配備先は第1分団第1班東無田消防団、第2分団第3班福富消防団、第2分団第5班馬水消防団でございます。いずれも納入期限は令和7年3月28日でございます。契約金額は729万3,000円で、契約の相手方は、熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号、熊本いちほら工業株式会社でございます。

議案第52号、物品売買契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、指名競争入札により実施しました災害備蓄用防災倉庫収納資機材の購入につきまして、契約締結を行おうとするものでございます。

本町では、地域消防力の強化を図るため町内の公園や学校等に設置した防災倉庫に災害備蓄物品を保管しております。今回の物品購入につきましては、昨年度後半に設置完了しました防災倉庫6か所に収納する資機材を益城町備蓄計画に基づきまして、新たに購入するものでございます。収納する防災倉庫の位置につきましては、益城中学校、上小池地区避難広場、東無田下原地区避

難広場、寺迫地区避難広場、津森町民グラウンド、西脇こども公園の6か所で、納入期限は令和6年11月29日でございます。契約金額は757万8,140円で、契約の相手方は、熊本市東区豊島町920番地12、日本乾溜工業株式会社防災安全サービス部熊本営業所でございます。

議案第53号、工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました広安西小学校トイレ改修工事（I期）につきまして、契約締結を行おうとするものでございます。本工事の概要ですが、学校施設の長寿命化計画に基づき、老朽化しているトイレの改修工事を行うものです。契約金額は7,247万9,000円で、契約の相手方は熊本県上益城郡益城町大字古閑317番地、株式会社枝川工業でございます。

議案第54号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました津森小学校エレベーター棟増築工事につきまして、契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、車椅子などを使用する学校関係者等に対応し、円滑な学校生活ができるようエレベーター棟の増築工事を行うものです。契約金額は4,856万5,000円で、契約の相手方は熊本県熊本市東区山ノ神2丁目13番1号、株式会社ロードサポートでございます。

議案第55号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました益城西原消防署屋根外壁改修工事につきまして、契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、益城西原消防署の屋根及び外壁の改修を行うものです。契約金額は9,748万1,890円で、契約の相手方は熊本県熊本市東区戸島西5丁目5番57号、山王株式会社でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 議案の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午後0時26分

6 月 11 日（火曜日）

令和6年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年6月10日午前10時00分招集
2. 令和6年6月11日午前10時00分開会
3. 令和6年6月11日午前11時27分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 榮正敏君	18番 中川公則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	山口拓郎君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	中山貴文君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	松本浩治君
企画財政課審議員	藤田智久君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	田上恵美君	福祉課長	菊川和幸君
福祉課審議員	川原さおり君	こども未来課長	吉住由美君
健康保険課長	吉本秀一君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	竹林浩幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	相良憲二君

水道課長 豊田博文君 学校教育課長 内村康成君
生涯学習課長 中村康広君

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

初めに、議案第45号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）」及び、議案第46号「令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。

一つだけ質問させていただきます。

議案第45号、益城町一般会計補正予算中、15ページです。8款土木費4項都市計画費5目の公園費の潮井自然公園工事費1,500万円について質問したいと思いますが、令和5年度の繰越明許費で1億1,174万7,000円されております。事故繰越で1,565万6,000円の繰越しがなされておりますが、潮井公園の工事費と工期と進捗状況を教えてもらいたいと思います。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） おはようございます。都市計画課の齊藤です。6番下田議員の御質問にお答えします。

議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中、ページ数で15ページ、8款土木費4項都市計画費5目公園費の14節工事請負費の1,500万円について繰越し、それから事故繰越しとなっておりますが、事業の進捗ということでよろしかったでしょうか。

潮井公園は令和4年度に第2期目の事業計画として、国の社会資本整備交付金事業として事業計画をつくっておりますけれども、1期2期合わせて全体の事業費が1億2,000万円です。

令和5年度までの執行済みの事業費につきましては、事業費ベースで4億7,700万円、事業費ベースでいう進捗率に置き換えますと45%というところになっております。

今年度、潮井神社の湧水がありますけれども、その南側の広場と親水施設を今、整備を行っております。今回追加配分されました1,500万円についても、そのエリアの整備費に予定をしております。

事業の完了年度につきましては、計画としては令和8年度までの計画となっておりますけれど

も、国の予算を要求をしております関係上、予算の配分があれば、早期に完了をしたいというふうに考えております。

潮井公園につきましては、本町の代表する公園というふうに位置づけて、今、担当課としても一生懸命造っておりますので、その辺についてもなるべく予算を多く要望しながら、丁寧に整備のほうを行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中川公則君） 6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） 御回答ありがとうございます。総額で4億7,000万円ということですかね。令和8年で終わるということで、分かりました。どうもありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） おはようございます。15番渡辺です。2、3お聞きいたします。

令和6年度、益城町一般会計補正予算書（第1号）の13ページだったかな。12ページです。すいません。

民生費、1項社会福祉18節負担金補助金及び交付金の中の物価高騰対応重点支援給付金、調整給付と書いてあるところの、3億4,095万円かな。

それと、13ページの児童福祉施設費11節の役務費、不動産登記手数料52万8,000円と、委託料、公私連携合同保育委託料1,500万円。公課費不動産登録免許税13万円。これをお聞きしたい。詳細な説明をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） おはようございます。福祉課長の菊川です。15番渡辺議員の御質問にお答えします。

議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第1号）、ページ数12ページ、3款民生費1項社会福祉費10目臨時特別給付金事業費18節負担金補助及び交付金の物価高騰対応重点支援給付金調整給付についての詳細な説明ということでよろしいでしょうか。

こちらについては、令和6年度低所得者支援定額減税補足給付事業支給事務が令和6年度ありまして、その中で調整給付というのは、所得税と住民税、所得割を少なくとも一定納めており、定額減税でし切れなかった方について補填の給付ということで計上しております。

なお、見込みとしては7,700件を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉住こども未来課長。

○こども未来課長（吉住由美君） こども未来課の吉住です。15番渡辺議員の御質問にお答えします。

議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中、12ページ、3款民生費2項児童福祉費等の3目11節役務費の不動産登記手数料についてですが、こちらについては、令和4年度から保育所のあり方検討委員会を行っておりまして、答申を受けたことにより、今年度、公私連携保育に移行するための準備を進めさせていただいております。

令和7年の4月1日から移行に向けているところなのですが、それに伴い第3保育所及び第4保育所を公私連携保育に移行する予定で、そちらの施設、今、現状使っている施設を連携する民間の事業者に譲渡する予定とさせていただいております。

それに伴いまして、不動産の登記手数料と不動産の登録免許税、26節になりますけれども公課費のほうを上げさせていただいております。

12節の委託料につきましては、あり方検討委員会の答申の中でも、子どもたちがスムーズに移行できるようにという御意見を付託されておりまして、6か月をかけて移行する民間事業者の方と合同保育をさせていただきたいと思っております。

合同保育に向けての保育士の方の派遣の費用を1,500万円計上させていただいているところで、以上となります。

○議長（中川公則君） 15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 物価高騰対応重点支援給付金の中の調整、これは7,700件と申されましたが、今まで不足した分ですかね。その分の給付になるわけですか。それとも調整。もう1回お願いします。ちょっと聞き損ないましたので。

それから、次のページの不動産登記手数料。これは土地あたりは決まっておりますか。不動産登記料となっていますので。第3は津森ですかね。第4が木山かな。この土地の場所等が決まっておればお聞きしたいと思っております。以上です。お願いしておきます。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 福祉課の菊川でございます。渡辺議員の2回目の質問に対してお答えします。

物価高騰対応重点支援給付金の調整給付というのは、今年度6月、皆さん報道等で御承知かと思いますが、定額減税ということで所得税3万円、住民税1万円分について減税されるということでございますが、所得が一定以下の方については十分減税の恩恵を受けられないということでございます。

そういった方については、市町村のほうから補填という形で補足分の給付ということで該当する方についてはこちらのほうからプッシュ型でお知らせして振り込むというようなものになります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉住こども未来課長。

○こども未来課長（吉住由美君） 15番渡辺議員の2回目の御質問にお答えします。

不動産登記手数料等不動産登録免許税につきましては、新しく購入する土地とかではなくて、現在使用している保育所の施設、上ものの部分で、こちらが公共施設のため登記をされていないのですから、まず登記をさせていただいて、それから民間へという形をとっていきたいということで、今後の移行準備というところで上程させていただいております。以上となります。

○議長（中川公則君） 15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 今の保育所のところですが、これは大体まだ民間に移す前の登記

をして移すということですね。それまでまだそこができたらんから、民間に移したいという、指定管理者にする前のなんですかね。指定管理者とは違う。公私連携と書いてあるけん、そういうところに移す前の登記をしてやるということじゃないですか。違うですか。もう1回お願いします。

○議長（中川公則君） 吉住こども未来課長。

○こども未来課長（吉住由美君） 15番渡辺議員の3回目の御質問ですが、公私連携保育は指定管理者制度とは違いまして、まず、町の施設を民間の方に使っていただく。建物は民間の方に譲渡する予定とさせていただいて、土地はまだ町が持って保有しておく。町も一緒に一定期間運営を見守っていくではないですけれども、関係性を持って運営をしていくという形が公私連携になっていきます。

モニタリングとかを通して、きちんと町立から民間のほうに移してもきちんとした運営ができるようにやっていくというところで、そういう方法をとらせていただいております。以上となります。

○15番（渡辺誠男君） 分かりました。公の民間の人にやっていただくということですね。なかなか分かりませんでしたので、どうもすいません。どうもありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） おはようございます。10番野田です。2点質問をさせていただきます。

議案第45号、一般会計補正予算（第1号）のほうです。10ページの2の1の1の12が一つと、あと一つは13ページの3の2の1の22です。

まず、総務費の一般管理費で上程してあるんですけども、木山仮設団地跡地開発基礎調査委託料1,800万円、この中身について教えてください。

それと、13ページについては、民生費の中の福祉総務費の中の償還金利子及び割引料のところ。過年度児童虐待・DV対策総合支援事業費返還金836万4,000円について教えてください。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） おはようございます。総務課、荒木です。10番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第1号）の10ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節委託料のうちの木山仮設団地跡地開発基礎調査委託料1,800万円の内容についてということでお答えさせていただきます。

こちらは、今年度内に木山仮設団地跡地開発の住宅、公園、生活便利施設の三つを組み合わせた一体的開発の開発構想、将来ビジョンの策定を目指すこととしまして、今議会に開発構想の策定支援に係るアドバイザー業務委託と開発に関する民間委託調査委託に関して必要となる予算を計上しております。

まず、アドバイザー業務委託につきましてでございますけれども、この一体的開発は住宅地、

公園、生活便利施設という性質の異なる施設を組み合わせた難易度の高い開発でありますことから、町内にこれまで同様の開発ノウハウがないことから、他地域にて実績のある民間事業者を募りまして、そのノウハウを生かした助言を受けることで、より魅力的かつ実現性の高い開発構想の策定を目指すために必要となり、計上させていただいております。

また、一体的開発は難易性や地域に与えるインパクトを考えますと、町だけで実施するのではなく、優れた民間の技術力や運営ノウハウ、資金力などを活用した公民連携で行うことが必要と考えており、このために民間企業が参入しやすい環境づくりが重要と考えております。

また、二つ目の開発に関する民間意向調査につきましては、開発構想策定に当たりまして、民間業者の観点からの市場分析や採算性、事業性について客観的に把握するとともに、益城町に適した開発をするという観点から、大手だけではなく、より地元状況を熟知している地場企業を含めたデベロッパーやハウスメーカー、商業者などの民間事業者等に対してヒアリング調査等を行う予定としております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉住こども未来課長。

○こども未来課長（吉住由美君） こども未来課、吉住です。10番野田議員の御質問にお答えします。

議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の中の22節償還金利子及び割引料について。こちらの過年度分の児童虐待DV対策等総合支援事業費の返還金につきましては、実績により返還金が生じたので計上させていただいております。

こちらの総合支援事業につきましては、様々なメニューがございまして、申し訳ございません、手持ちの資料がございませんので、後ほど御報告させていただきます。以上となります。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 2回目の質問です。

まず、今、吉住課長が言われた児童虐待DV対策等総合支援事業費返還金。返還金は830万円返還されているんですけども、そのメニューを本当は知りたかったんですけども、メニューの中身について。また、返還されたということであれば、その中身を照査せんといかんのかなど。返還するより、使ってくれじゃないですけども、必要とあらば使うべきでしょうということろをちょっとお聞きしたかったんですけども。

児童虐待またはDV等対策については、私、一般質問でもよくやっておりますけれども、必要な事業なので、役場として、課として、きちんともう一度照査して、ぜひもっと活用するようにお願いをここではしておきたいと思っております。

あと、もう1点のほう、木山仮設団地の開発基礎調査委託の1,800万円です。この中身について、1,800万円のことについて言われたのか、この構想について言われたのかちょっと分からなかったんですけども、構想としてはもちろん分かります。

木山仮設団地。まず、面積ですけども、私的には二、三ヘクタールかなと思っとったら、も

っと広いみたいで結構大がかりなものになるというところでの開発構想が必要になったというお話ですかね。その開発構想をするのに民間を入れるというのは、アドバイザーも必要でしょうと。そうすると、1,800万円の根拠ってなんですかというお話になると思うんですよ。

大規模開発をされることについては全然いいのかなと思っておりますし、それに民間を入れると。要するにPFIであるということではそれでも構わないと思うんですけども、もう一度この1,800万円の、議案ですので、一応中身については教えていただきたいと思います。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 10番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

面積、先ほどおっしゃいましたように約12ヘクタールを予定しております。

この内容ですけれども、まず、アドバイザー業務委託につきましては、開発構想策定に係る並走型支援、助言・事例解説を含めまして750万円。構想たたき台の作成、将来のイメージ部分のところにつきまして150万円の合計900万円を予定しております。

2点目の民間の意向調査でございますけれども、民間事業者へのヒアリング調査で400万円、上位関連計画に基づくまちづくり方針の整理としまして50万円、地区及び周辺の現況調査としまして50万円、開発に伴う課題の整理としまして100万円、開発ポテンシャルの整理、土地利用イメージの検討としまして100万円、事業スキームの検討としまして150万円、今後の課題、ロードマップの検討としまして50万円の合計900万円を計上しております。

二つ合わせて1,800万円でございますけれども、プロポーザルにより事業者を決定したいと考えておりますので、そういう工夫によって柔軟な質の高い提案がなされると期待をしております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。12ヘクタールということで大規模なものになるというので、今言われたような開発交渉とかアドバイザーの人とか入れることは重要だと思っております。これはぜひ、早急にやっていくべきだろうと思います。

質問の前に一つだけ答えていただきたいのは、今年度の予算で1,800万円と。全体的な構想としての工期といいますか、どれくらいの年度でどういうことを考えているのかというのは、今からですよと言われればそれでも構いませんけれども、それはひとつ答えていただきたいと思っております。

また、プロポでやると言われたんですけども、これ、全部まとめてプロポですか。別々でプロポ。分かりました。じゃあ工程的なものだけ分かれば教えてください。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 10番野田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

アドバイザーからの助言や民間事業者へのヒアリング調査等を踏まえまして、年度内に開発構想の取りまとめを目指しております。

内容としましては、本事業の必要性とか背景、地域の抱える課題の整理、関係法令や国の支援

制度の整理、事業スキームの検討、イメージパースの作成とか、今後の大まかなスケジュールの記載などを現時点で検討しております。これから何年ということを実現時点でお答えすることができない状況です。申し訳ございません。以上となります。

○10番（野田祐士君） やるんであれば、できるだけ急いでしていただけるように。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎です。

議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）の中から2点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目は、10ページ、歳出、2款総務費の2項社会福祉費5目社会福祉施設費の中の12節委託料です。

ここの委託料の中に31万4,000円について、これは、多分5年度、憩の家の利用者数が少なかったため、委託料の不足分、これがこの金額だろうと思いますが、ちなみに令和4年度実績での不足分、これについて教えていただきたいと思っております。これが1点目。

あわせて、令和6年今年の4月と5月の憩の家の入場者数、これが分かれば教えていただきたいと思っております。

それから2点目の質問なんですが、13ページになります。3款民生費2項児童福祉費3目児童福祉費の施設費12節委託料、公私連携合同保育委託料1,500万円。これは先ほど同僚議員のほうで質問があつて、対象となる園は第3第4保育所と、こういうふうにお答えがありました。保育所は分かっているんですけども、民間の相手、これはもう大体分かっていのでしょうか。分かる範囲で教えていただきたいと思っております。以上、2点質問をいたします。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 福祉課の菊川でございます。11番宮崎議員の質問にお答えします。

議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第1号）、11ページ、第3款民生費第1項社会福祉費第5目社会福祉施設費12節委託料、憩の家指定管理料について、先ほど議員おっしゃるとおり、こちらについては、協定に基づき入場料が年間880万円を満たさない場合、その不足分について追加して支払うものでございます。令和5年度は31万4,000円でございます。令和4年度分については、84万2,000円ということでございます。

次に、憩の家の4月と5月の入場者数というところでございますが、4月については3,413人、5月については3,549人でございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉住こども未来課長。

○こども未来課長（吉住由美君） 11番宮崎議員の御質問にお答えします。

議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中、3款民生費2項児童福祉費3目児童福祉施設費の12節委託料、公私連携合同保育料の1,500万円について、民間の事業者がもう決まっているかという御質問だったかと思うんですが、現在、それに向けて進めているとこ

ろで、まだ事業者については決まっておられません。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。

まず、憩の家の利用者、金額的な不足数についてはよく分かりました。84万2,000円が4年度、そして今年度が、先ほど言いましたように31万4,000円。ほんの少し回復はしておりますけれども、多分コロナの影響だろうと思います。引き続いて回復していければいいなと思います。

それから、合わせて入場者数が今年度が4月3,412人、それから5月が3,549人。思ったりまだ少ないなど。かなり私も1週間に1回か2回はあそこを利用させてもらって様子を見るんですけども、だいぶ増えてきたなという感じはするんですけども、まだまだ少ないなど、こんな感じがいたします。引き続いて利用者の方に協力をお願いしないといかんかなと思います。

それから2番目の質問だったんですが、これはまだ事業者が決まってないと、相手が決まっていなということなんで、これから慎重に決めていただきたいと思うんですが、いずれにしても7年の7月前後にはもうそれで出発しようと、こういうのだったら早めに決めて、よく保護者の方たちと連携を取りながらやる必要があるのかなと思います。大体答弁で理解できましたので、私の質問はこれで終わります。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） おはようございます。吉村です。

令和6年度益城町一般会計補正予算書中、歳出で10ページ、2款総務費4目の企画費で12節13節委託料使用料及び賃借料で、A I デマンドバスシステム導入業務委託料で1,100万円。A I デマンドバスシステム使用料で732万円。この内容をお知らせください。

○議長（中川公則君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） 企画財政課の松本でございます。8番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第45号、令和6年度一般会計補正予算（第1号）中、10ページ、2款1項4目企画費の12節と13節A I デマンドバスシステムに関連してその内容をという御質問だったかと思えます。

まず、A I デマンドバスにつきましては、現在運行しております広安木山コミュニティバス、こちらが一応9月までが実証運行ということでやっておりますけれども、なかなか利用者が少ないと。1便当たり一人も乗っていないというような状況。そして利用者からのニーズあたりも確認すると、状況として合っていないのかなというところがありまして、このデマンドバスのほうの導入というのを進めていきたいといったところで考えているところでございます。

まず、12節のシステム導入業務委託料の内容としましては、システムに係る環境の構築とか、あるいはそれに当たってのサポート業務とか、あるいはいろんな初期設定等々ございますので、そういったものを委託料というところで計上させていただいております。

あと、13節の使用料及び賃借料につきましては、システムのほうを利用いたしますので、その

分の使用料が発生してまいりますので、その分について半年分を計上させていただいているというようになっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） ありがとうございます。

まず、お聞きしたいのが、木山広安コミュニティバス。これは4月1日から9月30日まで利用するというので、町民の皆さん方にも広報紙とか、またこういったものを作成して使っているわけなんですけれども、AIデマンドバスというのは、AIを使って、利用する方が連絡をとって、そこに行くという形のイメージとしては、そういったデマンドバスのシステムというのはイメージできるんですけれども、益城町はAIデマンドバスにコミュニティバスの業務を変更する予定なのかどうか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中川公則君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） 企画財政課の松本でございます。8番吉村議員の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

質問としましては、現在、運行している広安木山コミュニティバス、こちらをAIデマンドバスのほうに移行する予定なのかという御質問だったかと思えます。

まず、今の広安木山コミュニティバスにつきましては、本年の9月までが一応実証運行ということで運行しております。

先ほど申し上げたような利用状況あるいは利用者のニーズあたりも踏まえたと、今運行しているコミュニティバスはなかなか皆様のニーズに合っていないところがあるのかなというふうなところを思っております。

そこで、皆様のニーズに合うような形というのを考えていったときに、AIデマンドバス、こちらのほうを導入してそちらに切り替えていったほうがニーズに沿った形で運行できるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

ですから、一応今のところ9月まで、今の広安木山コミュニティバスを導入運行しまして、10月以降、AIデマンドバスのほうを、今、広安木山コミュニティバスが走っております木山校区と広安校区を対象に、こちらのほうに移行していきたいというふうに思っております。

まずは10月から来年の9月までを実証運行の期間ということで運行させていただきたいというふうに考えているところです。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 2回目の回答ありがとうございます。

あまりにも、コミュニティバス、計画してから実施するまでは半年以上かかっていると思うんですけれども、まだ6月の時点で既に10月以降また業務を変更したいということを執行部が言っているわけなんですけれども、もっと工夫すべきところはないのかなという思いがしております。

デマンドバスとなると、本当運用が難しい。デメリットメリットは、今スマホがありますので、

スマホで検索すると、AIデマンドバスで項目を調べると、メリットデメリットば一つと出てくるんですね。それを見ていると、益城町にとってデマンドバスがどうなのかというのが非常に疑問視をしているところではございます。もっとよく考えていただいて、コミュニティバスの運用を考えていただければというふうに考えております。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 9番甲斐です。

令和6年度一般会計補正予算の中から、まず1点は、歳入、7ページ。9目の教育費国庫補助金、4節社会教育費補助金。この中で、説明としては、九州防衛局再編関連訓練移転等交付金1,095万円が計上されています。これで、前日の説明では、高遊原分屯地でオスプレイ訓練があったというふうなところを言われましたので、それについてちょっと詳しくお尋ねしたいというふうに思っています。

多分このことかなと思ったりするんですが、昨年の10月14日から10月31日まで日米共同訓練、レゾリュート・ドラゴンというのが九州沖縄を中心に行われました。そのときに高遊原に自衛隊のオスプレイ及び米軍のオスプレイが飛来しております。そして訓練地に向けて飛び立っています。

こういうふうなことがありましたので、1点目、高遊原には度々オスプレイが飛来しています。国庫補助金はいつの訓練に対するものだったのか。

2点目。国庫補助金の名目は何か。例えば空港使用料とか何かそういうようなものがあるのかどうか。

3点目は、高遊原には自衛隊のオスプレイ、米軍のオスプレイが度々飛来しています。どちらのオスプレイによる補助なのか。それか、双方によるものなのか。

4点目。国庫補助金を教育費国庫補助金、社会教育費補助金として受け入れています。これは国の指示による補助なのか、町の判断に委ねられているものなのか。

それから、関連して、17ページ、歳出。保健体育費、2目体育施設として同額の1,095万円が一般財源に組替えといますか、マイナスになっていますから組替えされています。これについては何に使われる予定でここに計上されているのか。具体的に5点について伺います。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。9番甲斐議員の御質問にお答えいたします。

まず、議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中、7ページになります。歳入の17款2項9目教育費国庫補助金、社会教育費補助金の九州防衛局再編関連訓練移転交付金1,095万円の内容でございます。

こちらにつきましては、九州防衛局から連絡がありまして、高遊原分屯地で行われたオスプレイ訓練に対して交付金を交付するというところでございまして、こちらにつきましては、同額、令

和5年度も交付があつてございます。

詳細な内容につきましては、そのとき御説明はありませんでしたので、議員御質問の、いつ、それから名目、それから、どちらの国のものかなどについては、こちらは内容については確認はしておりませんし御説明もあつておりません。申し訳ございません。

それから、教育費に充てているというところでございますけれども、こちらにつきましては、この交付金は複数のメニューに充てることができまして、教育であつたり、福祉であつたり、また、いろんな住民の生活環境を改善するような施設の整備とか、そのようなものにも充てられるんですけれども、今回、当初予算で総合運動公園の調整池のポンプの改修を行う計画がございましたので、ちょうど事業費としてその中に充当するというようなことから、今回、歳入のほうで7ページで上げさせていただいておりまして、歳出のほうでは、ページ数でいきますと17ページの10款7項2目体育施設費の国庫支出金として、その分を1,095万円充当いたしました関係で、一般財源がその分浮いたというところでございます。ですので、この一般財源を何に使うかというところまでは、今回の予算の中では決まっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 九州防衛局からこれだけの金額が来たということですがけれども、私のほうにはオスプレイが度々来ているんで、いつの訓練なのかというのをちょっと調べてくれということがあったんですけど、そういうのは調べられないのかどうか。

それから、この金額が一般財源に組替えで自由に使えるということについては分かりました。その点をちょっと分かるかどうか教えていただけますか。調べられることができるか。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。9番甲斐議員の2回目の御質問にお答えいたします。

訓練の内容について調べていただきたいという御質問でございました。戻りまして、早速調べさせていただきますと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） なぜこんな質問するかというのは、昨年米軍のオスプレイが屋久島沖で墜落しましたよね。それと同形の米軍のオスプレイが昨年10月に飛来しているんですよ。私も現地で調査をいろいろしました。やはり、こういう欠陥オスプレイが益城町の上空を飛ぶということについては非常に強い懸念を持っています。

今年4月も、これは自衛隊のオスプレイですけど、上空を飛んでいますよね。そういったことから、やはり、この問題については看過できないということがありますので、極めて遺憾だということで中止を求めているんですけど、そういうようなことから質問をいたしました。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 4番の上村です。私もちょっと1点だけ確認のほうをさせてください。

先ほど同僚議員からあった件ではあるんですけど。

まず、3款の民生費、2項児童福祉費、3目の児童福祉施設費、ページ数としては、13ページですね。

これで、先ほど説明があったんですが、11節の役務費、不動産登記手数料52万8,000円。それと公課費13万円。まず、先ほどの説明の中で、公共の施設のため登記をしてないということで、一旦これの費用というのは町が所有権として登記するということでの登記費用なんでしょうか。それをちょっと確認したいなど。

先ほど説明の中で、土地については町が所有していくと。そして、建物については、民間の事業者さんのほうに移譲するということがあったんですが、それについては、例えば、条件がついているのか。何年間という条件がついているのか。事業として保育の事業をする間とか、そういった登記事業は時効がついているのかどうか。それをちょっと確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 吉住こども未来課長。

○こども未来課長（吉住由美君） こども未来課の吉住です。4番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中、3款民生費、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費の中の11役務費と公課費の件についてですが、すいません、まず、公私連携保育というところをちょっと御説明を先にさせていただきます。申し訳ございません。

公私連携保育所とは、町から土地建物を無償貸与などの協力を得て設置する私立保育所となります。令和4年時点では熊本県内には実施事例はございませんが、全国的に55件の事例がございます。平成28年度から制度化されておりまして、児童福祉法第56条の8に明記されておりまして、市町村は土地や建物などで協力する一方で、公私連携保育法人と同法第56条の8第2項に規定される協定書を取り交わして、その上に関与していくということになっております。

今、御説明しました土地建物の無償貸与というところになるので、建物は公共施設であるので登記をしてないので、譲渡しなきゃいけない。そのために一旦、登記させていただくことになる。今は登記ができていない。公共施設なので。なので、登記をさせて、まず、町のものとして登記する。そして、次、予定としては譲渡する。そのために登記を渡すという形になります。

登記手数料に関しては町の持ち出しになりまして、譲渡するときには次は民間のほうでやっていただくという形になります。

それと、第3保育所、第4保育所についてですが、現状今の場所で運営をさせていただくことになっております。

その後、町のほうで新たに土地のほうを確保させていただくか、今既存にあるところの施設の建て替えになるか、そこはちょっとまだ検討中なんですが、その後に民間のほうで施設を建てて、次、運営をしていくということになっております。町のほうで施設を建てる場合は補助事業が全くございませんが、民間の方が施設整備をされる場合は補助事業がございますので、そういう方

法をとらせていただく。

期間については、今現在ちょっと検討中ございまして、今時点で何年とかということのお答えはできません。申し訳ございません。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。おおむね分かったんですけど、建物については貸与ではなくて所有権のほうを民間事業者さんにやってもらうということですよ。所有権自体も最終的には移っていくということですよ。

そうなった場合が、例えば土地は町が持っておる。建物を移した場合は自動的に地上権が設定されるようなもので、万が一、先々に幼稚園の用途は廃止しますと、事業者さんがそうなった場合、その場合は登記は建物は事業者さんのほうに残っているわけですよ。そうなった場合どうなりますかね。もうやめますよって。町は土地だけ持っとっても、地上権が設定されているものですからどうにもならないなど。ただ、その辺の内容を協定書のほうにきちんと、停止条件ではないですけど、特記事項か何かできちんと書いておく必要はあるんじゃないかなと思います。

私が伝えたかったのは今の内容みたいなものですから、その辺もちょっと注意しながらやっていただきたいなと思います。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

これで、議案第45号「令和6年度益城町一般会計予算（第1号）」及び議案第46号「令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」の質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第47号「益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第49号「益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの3議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。1点だけ質問をさせていただきます。

議案第49号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準ということで改正をされるということでありましてけれども、ちょっと中身について少し詳しく教えていただければと思います。

まず、そのものの中身ですね。育成事業とはどういう事業なのかと。そして改正内容ですね。研修をするということはどういうことなのかということを教えてください。

○議長（中川公則君） 吉住こども未来課長。

○こども未来課長（吉住由美君） こども未来課の吉住です。10番野田議員の御質問にお答えします。

議案第49号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての御質問で、この放課後健全育成事業とは、いわゆる学童と言われるものになります。小学生の子どもたちが、学校が終わった放課後に放課後児童クラブというところで過ごしていただくという事業になります。

改正の内容につきましては、今回、改正は経過措置として、支援員さんという方たちがいらっしゃるんですけども、支援員の方が、ある一定の条件、保育士であったり、教員免許を持っていらっしゃる方が働いていらっしゃる、あとは児童福祉施設とかで働いていらっしゃる方、資格を持ってない方はですね。資格を持ってない方については2年補助員として働いた後、県の放課後児童クラブ健全育成支援員、正式になる支援員の研修を受けなければなりません。それを2年間のうちに受けることと予定していたら、正式な放課後クラブの支援員としてみなしますというものなのですが、これまで町のほうは施行日から令和5年3月31日までの間とさせていただいていたんですが、それを当分の間とさせていただいております。

これにつきましては、町内にございます児童クラブのほうから、この施行日から令和5年3月31日までの間という期間を設けておくに運営に支障が出るという御相談がございましたことから、国においても、さきに改正を行っていることもございまして、今回上程させていただいているところでございます。以上となります。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

今の御説明の中で一、二点、また質問をしたいんですけども、この改正の中身に、研修計画を定めた上でということになっております。ということは、先ほど言われたように研修計画を定めるというのは、県がやるというお話なのか町がやるというお話なのかという点が1点。

それと、支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内という制約がまたあります。この2年以内という制約を付け加えることによって、改正することによって、この制度自体、支援員の方に、何と申しましょうか、負担になるのかならないのかという部分が出てくると思いますけれども、その2点について教えてください。

○議長（中川公則君） 吉住こども未来課長。

○こども未来課長（吉住由美君） 10番野田議員の2回目の御質問です。

研修につきましては、県のほうで行う研修になります。

それと、2年以内と期間を定めているところで、支援の方に負担がかかるのではないかとことなのですが、支援員の先生たちが研修を受けることによって、頂く補助事業の基準額というのが上がってくるので、業務的には研修を受けることによって勤務が空いてしまうところではございますけれども、ほかの職員の方たちのカバーもありますので、そこは負担はないのではない

かなというふうに考えております。以上でございます。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

これは町の条例改正ですよね。また、何か問題があったらその都度やっていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） これで、議案第47号「益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第49号「益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を終わります。

次に、議案第50号「物品の購入について」から、議案第55号「工事請負契約の締結について」までの6議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） これで、議案第50号「物品の購入について」から、議案第55号「工事請負契約の締結について」までの質疑を終わります。

議案第45号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から、議案第55号「工事請負契約の締結について」までの11議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から、議案第55号「工事請負契約の締結について」までの11議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案の詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の日程を終了しました。これにて散会します。

散会 午前11時27分

6 月 12 日（水曜日）

令和6年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年6月10日午前10時00分招集
2. 令和6年6月12日午前10時00分開会
3. 令和6年6月12日午後3時12分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 8番 吉村建文議員
- 13番 中村健二議員
- 11番 宮崎金次議員
- 9番 甲斐康之議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 松本昭一君 | 8番 吉村建文君 | 9番 甲斐康之君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 榮正敏君 | 18番 中川公則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|--------|---------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 清田聡美君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 山口拓郎君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 中山貴文君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 税務課長 | 坂井浩章君 |
| 住民課長 | 田上恵美君 | 福祉課長 | 菊川和幸君 |
| 福祉課審議員 | 川原さおり君 | こども未来課長 | 吉住由美君 |

健康保険課長	吉本秀一君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	竹林浩幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	相良憲二君
水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問となっています。

なお、本定例会の一般質問通告者は7名です。

一般質問は本日と明日13日の2日に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に吉村建文議員、2番目に中村健二議員、3番目に宮崎金次議員、4番目に甲斐康之議員、明日13日は、1番目に坂井金次郎議員、2番目に野田祐士議員、3番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に吉村建文議員の質問を許します。

8番吉村建文議員。

○8番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。8番、公明党の吉村建文でございます。

熊本地震より8年2か月が経過いたしました。町の姿も復興の歩みを実感できるようになったと思いますが、まだまだこれからもその歩みを継続させていかねばと思う次第であります。

令和4年12月議会、令和5年9月議会で提案していましたが可燃物のゴミ袋の最小化についても、5月の連休以降に各スーパーで販売が可能となりました。1人でお住まいの高齢者の方々に利用していただくことができ、ありがとうございました。また、傍聴者の方々、また、モニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持ってくださりありがとうございます。

今日も町政に関する質問をさせていただきます。本日は4点にわたって質問させていただきます。1点目、不登校の問題について、2点目、福祉・防災について、3点目、おたふくかぜワクチン公費助成について、4点目、益城町の観光と花火大会の実施について、以上4点にわたって質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

初めに、不登校の問題についてであります。この質問は、昨年の12月議会においても質問させていただいたのですが、1、本町において教育支援センター、フレンドネットを2か所設置しておられるが、実際に行ってみると問題点があるように思われます。対応は考えているのか、お尋ねいたします。

私が訪問したミナテラスにある教育支援センターは、まず、使用している部屋が約3畳ぐらいで非常に狭い環境である。児童が2人も来たら満室になり、指導することも遊ぶこともできないのではないかと思われる状況だと思います。また、もう一つのこがみ舎ですが、広さはあるのですが間仕切りもなく、児童が複数人来た場合には対応に問題があるように感じました。また、こがみ舎は、NPO法人から間借りしている状況で、支援員の方々も資料などを持ち帰っている状況でした。当然コピー機などもない状況でした。

私はこの様子を見て、何とかならないものかと思いました。というのも、4月に隣町の御船町において、不登校や養育環境に問題がある児童らを受け入れるミフネココモが開所され、生活や学習面などを支援し、子どもたちに家庭と学校以外の安心できる居場所として利用してもらえる場所ができたとのことでした。私も早速現場に行き、担当しておられる方にお話を伺ってきました。と同時に、益城町にもこのような施設があったらいいなと思った次第でした。何といたっても教育には施設などの環境条件を整えることが大事と思うからです。

2、将来的に本町は宅地化、工業立地化など人口増が予想されますが、仮称総合教育子育て支援センターを設置すべきではないでしょうか。その際、学校教育課、こども未来課、生涯学習課など、組織横断的な設置機能強化体制をつくるべきではないかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 本日から明日にかけての一般質問、よろしく申し上げます。また、傍聴席の皆様方、早朝より御苦労さまです。

それでは、8番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、本町において通所施設を2か所設置しているが、問題点があるように思われるが、対応は考えているのかについてお答えします。

教育委員会では、不登校傾向の児童生徒への支援は大変重要であると認識しておりまして、学校や教室に入ることに抵抗を感じる児童生徒に寄り添うために、教育支援センターフレンドネットを町内2か所に整備しまして、7人の支援員を配置しておるところでございます。

本年度も熊本大学や県立大学、こどもL.E.C.センターなどの支援をいただきながら、児童生徒一人一人のニーズに合わせた個別学習や教育相談及び体験活動などを行い、支援内容の充実・深化を図っております。また、不登校の児童生徒に適切に対応することはもちろん、不登校を未然に防ぐことも重要な課題と捉えておりまして、各小中学校における個別の対応に加え、不登校状況になる前に、あるいは早期の段階で適切に対応できるよう、各中学校区の小中学校間で児童生徒の学校生活の状況や家庭環境の情報等を共有するなど、連携して取り組んでいるところでございます。

一方、施設面では、議員御指摘のとおり、こがみ舎ではコワーキングスペースの一部を利用していることもありまして、共用スペースでの活動にとどまっており、今後、カウンセリングを行う相談室や支援員の事務スペースなどの確保が求められます。また、交流情報センター・ミナテラスにおきましても、小会議室で少人数を対象に学習支援を行っておりますが、不登校児童生徒数が年々増加傾向にあることから、将来的にはさらなる施設面の充実が必要であると認識してお

ります。

このような状況を解消するために教育委員会では、施設を利用する不登校児童生徒の利便性や教育環境の改善を念頭に置き、事業の充実を図ることのできる代替施設等について検討しているところです。今後とも町内の不登校児童生徒に対する支援や事業内容の充実を図りますとともに、施設の環境整備や改善につきましても引き続き検討してまいりたいと考えます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。本日は多くの皆様方に傍聴いただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、8番吉村議員の一つ目の御質問の2点目、将来的に本町は宅地化、工業立地化など人口増が予想されるが、仮称総合教育子育て支援センターを設置すべきではないかにつきましてお答えをします。

本町では、本年4月に妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことを目的としたこども家庭センターを設置し、令和7年度からの本格運用開始に向けて、現在、業務内容の整理や体制整備を進めているところです。また、様々な事情により食事をとることができない、学習する環境がない、放課後に過ごす場所がないという課題を抱えた子どもたちが安心して過ごすことができるよう、町内の関係団体と協力しながら、こども食堂や地域食堂、学習支援活動への支援を通した子どもの居場所づくりにも取り組んでいるところです。

国におきましては、令和5年4月にこども基本法が施行されることに伴い、同年12月にこども大綱が閣議決定され、こども家庭庁を中心に事業の再編や補助金の見直しなどが進められています。熊本県におきましても、本年度中には熊本県こども計画が策定される予定です。

本町におきましても、今年度中に県の計画と連動しまして益城町こども計画を策定する予定であり、今後、子ども本人や子育て世代の方々、関係団体の皆様に対するアンケート調査やニーズ調査の実施を予定しているところです。また、先ほど申し上げましたこども家庭センターの在り方や子どもの居場所づくりなどの事業につきましても、本計画の策定委員会の中で検討いただくこととしております。

いずれにしましても、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティなど、社会全体で子どもや若者、子育て世代の視点に立ち、最善の利益を第一に考えながら、様々な取組を実施することもまんなか社会の実現に向けては、議員御提案の仮称総合教育子育て支援センターのように、組織横断的に取り組むことが重要だと考えております。このため町としましては、まずは本年4月に設置しましたこども家庭センターの本格的な運営開始に向けて、医療、福祉、教育に携わる行政を含めた関係者の皆様とともに、本町の子どもたちや子育て世代の方々が安心して過ごすことができるようにしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

私も教育支援センターのフレンドネット2か所が町内に整備されていることは知っていますが、その実情については詳しく知りませんでした。特に、施設の面では非常に厳しい状況にあること

を実感いたしました。不登校問題についてソフトの面では、熊本大学や県立大学、こどもL.E.C.センターなどの支援をいただきながら、児童生徒一人一人のニーズに合わせた個別学習や教育相談及び体験活動を行っているのは分かります。しかしながら、施設的环境整備や改善については、甚だ心もとない現実があるように思えてなりません。

交流情報センター・ミナテラスにおける教育支援センターは3畳ぐらいの場所に支援員の先生がおられ、生徒児童が1人でも来たらそれで満室、2名以上いたら空いている応接室を借りて対応しておられるのが実情であります。私も行って初めて現状を知ったという情けない思いをいたしました。もう一つのこがみ舎は既に2回ほど行って現状はつかんでおりましたので、その広さや環境整備については3月議会でも紹介させていただいておりますが、資料等を保管する場所がない等の不便さを解消すべきであると思っております。

今回、この問題を学校教育課に問い合わせてみましたが、支援員の先生方への給料とこがみ舎の借地料は生涯学習課の予算から出されており、ソフト面は学校教育課、ハード面は生涯学習課に分かれていることも確認できました。となると、この不登校の児童生徒に対する施設的环境整備については第三者委員会に諮ってもらわなければならないと思いますが、いかがでしょうか、町長の見解をお伺いします。

この不登校の児童生徒の問題は、学校に行けない子どもたちに安心できる居場所を早急につくってあげて生活や学習面などを支援し、家庭と学校以外の居場所の設定が必要だと思えます。益城町の将来にも大きな影響を与えたいと思えてなりません。

次に、仮称総合教育子育て支援センターの設置についてですが、本町では本年4月に妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことを目的としたこども家庭センターを設置されて、令和7年度からの本格的運用開始に向けて進めていくことになっているとの回答でありましたが、このこども家庭センターの対象となる方たちとは、年齢的にどれくらいの方を考慮されるのでしょうか。また、益城町こども計画を策定される予定であるとのことでしたが、対象は、こども計画の名称から考えますと18歳ぐらいを考慮されるのか、また、いつまでに策定されるのか、お伺いいたします。

子どもの居場所づくりにも取り組んでいかれるとのことですが、先ほども言いましたように、学校教育課、こども未来課、生涯学習課、福祉課などの組織横断的な取組が必要だと思えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の一つ目の御質問の1点目の2回目、不登校の児童生徒に対する施設的环境整備や改善について第三者委員会に諮ることはできないかにつきまして、お答えをします。

不登校児童生徒の支援につきましては、教育支援センター、フレンドネットを町内の2か所に設置し、こがみ舎及び交流情報センター・ミナテラスの1室にて実施をしているところです。議員御指摘の各施設の状況につきましては、専用の施設ではないこと、十分なスペースが確保できないことなど、先ほどの教育長答弁にもありましたとおり、私自身も課題として認識をしている

ところでは、町としましては、施設を利用する不登校児童生徒の利便性や教育環境の改善を念頭に、事業の充実を図ることのできる代替施設の確保や施設運営の在り方につきまして、教育委員会部局と情報共有をしながら検討してまいりたいと考えております。

8番吉村議員の一つ目の御質問の2点目の2回目の1点目、こども家庭センターの対象者につきましてお答えをします。

令和7年に本格運用開始を予定しておりますこども家庭センターでは、昨年度までの子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の有する機能を引き続き生かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することで、母子保健、児童福祉相互の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なくかつ漏れなく対応することを目的に設置運営するものです。

議員御質問の対象となる児童につきましては、国のガイドラインでは妊産婦から子どもやその家庭と明記をされており年齢の制限を設けてありませんので、本町としましては対象とする町民の方々を幅広く想定して運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目の2回目の2点目、こども計画の対象と策定スケジュールにつきましてお答えをします。

先ほども申し上げましたが、今年度策定しますこども計画は四つの計画を一本化した計画となります。一つ目が子ども・子育て支援事業計画、二つ目が次世代育成支援行動計画、三つ目が子どもの貧困対策計画、四つ目が子ども・若者計画です。この4つ目の計画、子ども・若者計画の対象者が30代までの子ども・若者とされておりますので、本計画におきましても39歳までの方々が対象となります。なお、本計画につきましては今年度中の策定を予定しているところです。

次に、一つ目の御質問の2点目の2回目の3点目、子どもの居場所づくりにおける組織横断的な取組の必要性につきましてお答えをします。

子どもの居場所づくりにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、こどもまんなか社会の考えの下、社会全体であらゆる関係者が連携しながら取り組む必要があると認識しており、町内の関係団体と協力をしながら取り組んでいるところです。また、教育委員会におきましても、益城町教育大綱におけるいじめ・不登校防止及び自立支援の取組として、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な行事に取り組むことができるよう、子どもたちの自立支援の取組を充実させ、いじめ・不登校防止に関わる基本方針に基づき、全ての幼保小中と情報を共有しながら細やかな対応を図っていくこととしております。さらに、いじめ・不登校児童生徒への相談機能を持った組織づくり、居場所づくりを関係機関と連携しながら整えていくこともうたっております。加えまして、福祉課を中心に関係課や関係機関が連携しまして、重層的支援体制整備事業において多世代交流の居場所づくりや、地域の新たな居場所づくりにも取り組んでいるところです。

このように、町としましては、こどもまんなか社会、子育てしやすいまちづくりの実現に向けて、議員御指摘のとおり今後も組織横断的に子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 次に、福祉、防災について質問させていただきます。

初めに、避難行動要支援者登録制度の現状はどうなっているかについて質問させていただきます。この質問は、令和3年3月議会でも質問させていただいております。災害時に自力での避難が難しい高齢者や障がい者の方々は避難行動要支援者と呼ばれています。個別計画は、この要支援者ごとに避難方法や避難先、手助けする人などを明記したものです。市区町村が、民生委員や自治会、福祉関係者らの協力を得ながら作成を進めていくことになっています。

令和3年3月議会での回答では、名簿登録者全ての方の個別計画の策定については、避難行動要支援者計画の見直しをはじめ名簿情報の提供、条例の制定を行うことが必要ですので、令和3年度より作業に着手しても数年間はかかると見込んでいたとのことでした。また、計画の作成には、避難方法や避難先の確保、自主防災組織の設立、支援者の確保なども課題となっておりますとの回答を得ましたが、3年を経過した現在どのようになっているのかお伺いいたします。

次に、防災に関連して、避難所における配慮と課題についてですが、災害時に避難所において、障がい者用支援用バンダナの作成について検討はなされているのでしょうか。これは、聴覚に障がいがある方がバンダナを身につけることにより、聴覚に障がいがあることや手話・筆談等のコミュニケーションが必要であることを周囲に知らせ、支援や配慮を受けやすくするとともに、災害情報等の取得が十分に得られるようにします。また、手話ができる方にも身につけてもらい、支援等が必要な方に手話ができることを知らせる役割としても使用します。県内の自治体でもこのバンダナを準備しているところが増えていきます。本町においても検討していただけないでしょうか、お尋ねします。

防災訓練実施状況及び課題についてお尋ねします。熊本地震が発生してから8年が経過しました。昨年、町の総合防災訓練に参加しましたが、コロナ禍が落ち着いたこともありましたが、参加者は予想していた人数よりも少なかった気がいたしました。災害は忘れた頃にやってくると言われますが、防災訓練は常日頃からやっておくべきだと思います。本町での防災訓練実施予定とその課題について、どう計画されているのか、お尋ねいたします。

昨年の防火訓練の際、ドローンを使ったデモンストレーションがありましたが、河川の氾濫状況等、人が入れない場所の被災状況を確認したり、迅速に救援物資を届けるといったことが可能になります。県内の自治体でもドローンを配置しているところがあるそうです。また、配置はしていなくても、ドローンを操作できる団体と災害時での協定を結んでいる自治体もあるということですが、本町においてはどのような対応を考えておられるのか、お尋ねします。

次に、今回の能登半島地震の被災地で、簡単に設置できる段ボール型のインスタントハウスの利用が広がっています。これは室内用と室外用の2タイプがあり、石川県輪島市など6市町の12避難所に計700棟が発送され、避難生活が長引く中、プライバシー確保や感染症予防に活用されているとのこと。何といたってもその価格なんです、1棟約1万円程度で完成するという優れものです。本町においてもインスタントハウスを確保すべきだと提案しますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の二つ目の御質問の1点目、避難行動要支援者登録制度の現状につきましてお答えをします。

本町では、令和3年9月に益城町避難行動要支援者名簿に関する条例を制定しまして、避難行動要支援登録者につきましては、同条例施行規則第3条で次のように定めています。避難行動要支援登録者となるのは、1、介護保険法による要介護認定が3、4、5の重い状態の方。2、身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの種類が視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由であり、かつ等級が重度の1級または2級の方。3、療育手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が重度のAの方。4、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、その障がいの等級が重度の1級の方。5、その他町長が特に必要と認める方のいずれかに該当する方であり、その人数は令和6年4月1日時点で653名となっております。また、本人からの提供拒否の申出がなければ、平常時における名簿情報の提供を可能としており、5月末時点で6団体の民生委員、児童委員や行政嘱託員などの避難支援等関係者からの申請を受け、名簿を提供しております。

議員御質問の個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に記載されている方のうち、在宅で家族等の支援が難しく、自ら避難することが困難な方を対象とし、お一人お一人の状況に合わせて策定する避難支援のための計画となります。このため、避難支援等関係者に対し、名簿を用いて個別避難計画の作成を必要とする対象者の選び出し及び計画作成の御支援をお願いしておりますが、避難する際の支援者が見つからないなどの理由により、新たな計画の作成がなかなか進んでいない状況です。

なお、従前から作成されておりました個別避難計画につきましては、令和3年10月に実施しましたアンケート調査等を踏まえ、現在55件が引き続き更新をされております。また、令和3年度には、国の個別避難計画作成モデル事業を実施して、町内及び避難支援等関係者の体制の見直しを行い、新たに3件の個別避難計画の作成を支援いたしましたところ です。

今後も個別避難計画の作成につきましては、避難支援等関係者と協力するとともに、その必要性につきまして町民の皆様十分に周知を図るなどしっかりと取り組んでまいります。

次に、8番吉村議員の二つ目の御質問の2点目、避難所における配慮と課題、災害時障がい者支援用バンダナの作成の検討につきましてお答えをします。

まず、本町の避難所につきましては、避難者を受け入れる際の対応といたしまして、受付の際に本人や家族の体調、介助や配慮が必要かどうかを把握し、避難者同士の距離を十分に確保しますとともに、洗面所への動線を考慮した場所を割り振るなど、避難者に配慮した適切な対応に努めております。

議員御質問の災害時障がい者支援用のバンダナにつきましては、障がいがある方が災害時に身につけることで必要な情報や支援が届けられるものとして、自治体での導入が進められていると認識をしております。慣れない場所へ避難することにより、環境の変化やコミュニケーションなど様々な不安を抱える中で、障がいがある方が取り残されないような対策としてバンダナは有効であると考えますので、導入について先行事例を踏まえながら検討してまいります。

また本町では、障がいや難病などにより、支援や配慮を必要としている方に対しまして、ヘルプカードの普及に努めております。ヘルプカードには伝えたいことや対応してほしいことを自由に書くことができるため、本人に寄り添った支援につなげることができます。緊急時や災害時におけるヘルプカードの活用を促進するためにも、窓口での相談事や広報紙及び町ホームページを活用し、引き続き積極的に普及・啓発を進めてまいります。

8番吉村議員の二つ目の御質問の3点目、防災訓練実施状況及び課題について、ドローンの配備を提案するにつきましてお答えをします。

防災訓練につきましては、行政や防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認や連携、住民の防災意識の高揚を図ることを目的としまして、地域の方々や関係者の皆様の御協力をいただきながら実施をしているところです。今年度の実施計画につきましては、まず、住民参加型は、町総合防災訓練や自主防災組織及び防災士連絡協議会の避難所設営運営訓練を予定しております。また、職員参加型としましては、緊急連絡送受信訓練や災害対応訓練を計画しており、先月は梅雨入りを前に豪雨災害を想定しました災害対応訓練を実施したところです。

議員御質問のドローンの配備につきましては、災害時における被災箇所の情報収集や行方不明者の捜索、高所からの状況把握など、防災行政無線システムと連動した活用を図るため、令和3年度から令和5年度にかけて整備しました防災行政無線のデジタル化に合わせまして、暗視カメラや熱感知カメラを装備しました高性能のドローンを2機購入しており、今年度も比較的安価な小型のドローンを1機購入する予定です。また、災害時において無人航空機に関する必要な操縦技術等を有する民間事業者と連携することにより、被害の軽減及び復旧復興の迅速化を図ることを目的としまして、令和3年11月に救急医療災害対応無人機等自動支援システム活用協議会、熊本県ドローン産業推進協議会及び株式会社コマンドディーの3者と、災害時における無人航空機を活用しました連携協力に関する協定を締結しております。

なお、災害時以外でも、木山橋の開通式イベントでの空撮など、町の魅力発信を目的とした活用も行っているところです。

今年度におきましても、町職員を対象としたドローン操作研修会を開催し、ドローンの操作を安全かつ円滑に行うために操作技術の習熟を図ってまいります。

次に、御質問の4点目、インスタントハウスを確保すべきだと提案するにつきまして、お答えをします。

インスタントハウスにつきましては、議員御指摘のとおり安価で短時間での設営が可能な段ボール型のインスタントハウスが名古屋工業大学の北川教授の研究により開発され、避難所のプライバシー確保や感染症予防として能登半島地震被災地でも活用をされているようです。本町におきましては、段ボールベッドやパーティションなど、避難所関連の段ボール製品を災害発生時に速やかに調達できるよう、災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定をJパックス株式会社及び九州カートン株式会社の2者と締結をしております。

また、本町の現状としましては、避難所内のプライバシー確保や感染症予防対策としまして、ワンタッチパーティション250基と簡易ベッド72基を備蓄しております。今後、被災地での活用

実績を踏まえました調査研究を行い、さらなる避難所の環境改善に向け取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

避難行動要支援者登録制度の現状は、令和6年4月1日時点で653名の把握ができているとのことで、現在6団体、民生委員、児童委員などの避難支援等関係者から申請を受けて名簿を提供していることは分かりました。しかし、避難支援等関係者に対して避難する際の支援者が見つからないなどの理由のため、新たな避難計画の策定が進んでいない現状となっていることも十分理解できます。そして、個別支援計画の見直しについては、55件については引き続き更新することとなったと回答されましたが、所管する課はどこになるのでしょうか。避難行動要支援者登録制度は福祉課が所管し、個別支援計画は危機管理課が掌握される。実際に災害が起きたときに、指定避難所にその方たちが来られ、または来られていない場合、最終的に責任を持つのはどちらの課が担当するのでしょうか。これは避難訓練を実施する際にも大事な点だと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、災害時障がい者用支援用バンダナについてですが、災害時に必要な情報や支援が届けられるものとして認識しており、作成導入について検討していく、また、緊急時、災害時におけるヘルプカードの活用についても、積極的な普及・啓発を推進したいとの回答でしたので、その実現に期待をしたいと思います。進捗状況については、また後日の議会質問をさせていただきたいと思います。

次に、防災訓練実施状況についてですが、職員さん方については、先月5月に豪雨災害対応訓練をされたということで、住民参加型として町総合防災訓練、自主防災組織及び防災士連絡協議会の避難所設営訓練が予定されているとのことですので、今年は数多くの方々に参加していただくように企画をしっかりとやってください。昨年実施された防災訓練でドローンを使ったデモンストレーションがありましたが、本町は高機能ドローンを既に2機購入、配置しているとのこと、安心いたしました。また、今年度も1機を追加購入予定、操作技術等を有する民間事業者との連携協定を結んでいるとのこと、そして操縦者の育成として町職員を対象としたドローン講習を予定されているとのこと、自前で職員の方がドローン操作をできるよう、よろしくお伺いいたします。

最後に、今年の能登半島地震で活躍したインスタントハウスについてですが、今後、被災地での活用実績等を踏まえた調査研究を行って、避難所環境改善の取組を進めていただきたいと思います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の二つ目の御質問の2回目、個別支援計画について所管する課はどこか、最終的に責任を持つのはどちらの課が担当するののかにつきまして、お答えをします。

1回目の答弁で申し上げました見直し・更新を行った55件及び新たに作成した3件の個別避難

計画につきましては危機管理課で管理しているため、支援者への情報提供等は危機管理課で対応いたします。

国の指針では、個別避難計画はよりよい避難を実現するために作成するものであり、町や個別避難計画作成の関係者等に対しまして、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではございません。しかし、町としましては、大規模災害等が発生した場合は、避難支援関係者等と連携し、状況確認や安否確認等を実施する際に優先避難を実施するなど、最大限に活用してまいりたいと考えております。なお、避難訓練等の平時の取組における個別避難計画の活用につきましても引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 次に、おたふくかぜワクチン公費助成についてお尋ねいたします。

おたふくかぜは正式名称を流行性耳下腺炎と言い、ムンプスウイルスを原因とする全身性感染症の一つであります。発症すると耳の下が腫れたり難聴や無菌性髄膜炎などの重大な合併症を引き起こすことがあり、一般的に6歳までの子どもがかかることが多い病気です。このウイルスの感染力は非常に強く、症状が出ない不顕性感染もあるのが特徴です。

日本において四、五年の周期で流行を繰り返しており、直近では2015年から2016年にかけて流行いたしました。日本耳鼻咽喉科学会の調査によると、2015年から2年間でおたふくかぜにより348人が難聴になったとの報告がなされております。ここで、本町におけるおたふく風邪の罹患状況について、また、本町においてもこのような合併症を引き起した事案があるのか、説明をお願いいたします。

発症予防に有効なワクチンとして、国内では2種類のワクチンが薬事承認されておりますが、ワクチン接種による免疫取得にはどちらのワクチンを選んでも2回接種が必要となります。日本小児科学会は、1歳と小学校就学前のタイミングで接種することを推奨しています。このワクチンについては、任意接種の扱いであるため全額自己負担による接種となりますが、ここで、本町の医療機関におけるおたふくかぜワクチンの費用について、平均どの程度かかるのか、また、ワクチン接種の実績についても併せてお聞かせください。

麻しん風しん混合ワクチン接種は定期接種のため、本町においては生後1歳から2歳までの第1期と小学校就学前1年の第2期にそれぞれ実施しています。このおたふくかぜワクチンについては任意接種の扱いではありますが、全国の自治体において独自に助成制度を設ける動きが進んでおり、何らかの公費助成を行う自治体は全国の3割に上ります。熊本県下においては玉東町、長洲町、湯前町で一部助成を行っています。このおたふくかぜワクチンは、予防効果が高いので子どもに接種させたいが、高額のため踏みとどまっている方も多くいるという状況もお聞きしています。ワクチン接種率が90%を超えると感染拡大を防ぐことができるという観点からも何らかの助成が必要と考えますが、ワクチン接種の有効性について、また、助成について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の三つ目の御質問の1点目、本町のおたふくかぜの罹患状

況につきましてお答えをします。

議員御説明のとおりおたふくかぜとは、ムンプスウイルスによって引き起こされる病気で、主にくしゃみや会話などの飛沫を介しまして人から人へ感染します。主な症状は、唾液腺の腫れと痛みで、発熱を伴うこともあり、また、無菌性髄膜炎や脳炎、難聴などの合併症を引き起こすこともあります。議員御質問の町内のおたふく風邪の罹患状況につきましては、令和5年度の県内の罹患者数は145名で、うち上益城管内の罹患者数は10名となっております。なお、町内の罹患者数につきましては、地域保健所単位で集計、公表されているため、町単位での罹患者数は把握できていない状況です。また、本町におきまして、合併症を引き起こした事案があるのかを町内の幾つかの医院等に問い合わせしてみましたところ、これまで合併症を引き起こした事案は確認していないとのことでした。

次に御質問の2点目、おたふくかぜワクチンの接種状況につきましてお答えします。

おたふくかぜの発症予防や重症化予防にはワクチン接種が有効とされており、おたふくかぜワクチンの接種時期及び回数につきましては、日本小児外科学会におきまして、1歳と小学校就学前1年間で計2回接種することが推奨をされております。接種費用は1回当たり7,800円程度で、任意接種のため全額が自己負担となっております。なお、本町のおたふくかぜワクチンの接種状況につきましては、任意接種のため全体の把握はできない状況ですが、町内の小児科に関する医院に問い合わせましたところ、令和5年度に16件の接種があったとのことでした。

最後に、御質問の3点目、おたふくかぜワクチン接種への助成につきましてお答えします。おたふくかぜワクチンの定期接種化につきましては、現在、国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）におきまして、新たなワクチンの開発、有効性及び安全性及び費用対効果に関する検証が行われているところです。現在のところ国及び県からの補助制度はありませんが、県内では山都町や菊陽町などが独自に助成事業を実施しているところです。本町では今のところ町単独での助成事業を創設する予定はありませんが、今後、国や県、他自治体の動向を踏まえながら検討してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。時間の関係上、2回目の質問をする予定でしたけれども、時間が少なくなりましたので最後の質問に移らせていただきます。

最後に益城町の観光と花火大会の実施についてお伺いいたします。まず、観光案内表示について英語表記を積極的に取り入れるべきではないかということです。

横町の橋が完成したことにより、産交バスが通過することが可能になりました。最近では平日であっても、外国人旅行者が三、四人、毎日来られるそうです。今はスマホを片手に「ONE PIECE（ワンピース）」の銅像めぐりをされているようで、個人旅行者が独自に観光地を探して新たなルートをつくっているみたいで、私たちの感覚では想像もつかない現象が起こっているみたいです。

ミナテラスには日本語、英語、韓国語、中国語の表記で説明文やリーフレットが置いてあります。これは県のリーフレットを置いてあるのでしょうか。益城町も観光資源が多くはないと思い

ますが、観光資源を見直すことも大事ではないでしょうか。潮井自然公園が整備され利用されている方も増えていると思いますが、道案内の表示も熊本空港を利用される外国人観光客にも分かる英語表記を考えてもらえませんか、見解をお伺いいたします。

次に、本年の花火大会の実施について、クリアすべき課題について、検討状況はどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の四つ目の御質問1点目、観光案内表示に英語表記を積極的に取り入れるべきではないかにつきましてお答えをします。

本町には海外の方が多く訪れる場所としまして、益城町交流情報センター・ミナテラスがあります。ミナテラスには「ONE PIECE熊本復興プロジェクト」の一環として、漫画「ONE PIECE」の登場人物の1人であるサンジの像が設置されております。漫画「ONE PIECE」は海外でも出版されており、海外の方にも大変人気のある漫画です。そのため、平日、休日に関わりなく多くの海外の方がサンジ像を見に来られているところです。

議員御質問のミナテラスに設置してある多言語リーフレットは、県が作成したものを配置しております。そのような中、横町線では「ONE PIECE」の仲間たちの像がある県内の他市町村へ移動するためにバスを利用する際、海外の方がバス停の表示が読めず戸惑われている光景が見られますことから、バス停の英語表記を含む周辺の案内に関しまして、横町線沿いのコワーキングスペース・Connectで活動している学生が、活動の一環として対応策を検討されていると聞いております。町としましては、学生の対応状況を踏まえながら、必要に応じて活動の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、潮井自然公園につきましては、交流人口の拡大や経済効果が大いに期待できる公園として、熊本地震後に基本計画の見直しを行い、順次整備を進めているところです。昨年から今年にかけて、大型複合遊具を含む多目的広場やキャンプ広場に加えまして、公園のもともとの魅力である湧水を生かした親水広場の整備を行ったこともあり、連日多くの方々が訪れています。私自身も一昨日、工事現場を視察しましたが、親水エリアはかなり整備が進んでおりまして、滝も設置しております。中もくぐれるということで、非常にわくわくするような公園ができたと思っております。夏休みのどこかで開園してもらえればということで担当課長のほうには指示を出しているところです。

そのような中、町ではアクセス性向上のための看板を設置しておりまして、英語も併記しているところです。今後は、来訪者がより安全に訪れることができるよう、多言語化への対応も検討してまいります。

8番吉村議員の四つ目の御質問の2点目、本年の花火大会の実施に向けてクリアすべき課題についての検討状況につきまして、お答えをします。

花火の打ち上げを含む夏祭りにつきましては、昨年度は夏祭り実行委員会における協議におきまして、来場者の安全確保の観点や、昨年7月に発生しました豪雨災害で被災された皆様の心情を配慮しました結果、中止という決断となりました。しかし、私自身、町民の皆様が夏祭りの開

催を待ち望んでおられることを切に感じております。何とか再開できないかとの思いで、これまで開催方法等について検討を行ってきたところです。

夏祭りの開催につきましては、商工会、区長会、婦人会、交通安全協会、消防団、農協、交通指導員等で構成される夏祭り実行委員会で決定するものとなっております。今年度につきましては、先週6日に夏祭り実行委員会を開催し、具体的には、開催場所、イベントの内容、時期等、今年度の方針につきまして事務局から提案し御協議いただきました。

まず、開催場所につきましては、これまで開催しておりました町民グラウンドの使用法やレイアウトに加え、来場者の円滑な誘導や分散の方法について検討を行いました結果、従来の町民グラウンドではなく、町総合運動公園一帯を会場とする案を提案したところです。

次に、イベントの内容につきましては、従来とほぼ同じ内容で実施することとしております。特に町民の方々からの期待が大きい花火につきましては、花火を打ち上げる高さなどの課題もございりますが、実現に向けて関係機関との協議を進めることとしております。

最後に開催時期につきましては、長らく夏祭りを中断せざるを得なかったことや、今回、開催場所も変わりますことから、今後、関係機関との協議や地元の方への説明等に相当の時間を要することを踏まえ、祝日となりますが11月4日月曜日の開催を提案しております。実行委員会における協議結果としましては、提案内容について御了承をいただいたところです。

なお、これまで夏祭りの実行委員会の事務局は、夏祭りが始まって以来、長年にわたり商工会に担っていただいておりますが、商工会から事務局を町に移管したいとの申出がありましたことから、今後は町が事務局を担うことにつきましても実行委員会において御了承をいただいたところです。

町として久々の花火を伴う大規模なイベントとなるため、関係機関との協議や準備等が難航することも考えられますが、にぎわいあふれるまちづくりの創出を図るため、祭りの開催に向けて実行委員会の皆様と連携しながら、町一丸となって取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

バス停を含む周辺案内の英語表記に関しては、横町線沿いにある町が整備しているコワーキングスペース・C o n n e tで活動している学生が、活動の一環として対応策を検討しているとのこと。早期の実現を期待いたします。

潮井公園の案内図については、道路改良が完了した後の通行量も勘案しながら検討されるとのこと、了解いたしました。

最後に、本町の花火大会ですが、開催場所は、従来の町民グラウンドではなく、町総合運動公園一帯を会場にすること、開催時期は11月4日に実施すること、夏祭りではなく町民の皆さんがにぎわいあふれるまちづくりの創出を図るための祭りを再開するというコンセプトはよく理解できました。

花火大会の実施に向けて、具体的にはいつ頃までに決定されるのか、お伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の四つ目の御質問の2点目の2回目、花火の打ち上げを最終的に決定するのはいつになるかにつきまして、お答えをします。

祭りの開催の決定につきましては、7月の町広報紙や町ホームページで周知を図る予定ですが、具体的な内容につきましては、これから協議、決定していくことになります。

また、開催内容や交通規制の周知などを事前に行う必要がありますので、8月下旬をめどに開催概要を決定できるよう、関係機関と協議しながら準備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 祭りの再開に、町民の皆さんまた町外の皆さんも、大いに期待されることは間違いないと思います。今後は、町が実行委員会事務局を担われることになり、業務も一層大変になることと思いますが、町民が一体となり盛り上げていきたいと思います。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村健二議員の質問を許します。

13番中村健二議員。

○13番（中村健二君） 皆さん、おはようございます。無所属の13番中村です。久々の一般質問で少々緊張しておりますが、よろしく願います。傍聴席及びモニター前にて傍聴の皆さんには、常日頃から町議会に関心を持っていただき、感謝申し上げます。

今日は、町民アンケートの結果の中で、益城町全域で満足度が低い項目が幾つかあります。その中で、スーパーや商店街が充実しており買物がしやすい。商業やサービス業が盛んである。町外からの来訪者や観光客が訪れている。これは5年ぐらい前のやつですから若干変わっているかもしれませんが、これら満足度が低い3点に関連して、益城町の土地利用の方向性とまちづくりについて質問いたします。この1点だけですので、時間は早めに終わりたいと思います。よろしく願います。

質問席に移らせていただきます。

それでは、質問をいたします。

益城町の現在の人口は3万4,000人余りで、震災前の3万4,500人にもう一踏ん張りですが、3万4,000人の町でホームセンターもなければファミレスもない。唯一、木山にあるディスカウントストアスーパーKのところは区画整理で新しい商店街の構想があったと思いますが、スーパーKについては少し移動するだけとの話も聞いております。現在どのような状況か教えてください。

そのほかにあるのはスーパーマーケットが2軒、惣領にマシキラリの小さな商店街があるぐら

いで個人商店も減っており、町民の皆さんは日常生活用品の買物に大変な不便を感じているのではないのでしょうか。そのため近隣の市町村へ買物に出かける人が多いようです。復興で大事なことは、生活利便性の向上を図ることだと思いますが、町長はどのように捉えておられるか、お伺いします。

今回、西区画整理地内に商業施設ができるとのことでしたので、先日現場に行ってきました。現在、基礎工事中でしたので一日も早い完成を期待しておりますが、益城町の一番西側で、近隣の人はいいいですが、町の東部や南部にお住まいの方はやはり隣の御船町などに流れるのではないのでしょうか。

益城町は震災後、個人商店も減っております。何とか個人商店の復活も考えなければいけないでしょうし、御船町までは行かないにしても、あのような商業施設が呼び込めないか、呼び込むような場所はないのか。

土地利用については、第2期基本計画の土地利用の方向性と、昨年9月に都市計画課から土地利用の規制について説明を受けました。土地利用の方向性については、市街化区域と集落地区に分けて方向性を示してあります。

まず、市街地区の県道熊本高森線では、惣領地域から木山地域までを中心市街地として、適切な用途地域の設定、町並みの整備などにより、多様な都市機能の集積と人にやさしいウォークアブル空間の実現を図るとされております。つまり、歩きながらショッピングや食事を楽しみ、健康増進に寄与し、歩くのが楽しくなるような町並みにしようということだと思います。拡幅工事の完了後になるかと思いますが、そうするためにはいろんな業種の商業施設を誘致するための土地が必要になります。

県道拡幅工事では代替地の確保ができずに、多くの方が廃業されたり町外へ移転を余儀なくされたりされました。県道拡幅工事は県事業ですが、代替地の確保は町もしっかり協力して進めていくと言っておられた。それでもなかなか思うようにいかなかったのが現状です。

今回のまちづくりの構想は町で計画したものですので、駐輪場やミニ公園（ポケットパーク）については、拡幅工事の残地を確保するなどして準備が進んでおります。店舗用地については、今回用途地域の変更で安永地域は準工業地域に変わりませんが、土地の利用について沿道30メートルから沿道50メートルに、惣領地域においては準住宅地域から木山地区と同じ近隣商業地域に変更され、利用範囲は広がりましたが、既存の店舗や住宅があり、商業用地の確保はなかなか厳しいものがあると思いますので、早めから対策をとらないと夢のまた夢に終わってしまうのではないかと考えております。

そこで、町長はどのように取り組もうとされているのかお伺いします。

県道熊本高森線は、益城町のメイン通りです。4車線で幅員27メートルのすばらしい道路になります。ここに、多様な都市機能の集積と、人にやさしいウォークアブル空間の実現をしようと思うのは当然かもしれません。この場所しかないのが現実かもしれませんが、創造的復興を進めるとするならば、復興エリアにもなっている木山仮設団地跡地、この木山仮設団地跡地利用については以前に同僚議員からの質問で何度か答弁されております。また、今回の補正予算で木山仮設

団地跡地開発基礎調査委託料が計上され、少し答えが出ているような感もしますが、町の活性化を願い質問をいたします。

まず、この仮設団地跡地を含めたグランメッセ木山線の活用を進められないか伺います。ただ、市街化調整区域においては商業系の開発を県は認めないとしているが、どのような対応をしてくれるのか、お伺いします。

次に、集落地域については、既存集落の土地利用に関する考え方として、避難路・避難地の整備を図るとか、震災遺構の保存・活用を図り交流人口の拡大を図る、また、自然環境と調和した適切な開発を推進するなど、幾つか考えを示してあります。この集落地域の課題は、交流人口の拡大も大事ですが、定住人口の増加と生活利便性の向上ではないでしょうか。

昨年開催された子ども議会の中で、津森小の児童からコンビニエンスストアを望む質問がされました。これは切実な願いだと思います。コンビニを町で造ることはできませんが、事業者を探してあげること、コンビニ等の誘致を町ではお手伝いできないものではないでしょうか。子どもたちだけでなく、地域の人はそれぐらい不便さを感じておられるのではないかと思います。コンビニは飯野地区にはありますが、津森地区には、以前あったのですが、後継者がいなかったのか利用者が少なかったのか分かりませんが、今はありません。福田地区にもありません。

市街化調整区域では、集落維持のため必要な小規模店舗建設については県の許可基準に規定があるようで、まず定住人口を増やすことだと思います。飯野地区、福田地区については、地区開発によって少しずつ人も増えており、これを維持できるようにしなければならないし、津森地区においても地区開発等を進めて、子どもたちを増やしていかなければならないと思いますが、町として定住促進事業のほかにもっと後押しできないものか伺います。

それから、国道443号線の産業形成軸として新たな産業用地の確保ということですが、これは国道443号線全域を考えているのか、それとも飯野地区の広域産業拠点だけのことなのか。

また、寺迫地区は、用途地域が第二種中高層住居専用地域から、第一種住居地域に変更されており、第一種住居地域では店舗事務所等の床面積等が随分緩和されておりますが、この地域の用途変更の必要性についてお伺いして、1回目の質問とします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） まず、最初に先ほど吉村議員の花火の打ち上げを最終的に決定するのはいつになるかの中で、8月下旬をめどに開催概要を決定できると申し上げましたが、正しくは9月下旬をめどに開催概要を決定ということで、訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、まず13番中村議員の御質問の1点目のうち、第2期基本計画の市街地区につきまして、拡幅工事を進める中で代替地の確保に困難を極めたのに、都市機能を集積するための用地が確保できるのかにつきまして、お答えをします。

本町は令和5年3月に策定しました第6次益城町総合計画第2期基本計画におきまして、将来の目標人口を3万6,000人と、熊本地震前の人口を上回る設定を行いました。この目標は、本町が政令市である熊本市に隣接している地理的優位性と、空港や高速道路インターチェンジがある

という交通利便性などから、日本全体が平成20年から人口減少局面に入らな中でも熊本地震までは人口が増加するなど、人口増加のポテンシャルがもともと高いことや、隣接する菊陽町に国策であるTSMCが進出することを踏まえ、十分達成可能な目標であると認識をしております。そのために必要となる施策は、現在行っている復旧・復興事業に加え、議員御指摘の市街地における商業などの都市機能の集積と、増加する人口の受皿となる復興推進エリアにおける創造的復興のための土地利用であると認識をしております。

議員御質問の、都市機能を集積するための用地が確保できるのかにつきましては、本町の市街化区域は戦後の急激な都市化に伴い開発が進んだため、まとまった用地の確保は、議員御指摘のとおり現時点では厳しいものがあります。しかし、県道熊本高森線の4車線化事業や木山地区の土地区画整理事業、さらには町で進めています道路網の整備などにより都市構造が改善しますので、4車線化の区域を中心として民間の開発意欲が高まり、徐々に住居系から商業系へと自然の流れとして土地利用が変化していくものと認識をしております。

本町では、この民間の開発を後押しするとともに、中心市街地のにぎわいづくりのために、用途地域の見直しによる規制緩和や、小売店の出店等に対する益城町企業立地奨励金などの補助金による支援、さらには駐輪場やミニ公園（ポケットパーク）といったにぎわいづくりの環境整備に取り組んでいるところです。

なお、議員御質問の益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の新しい商店街の構想につきましては、現在、地元などとの協議を行っているところです。

また、議員御指摘のとおり、益城台地土地区画整理事業におきましても、西地区では既に商業施設の出店が決定し建設が始まっており、また、中地区におきましても、事業区域内に商業エリアが位置づけられており、今後、商業施設の出店が見込まれております。今後とも、生活利便施設の不足につきましては、現在の施策にとらわれることなく、必要に応じ適切に施策を検討してまいります。

次に、新しい発想の下、できそうなエリアを検討してみたらどうか、ただ、市街化調整区域では商業系の開発について県は認めないと言っているがどう対処するのかにつきましてお答えをします。

本町では、益城町第6次総合計画第2期基本計画に位置づけています復興推進エリアにおきまして取組を進めているところです。その取組の一つとし、さきの3月議会でも答弁いたしましたとおり、木山仮設団地跡地周辺において、住宅分譲地、公園及び生活利便施設の主に三つを組み合わせた一体的開発を全庁挙げて推進してまいります。そして、このことにより、木山仮設団地跡地周辺やその周辺地域の居住地としての魅力やポテンシャルを高め、さらなる住宅地開発を呼び込むことにより、公共サービス、生活インフラ、道路交通網、教育環境、そして町民の皆様からの要望が多い商業施設など、人々の暮らしに必要な都市機能をバランスよく整え、町民の皆様が買物できる場や日常的に過ごすことのできるゆとりのある地域での暮らしを楽しめる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。さらにこのことは、中心市街地における住居系から商業系への自然な流れによる、土地利用の変化に対応する居住地の受皿にもなるものです。

なお、議員御指摘のように、現在県では市街化調整区域において商業系の開発を認めていないことから、復興推進エリアで創造的復興を進めるには、これらのハードルをクリアする必要があります。このため、現在の規制の中でいかにすればこのハードルをクリアできるかを検討しているところであり、併せて私が会長を務める市街化調整区域活性化連絡協議会におきましても、市街化調整区域の規制緩和につきまして、県に対し強く要望を行っているところです。

さらには、復興推進エリアは益城町第6次総合計画第2期基本計画におきまして、復興に寄与する土地利用を図るエリアで、土地利用の検討とその適切な実施により人口ビジョンの達成や本町の発展を図るエリアと位置づけており、開発がより円滑に進む市街化区域への編入も念頭に様々な取組を進めてまいります。

御質問の2点目のうち、まず、集落地区の活力維持と活性化のための定住人口の増加につきましてお答えします。

本町の発展のためには、先ほどの答弁で申し上げました市街地における都市機能の集積及び復興推進エリアにおける創造的復興のための土地利用などとともに、集落部の活力維持と活性化が大変重要であると認識をしております。さらには、今後の少子高齢化などを見据え、中心市街地と集落部を結ぶ公共交通の充実につきましても、喫緊の課題と認識をしているところです。

このような基本的認識の下、集落地区である飯野地区、福田地区及び津森地区におきましては、各地区の活力維持と活性化を図るための方策の一つとして、移住・定住につながる施策を展開しているところです。具体的には、集落内開発制度や住居系の地区計画制度を設け、民間企業の宅地開発などを支援しています。

併せまして、地域内の少子化の防止と地域活性化を目的とした中学生以下の扶養親族を有する子育て世帯への定住促進補助金制度や、熊本県と連携して実施している東京圏や県外からの移住者に対する補助金制度につきましても、住宅会社などと連携し広く周知を図っております。このほかにも、住宅金融支援機構と連携し、町定住促進補助金制度を利用した子育て世帯のうち条件を満たした世帯に対する住宅ローンの金利引下げや、1区画当たりの面積を約70坪以上にするなど一定の条件を満たしたゆとりある宅地開発に係る補助金制度を設け、集落地区の活性化に努めているところです。

このような施策の効果としまして、町定住促進補助金制度を開始した平成23年度から昨年度までの13年間の当該地区における子育て世帯の増加人数は、飯野地区で699人、福田地区で471人、津森地区で74人、合計で1,244人となっております。今後もこれらの施策を推進しながら、引き続き集落地区への移住定住の増大を図ってまいります。

次に、集落地区の生活利便性の向上につきまして、お答えをします。

住宅を建築また購入するに当たりましては、身近な場所で日用品を買いそろえることができる環境など生活利便性の高さが重要だと思われる方が多いと思います。店舗などの生活利便施設につきましては、住民アンケート調査結果などからも不足を感じるといった声があります。しかし、市街化調整区域である集落地区におきまして、小規模な店舗は県の許可基準により立地が認められているものの、スーパーマーケット規模の商業施設につきましては、土地利用や建築物などの

用途の制限があり進出しづらい状況にありますことから、制度改善の必要性があると強く認識しています。その方策の一つとして、私が会長を務める市街化調整区域活性化連絡協議会におきまして、県に対し強く要望を行っているところです。

また、これらの商業施設の進出を促す環境を整える取組とともに、福田地区及び津森地区におきましては、デマンドタクシーの活用などを推進して、中心市街地での買物を容易に行えるような取組についてさらに進める必要があります。なお、飯野地区におきましては、今後デマンドタクシーを含め新たな公共交通の導入の検討を行ってまいります。

併せて、働く場所の確保のための企業誘致や、安心して子育てができる子育て支援環境、教育環境の充実を図っていくことも重要です。また、今後さらなる町外からの移住・定住を進めるに当たっては、まずは町外の方にその地域の魅力を知っていただくことが大変重要であると考えますので、飯野地区、福田地区及び津森地区にある地域資源を住民の皆様と一緒に磨き上げ、町外からの交流人口の拡大を図りますとともに、これまでの実施してきた各種施策に加え、既に実施しました空き地・空き家調査の結果を基にその利活用策を検討し、移住・定住人口の増加を図ってまいります。

次に、国道443号に関する御質問にお答えします。

本町の都市計画マスタープランでは、目指すべき都市構造の形成のため、町民の生活や経済活動に密接に関係する場である拠点と、これらの拠点間や町内と町外を結ぶ骨格となる軸を位置づけ、さらにこの拠点と軸を念頭に、産業の集積など具体的な土地利用を図る様々な土地利用エリアを位置づけているところです。

国道443号につきましては、小池高山インターチェンジがあることなどから、広域連携をする産業形成軸に位置づけております。本町では、この産業形成軸を活用しまして、土地利用として沿線に産業の集積を図ることとしており、御質問の産業用地の確保の場所としては、小池高山インターチェンジ周辺と黒石崎の第二空港線より北側の一部を産業用候補地と位置づけているところです。

また、市街化区域にある寺迫地区につきましては、主要幹線道路沿線にふさわしい土地利用として生活利便施設などの立地を図るため、第二種中高層住宅専用地域から第一種住居地域へ用途地域の変更を行ったものです。以上でございます。

○議長（中川公則君） 中村議員。

○13番（中村健二君） 2回目の質問を行います。ちょっと1回目と重複するような関係もあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

将来の目標人口3万6,000人、基本計画のほうでは3万6,004人となっています。この4人が何なのかちょっと分かりませんが、これを定めて目標に向かって進んでいる益城町ですが、全国的には人口減少傾向にあり、熊本県でも令和6年4月1日現在の推計で1年前と比べると1万616人減の169万8,145人で、とうとう170万人を割り込んでしまいました。

県内でもかなりの市町村が減少しておりますが、そのような中であって増加している市町村もあります。増加率のトップは御船町です。1.30%。2位が西原村で1.24%、3位が南小国町の

0.72%になっております。パーセントでいうとこのような順番になってはいますが、増加人数から言うと、合志、菊陽、大津が上かかもしれません。人数からいえばですね。パーセント的にはそうなっていますが。このように増加している自治体に行ってみますと、数年前に比べるといろんな店舗や施設を増やして生活利便性の向上を図るとともに、交流人口を増やし、町の魅力を発信して、定住人口につなげているのだと思います。

熊本地震から8年を経過しました。復興の根幹となる県道熊本高森線の4車線化事業、木山地区の土地区画整理事業や都市計画道路の街路網の整備など、あと数年かかります。これらの事業が完成後、復興に向けて計画した事業に取り組むことになると思いますが、中心市街地については、用途変更でかなり大きな店舗も進出できますが、なかなかまとまった用地の確保は厳しいということであり、それならば小売店の出店にはいろんな支援制度もあるようですので、個人商店の復活も進めながら町並みを形成していったらどうでしょうか。

それから、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の新しい商店街の構想は地元と協議中とのことですが、スーパーKの場所は少し変わってもそのまま残るのでしょうか、それともそれもまだ協議中ですか。それと木山交差点のところに物産館の構想があったと思いますが、これはどうなったのでしょうか。

今、周辺の自治体は、自立持続可能性自治体として生き残れるよう頑張っておられます。現在益城町も自立持続可能性自治体になっておりますので、これを継続してまちの活性化を進めるには、交流人口を増やすような人の集まる施設や場所が必要です。その一つとして復興推進エリアの開発を考えておられると思いますが、他の場所は考えられないか、教えてください。

復興推進エリアについては、市街化区域への編入がかなえばスムーズに開発を進められるでしょうが、それには地区開発や区画整理事業を行うなど、相当時間がかかるかと思われます。編入を進めるには、開発に向けて県との協議が必要となりますが、県との協議は進めておられるのでしょうか。

熊本市、益城町、合志市、菊陽町、嘉島町の2市3町は、都市計画区域内で区域区分が設定され各種規制が設けられ、市街化調整区域については開発が厳しいところがあります。それでも他の2市2町は国と県との協議を幾度となく重ねられて開発を進められております。益城も、町長がよく言われるトップセールスならぬトップ交渉で、土地利用について市街化調整区域活性化連絡協議会などにおいても、国、県との協議をしっかりと進められるよう強くお願いします。

これまで、幾つかの企業や事業者から最初に益城町に打診があったとの話を聞いております。しかしながら、用地の問題で交渉が整わず他の自治体に行かれております。最近ではコストコがそうだと思います。益城町を諦め御船町に出店されました。御船町は熊本都市圏ではないですけども、出店場所は優良農地で大変規制が厳しい場所でしたけど、それこそトップが先頭に立って、国、県との協議を重ねられ、何とか国の承諾をもらえたとの話を伺いました。益城町も何事も諦めず粘り強く交渉を続けていただくようお願いします。

次に、集落地区については、町定住促進補助金制度において、13年間で、飯野、福田、津森の3地区の合計で1,244人の方が移住されてきたということで、一定というよりもかなりの効果が

現れているなど思っております。移住者に対しての補助制度や支援もいろいろなされておりますが、これを利用してもらうためには、その地域に住んでもいい、住みたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めなければならないでしょうけど、まずは交流人口を増やして、その地域の魅力を発信して知ってもらうことが大事かと思えます。

しかしこれまでは、補助制度のおかげなのか、民間業者が宅地開発をすればすぐに完売する状況があるようです。宅地開発を行うに当たっては小学校までの距離が800メートル位以内であることが大事だという話も伺ったことがあります。ただ、3地区で移住者が13年間で74人と一番少ない津森地区には、まだこの民間による宅地開発がなされていないと思えますが、町も民間企業の宅地開発を支援していることであり、地元と協力してもっとぐっと力を入れていただきたい。そして定住人口を増やしていけば、日常のちょっとした買物ができるコンビニなどの生活利便施設も呼び込めるのではないのでしょうか。

それから国道443号の沿線は広域を連携する産業形成軸に位置づけられておりますが、ここで言う産業形成軸とは、国道443号線を軸として広域的に産業立地を誘導するという事なのか、教えてください。それと、寺迫地区の用途変更については、生活利便施設などの立地を図るためとのことで大変いいことだと思いますが、この地域でそのような用途確保がかなうかなと思ったところです。まだ用地の空きはありましたでしょうか。熊本都市圏の町々では残念なことに市街化区域以外では商業用地の確保が難しいことから、町長には商業用地確保に向けてしっかりと力を入れていただくことをお願いして、2回目の質問とします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番中村議員の御質問の1点目の2回目につきましてお答えをします。

1回目の答弁で申し上げましたように、県道熊本高森線の4車線化などで都市構造が改善され、4車線化の区域を中心に民間の開発意欲が高まり、徐々に住居系から商業系へと自然の流れとして土地利用が変化していく中で、本町の役割としましては、用途地域の変更や規制緩和や財政支援などにより店舗が進出しやすい環境を整えることだと認識をしております。

一定規模以上の企業進出に関しましては、用地取得費、設備投資費及び町内在住者の雇用に対して補助する企業立地奨励金があります。併せて議員御指摘の個人商店など小売店への出店への支援も重要と認識しており、そのための制度としまして起業創業事業費補助金を令和2年度に創設し、商工会やまちづくり会社である未来創生ましきと連携しながら、起業・創業希望者への相談に応じるなど、中小規模の事業者にとって起業・創業しやすい環境の整備を進めているところです。

県道熊本高森線の4車線化事業や木山地区の土地区画整理事業、街路網の整備などによる都市構造の改善とともに、より多くの店舗にこれらの制度を活用していただくことで、新しい町並みと活気あふれるにぎわいづくりが作り出され、交流人口や定住人口の増加につながることを期待しているところです。

次に、新しい商店街や物産館の構想につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、事業計画を念頭に地元などと丁寧に協議を行いながら進めているところです。

最後に、復興推進エリアの開発及び市街化区域の編入の見通しについてお答えします。

復興推進エリアは、益城町第6次総合計画第2期基本計画におきまして、復興に寄与する土地利用を図るエリアで、土地利用の検討とその適切な実施により人口ビジョンの達成や本町の発展を図るエリアと位置づけており、中心市街地とともに本町の復興とさらなる発展のために重要なエリアです。しかし、現在、市街化調整区域である復興推進エリアでは、商業施設のみでの開発を県が認めていないなど、復興に寄与する土地利用を進めていくには大変ハードルが高い状況です。このため、本町におきましては、そのようなハードルがある中でもできる限りの開発を進めるとともに、市街化区域への編入を目指しているところです。

現在、国において、熊本都市計画区域の区域区分の見直し、いわゆる線引きの見直し作業が行われているところですが、市街化調整区域を市街化区域に編入するには、都市計画法に規定されています都市計画に関する基礎調査による人口や産業、宅地整備などの現状と将来見通しを踏まえるとともに、道路などのインフラ整備の現状と見通しも必要となります。熊本市に隣接するという地理的優位性と、空港と二つの高速インターチェンジがあるという交通利便性を有する本町の状況を踏まえた上で復興推進エリアを見てみますと、既に整備済みのグランメッセ木山線とともに、現在本町で整備中の東西線や南北線などにより開発の基盤となる街路網と街区を形成することとしており、市街化区域に編入されれば、議員御指摘のとおり一気に開発が進むポテンシャルを有している地域です。

現在、県においては、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計が熊本都市計画区域全体で減少することなどから市街化区域の編入については慎重な姿勢ですが、本町では、復興推進エリアの市街化区域への編入に必要な様々な施策について今後も鋭意取り組みますとともに、編入について県に強く要望をしております。

なお、国や県との協議についてですが、本町は線引きのない近隣の御船町や大津町、西原村などと比較すると、都市計画の規制という観点からは開発のハードルがとても高い自治体です。このため、先ほども答弁しましたように、私が会長を務める市街化調整区域活性化連絡協議会におきまして、市街化調整区域の規制緩和について県に対し強く要望を行っているところです。

なお、議員御提案のトップ交渉につきましては、昨年度、県知事との意見交換の際に本町の実情や課題を私自ら知事に直接伝えるなど、あらゆる機会を通じてトップ交渉に努めているところです。まちの将来像である、住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したまちの実現に向け、今後も私自らが先頭となって国や県と交渉を行うなど、全力で取り組んでまいります。

続きまして御質問2点目の2回目、津森地区において宅地開発に力を入れていただきたいについてお答えをします。

議員御質問のとおり、津森地区における民間企業による宅地開発は今までございません。しかし、集落の維持・活性化のためには宅地開発は必要と認識しており、地区計画に住居系の開発が可能となる基準を設置しているところです。

なお、過去に民間企業による宅地開発の構想はあったようですが、地権者等との交渉が難航し実現には至らなかったと聞いております。町は、宅地開発に係る各種制度の準備や周知はできま

すが、開発用地の確保につきましては地権者を含めた地元の皆様の御協力が欠かせません。今後も各地区の皆様と連携しながら、定住促進に取り組んでまいります。

次に、産業形成軸とは国道443号を軸として広域的に産業立地を誘導するということかにつきまして、お答えをします。なお、1回目の答弁と重複する箇所がありますが、御了承ください。

町都市計画マスタープランにおける土地利用の方針では、小池高山インターチェンジ周辺を広域性を生かした多様な産業の立地を促進するための拠点としての広域産業拠点と位置づけております。また、熊本空港、臨空テクノ、テクノリサーチパーク周辺を、産業や学術研究などの広域的な連携を行うことで多様な産業の立地を促進する拠点としての産官学広域連携拠点と位置づけ、それぞれ産業用候補地としております。

さらに、黒石崎の第二空港線より北側の国道沿線の一部も産業用候補地としております。これらの産業用候補地を結ぶ軸として、国道443号と第二空港線の一部を産業形成軸と位置づけており、議員御指摘のとおり広域的に産業立地を誘導することとしております。

最後に、寺迫地区に用地の空きはあるかにつきましてお答えします。

現時点では当該地区にまとまった用地は見当たりませんが、用途変更を行ったことで、今後、民間企業の進出の可能性が広がるものと考えております。いずれにしましても、議員御指摘のように、町としましては、引き続き市街化調整区域活性化連絡協議会を通して県に対して強く要望を行っていくことなどにより、市街化区域以外におきましても本町に必要な開発が推進できるよう、しっかりと力を入れてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 中村議員。

○13番（中村健二君） あんまりしゃべりつけませんので、何かちょっと口がまめらなくなりました。3回目。これで終わります。

2030年に人口3万6,004人の目標を達成するためには、これからのまちづくりで生活利便性の向上を図ることが非常に大事になってくると思います。

これまで、るる答弁いただきました。中心市街地においては、個人商店の復活とともに、中小規模事業者の起業創業を促し、ウォークアブルな町並みが形成されるよう、まちづくりを進めてください。また、復興推進エリアの市街化調整区域の開発は非常にハードルが高く厳しいようです。しかし、そこを何とかしなくては前に進みませんので、答弁で述べられたように市街化区域の編入を様々な施策を講じて取り組んでいただきたい。

商業施設については、1店だけぽつんとあってもなかなか地域限定になってしまいます。何店舗か集積すると、広い範囲から人が集まってきてにぎわいが増します。益城町には高速のインターも空港もあるなど人が交流するための条件は整っていますので、用地確保にはなかなか厳しいものがあるかもしれませんが、熊本都市圏のほかの市町のように思い切って大規模開発をかけるぐらいの気持ちを持って取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

次に、集落地区については地区計画に住居系の開発が可能となる基準を設置済みとのことであり、開発用地の確保には、地元の皆さんの協力を得て定住促進をしっかりと進めていただき、地域の活性化に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、国道443号線を形成軸として広範囲に産業用地候補を設けてありますので、これが候補地のままで終わることなく、しっかりと活用されるよう、企業誘致に力を入れていただきたい。

それから、寺迫地区については、まとまった用地が見当たらないとのことですが、企業進出の可能性が広がったことは将来に期待できるものであり、用途変更の効果が現れることを期待しております。

これで私の質問を終わりますが、最後に町長から何かあればお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 時間があるようですので、少しだけお話しさせていただきます。

まず、3万6,000人の人口目標達成についての考えとか市街化調整区域の開発、それから集落地区への定住促進、さらに国道443号線への企業誘致など、現状と未来を見据えた様々な提案をいただきまして、本当にありがとうございます。改めまして課題とか問題点を再確認したところです。

また、以前、議員の皆様には持田審議監から説明申し上げましたように、市街化調整区域の開発のハードルは非常に厳しく高いなと感じているところです。歴代の町長も同じような思いをされてきたのではないかと感じております。そのような中、制度改善につかまして、粘り強く交渉した結果、飯野、福田、津森の集落地区では、集落内開発制度とか住居系の計画制度による宅地開発など、少しずつであります改善しております。しかしながら、まだまだ要望が実現していないことがたくさんあると思います。今後も様々な知恵を出し合いながら、様々な手法を使いながら事業を進めると同時に、今後、線引きがありますので、こちらについても全力で取り組んでまいります。

また、先ほどの移住・定住、それから企業誘致につかましては、補助制度あたりもやっていますが、そのほかに教育、道路、住宅、公園、スポーツ、福祉、それから買物、仕事など全ての環境を整えることが、やはり企業などいろんな方に選んでもらえることにつながるなということを思っています。行政、議会そして町民の皆さん方が一丸となって取り組むことが大事であると考えております。特に、後ろのほうに今日は職員が来ておりますが、一つの担当課だけではなくて全ての担当課が一緒になって取り組んでいく、役場で取り組んでいくことが一番、移住・定住にも企業誘致にもつながると思っております。

一方で、半導体関連ですね、TSMCもあります。菊陽進出など大きなチャンスが訪れているということで、10年後、20年後を見据えた未来へつなぐための行政運営も私たちには求められていると思っております。現在、未来へ向けた取組としまして、先ほども言いましたようにグランメッセ北側の産業団地の整備、それから南北線、第二南北線、そして東西線の都市計画道路の整備、木山仮設団地跡地の整備なども予定しているところです。20年後30年後を見据えた事業にも積極的に取り組んで、未来の益城のための礎をしっかりと築いていきたいと考えております。以上でございます。

○13番（中村健二君） どうもありがとうございました。

○議長（中川公則君） 中村健二議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時30分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。

11番宮崎金次議員。

○11番（宮崎金次君） 皆さん、こんにちは。議席番号11番の宮崎でございます。

本日も傍聴席に大勢の人に足を運んでいただき、特に、今議会を本町職員の皆さんが研修をされるということで、何人かの方がおいでになっておられます。将来の益城町役場を担ってもらう人に研修をしていただき、本当にありがたいなというふうに思います。

本日は6月議会の3日目で、一般質問の初日、私が本日3番目の質問者で、午後一のやや眠い時間帯ではございますが、皆さんに眠気が来ないように、さらに私の質問で町の行政が少しでもよくなってもらうことを願って質問させていただきます。

さて、本日の質問では、先月の新聞記事にあった益城町下水道使用料金の徴収漏れ問題をまず取り上げます。本件については先週水曜日の議員全員協議会の中で、水道課長、下水道課長、総務課長から、課長という立場ではございましたが、私の質問へ回答がなされてしまいました。質問は既に通告をしており、急遽内容を変更することもできませんので、予定どおり質問させていただきます。

さらにもう一つの質問は、3月議会に引き続き、町民憩の家について憩の家を利用しておられる皆さんからの要望等を取り上げて質問をさせていただきます。

ということで本日の私の質問は、下水道使用料金の徴収漏れ問題と、町民憩の家について利用者からの要望の2点について、質問をさせていただきます。

では、質問席に移動します。

本日も元気よく、傍聴席の皆様にご理解いただけるよう心がけたいと思います。

では、通告しておりますとおり、下水道使用料金徴収漏れの問題から質問させていただきます。

令和6年、今年の4月16日の熊本日新聞によりますと、益城町の2001年から2024年3月までの下水道使用料金の徴収において、令和3年12月に引き続き今回新たに14件、386万9,199円の徴収漏れがあったとの記事が掲載されました。さらに、記事によりますと徴収漏れの原因は、料金システムへの入力ミスや確認漏れとのことで、その中の177万7,559円は5年が経過し時効となっており、その時効分を除き対象世帯に今回請求するとのことでした。

そこで3点質問をします。

まず1点目は、令和3年12月の徴収ミスの際の29件、242万9,599円と、今回の徴収ミスが14件、386万9,199円の原因及びなぜ前回、つまり2年半前の令和3年12月でございますけれども、なぜ前回に是正できなかったのか、これが1点目であります。

2点目は、令和3年12月の徴収ミス、これの時効分を除く回収状況はどのようになっているのか、これが2点目であります。

それから3点目は、前回と今回のミスによって、時効分も含め町に損害を与えるにもかかわらず、組織として責任が取られていないようだが、これはなぜなのか。

以上の3点についてまず質問をします。よろしくをお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の一つ目の御質問の1点目、令和3年12月の徴収ミスと今回の徴収ミスの原因及びなぜ前回に是正できなかったのかにつきましてお答えします。

まずは、このたびの下水道使用料賦課徴収漏れにより、負担の公正・公平性を損なう事態を招き、また、対象となる方々に遡及して下水道使用料の納付をお願いすることとなり、町民の皆様にご迷惑をおかけしたことにつきまして、深くおわびを申し上げます。

議員御質問の賦課徴収漏れの原因につきましては、上下水道料金システムへの賦課情報の入力漏れと入力後の確認漏れが主な要因です。

また、前回になぜ是正できなかったのかにつきましては、前回の調査で井戸水使用者の情報を確認できていなかったこと、そして、建て替えなどに伴う変更の確認が十分でなかったことから今回の問題が発生したものです。

次に御質問の2点目、令和3年12月の徴収ミスの回収状況はどのようになっているのかにつきましてお答えをします。前回の賦課徴収漏れの29件中、全額納付いただいた方が19件で納付済額が86万7,610円、分割納付をいただいている方が10件で納付済額が73万9,126円となっております。

次に御質問の3点目、組織として責任が取られていないようだが、これはなぜかにつきましてお答えします。

まず、職員の処分につきましては、職員の懲戒処分に関する指針に基づき、本町の過去の処分の状況なども考慮して決定することとなります。なお、前回の案件につきましては、正確な事務処理及び複数人による確認作業を行うなど、再発防止に努めるよう厳重に注意を行ったところであります。また、今後二度と同様の事案を発生させることがないように、法令、条例等に基づき、水道課及び下水道課の連携をより密にし、適正な管理及び事務執行に努め、再発防止を図ってまいります。賦課漏れ額の徴収等、再発防止に全力を尽くすことで町民の信頼回復に努めることが組織としての責任を果たすことだと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきました。

私が今回この問題を取り上げましたのは、下水道料金の徴収漏れが令和3年12月に引き続き今回で2回目であること、さらに、4月16日に新聞報道があつて1か月以上たつても議員や町民にミスの原因や改善策等について何の説明もなかったことで、これはたとえ執行部の皆様から不評を買ったとしても、ここできちつとしておかなければ、3回目、4回目の徴収ミスが出てしまい、町民の皆様の信頼を裏切ることになってしまうと思ったからでした。

さて、話を本題に戻しますが、私の質問であるミスの原因となぜ前回ミスを発見できなかった

かについては、ただいま町長から答弁がございました。簡単に言えば入力ミスと確認ミスということでもございました。単純に考えても、前回の徴収ミス発覚時に今回の時効分を当然含んでいるわけで、なぜ見つけられなかったのか、やや不思議な感じさえいたします。あまり追及はいたしませんけれど、そういう感じを持っております。

それから、質問の2点目のことですが、徴収ミス、時効分を除く回収状況については、時効分を除き利用者の皆様の理解を得て徴収されているようで、本当にありがたいと思います。

質問の3点目、町のミスに対する組織としての責任については、職員に対する懲戒等は町長の権限と責任ですから私どもがとやかく言う立場ではありませんが、前回、今回の下水道料金の徴収ミスの実態を聞くとよければ、自宅の井戸水を無断で下水道に流してしまった結果、徴収漏れが発生したとか、使用許可を得ないで下水道を使用したなどの徴収ミスではなく、あくまでも下水道使用者は規則に基づいて使用申請、使用許可を得て下水道を使用しており、ミスの内容は、下水道課で許可した文書が水道課に届けられたが、その文書により料金徴収用のパソコンに入力すべきところを入力されなかったため、下水道使用者に使用料金の請求がなされなかったことによる徴収ミスようです。つまり、一言で言えば100%町職員のミスであり、それが町では長年にわたり気がつかない状態であったのを、下水道使用料金の請求が来ないの疑問に感じられた住民からの通報で発覚。当然、通報を受けるまでは気がつかない町としてはそのまま放置され、担当者も管理者も交代し、責任の所在がやや分からなくなっていたのではないかと想像いたします。

そこで、2回目の質問として、先ほど町長から答弁がございましたけれども、これまでのような入力ミスをなくし、3回目の徴収ミスを発生させないための具体的な方策について伺いたいと思います。なお、本質問は具体的な内容なので、担当課長からの答弁でも結構ですので、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の一つ目の御質問の2回目、今回再びミスが起きたということで、詳細な内容ということで、取組もありますが、私も水道課に以前いましたので、その後、下水道使用料も一緒に徴収ということで、確認してみますとやはり、井戸水利用者でも、メーターを井戸水につけていらっしゃる方、そしてつけてない方については1人当たり7立米を計算とか、工事用水のときにはこちらの下水道は取らないとか、いろんなやり取りがあっているようですが、やはり前回の調査で井戸水使用者の情報を確認できていなかったこと、それから、建て替えなどに伴う変更の確認が不足していたことから今回の問題が発生したということで、これを受けて、関係データの再点検、それと現地調査の再確認を行ったところです。

また、料金システムによる入力時のチェック機能を強化しますとともに、複数職員による二重のチェックの徹底を行い、賦課漏れが発生しないよう新たな体制を構築したところです。こちらについても、いろんな全てのこういった役場の仕事については、常日頃から、仕事にとにかく満足せず、最後のとどめを刺してくれ、チェックをやってくれということで、今、職員のほうにも

話をしております。私自身も、そこをいつも気をつけてやっているところですが、そういったことで対策を徹底しまして、今回同様の事案を発生させることがないようにしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。町長からる説明をいただきましたけども、そういう町長が今答弁されたようなことは、多分そういうことは全てそうなんだろうなと思えますけど、本当は具体的な方策、それをどういう形でというのが聞きたかったんです。ともかく、入力する前に入力ミスを起こさないような措置、それから担当者が替わってもミスを起こさないような措置、それからミスを実際に発見できるような定期的な点検のやり方、そういうのを具体的な方策として決めて、絶対3回目のミスを出さないようにぜひお願いをいたします。

そこで、本問題の最後の質問として、組織としての責任の問題について伺いたいと思います。

町職員のほとんどの人が真面目に一生懸命働いているのに、このような問題が出てしまうのは、とても残念であります。しかし、先ほども述べましたように、町職員の業務上のミスで町に金銭的な損害や住民に迷惑をかけてしまった以上、何らかのけじめはつけなければならないと思います。

そこで3回目の質問として、町長として今回の下水道使用料金徴収ミスの問題について、どのように感じ、どのような所見をお持ちでしょうか、伺いたいと思います。質問を繰り返します。3回目の質問として、町長として、今回の下水道使用料金徴収ミスの問題について、どのように感じ、どのような所見をお持ちでしょうか、お伺いをします。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の3回目の御質問、どのような所見ということですが。今回の徴収漏れを受けて、今、二つの課が離れているというのも非常に問題ではないかなと感じているところです。上下水道の一元化とかを今進めておりますが、そのあたりも踏まえながらまた取り組んでいきたいと思っています。

また今後は、賦課漏れ額の徴収とともに、私自らが先頭に立って、下水道事業だけではなくて、町政全般におきまして再発防止に全力で取り組み信頼を回復することが、私の最大の責務と考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 端的に答弁をいただきまして、ありがとうございます。

今後このような問題が発生しないようお願いを込めまして、今回は執行部の皆さんの顔も非常に暗いようですけども、執行部からの不評を承知で質問をさせていただきました。我々議員としては、やっぱり執行部をチェックするというのも大きな役割でございますので、やむを得ないかなというふうに思います。

では、次の質問に入らせていただきます。質問は町民憩の家の問題で、前回に引き続きの質問となります。今回取り上げます要望も、既に耳に入っているものかと思いますが、なかなか町の反応が遅いと感じましたので、このように議会の一般質問の中で取り上げさせていただきました。

町民憩の家を利用されている皆さんによれば、町のいろいろな御配慮により全般的には快適に利用させていただいており、大変感謝されておられました。また、同施設の利用状況についても、町外からの利用者も含めて若干ではありますが増加しているように感じられているとのことでした。

なお、町民憩の家を今後どうするかについては、新たに町で組織される町民憩の家あり方検討委員会で審議されるとのことなので、今回の質問は町民憩の家を利用されている皆さんからの施設利用上の要望について取り上げさせていただきます。なお、施設利用者の皆さんとの意見の交換は5月25日に実施をしましたのでちょっと時間がたっておりますけども、その要望を上げさせていただきます。

利用者さんからの要望は5点あります。なお、お手元の写真、これから要望事項の中身を言うとき、この写真を参考をお願いをしたいと思います。

まず1点目は、女湯更衣室内のトイレが1か月以上故障で使用できない状態であり、不衛生でお年寄りの利用者は大変困っておられますので、早期に修理してほしいとのこと。ちょっと写真を見ていただきますと、①の更衣室内のトイレでございます。これが憩の家の更衣室、つまり脱衣場です。ここの一面に備えつけられております。この写真は男子用のトイレなんですが、女性のところには入れませんので、私は男子用のを撮って、皆さんにイメージが湧きやすいように写真で提供しました。このトイレが詰まって使えない状態になっている、だから、非常にお困りなので何とかしてもらいたいというのが第1点であります。

それから2点目は、憩の家正面玄関横に設置されております水飲み場、これはお茶のやつもあるんですけども、要は水飲み器具ですけども、もう2年以上故障して使用できないため、皆さんが大変困っておられます。これから特に夏場に向かいますので、ぜひ改善してほしいという要望でございます。写真で②のところ。この玄関横の水飲み機というやつであります。どうも、聞きますとここはリースで借りておられるそうです。

それから3点目は、町民憩の家までの交通手段がないため、施設を利用したくとも利用できない町民の方がおられるようなので、せめて午前中1回、午後1回程度、町内を巡回するバスの運行について検討してほしいという要望でございます。これは写真はありません。

続いて4番目です。施設の外壁が剥がれたり、天井の雨漏りやサウナ室の床板が古くなっており、修理してほしいとのこと。写真の④外壁の剥がれ、これは駐車場方向から憩の家本館のほう見ますと黒い板が剥がれて、若干、ペンペン草じゃないんですが、雑草がそこから顔を出しています。そのほか、雨の降る日に廊下を歩きますとバケツが置いてあるんです。何かかなと思ったら、やっぱり雨漏り。そういうところもございまして、大分傷んでいるなど。そういうところをできたら修理をしてほしいという要望であります。

それから5番目に、町民憩の家の入口に花へんろへの看板が設置されておりますが、花へんろと間違われる人がおりますので、できたら看板をもう少し移動してほしいと。つまり、写真で見ますと5番目のやつです。ちょうど憩の家の玄関のところなんですが、特に五楽方向から来ますと、この花へんろの看板が非常に大きくて、きちっと見え過ぎるんですよ。なものですから、

ここの矢印もあって、この矢印で後ろの施設が花へんろじゃないかというふうに勘違いされる人が、だいぶんおられるみたいなんです。ですから、1回勘違いすれば次は勘違いしないのかもしれませんが、そういう要望の5点がありました。

以上の5点について要望がありましたので、よろしく御配慮していただきたいと思いますので、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の二つ目の御質問の1点目、女湯更衣室内のトイレを早期に修理してほしいについてお答えをします。女湯更衣室内のトイレにつきましては、1度修理を行いました。再び配水管の詰まりが発生したため、専門業者によるより詳細な故障の原因調査を行っているところです。御不便をおかけしておりますが、できる限り早期に修理できるよう対応いたしますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

御質問の2点目、正面玄関横にある水飲み場の機械が故障し使用できないためぜひ改善してほしいにつきまして、お答えをします。当該水飲み器につきましては対処するよう指示をしましたので、近日中に使用できるようになる見込みです。

御質問の3点目、憩の家までの交通手段につきましてお答えします。現在、本町の公共交通の状況は、既存の路線バスや乗り合いタクシーに加え、木山広安コミュニティバスの実証運行を実施しているところです。木山広安コミュニティバスは、木山地域と広安地域を循環するバス路線ですので、運行時間等を考えると憩の家への運行エリアの拡大は難しいと思っております。憩の家までの交通手段としましては、木山産交から木山上町を經由し御船町を結ぶ路線バスが平日8便往復運行しており、憩の家の前にバス停が設置されています。ほかの路線バスや乗り合いタクシーからの乗換えもできますので、憩の家を御利用される方におかれましては、本路線バスを御利用いただけたらと思います。

御質問の4点目、施設の外壁の板、天井の雨漏りやサウナ室の床板を修理してほしいにつきまして、お答えします。御質問の施設の外壁の剥離及び天井の雨漏りにつきましては、施設全体に劣化が確認されており、現状維持を基本とした部分解消する場合におきましても、その調査及び修理に関しては大規模な改修が必要となります。費用も多額になることが考えられ、早期の対応は困難と考えます。御理解いただきますようお願いいたします。なお、サウナ室の床板につきましては、状況を確認した結果、利用者のけがにつながるおそれがありますので、早急に修理することとしております。

最後に御質問の5点目、憩の家の入口に花へんろの看板が設置され、間違われるので移動させてほしいにつきましてお答えをします。この当該看板につきましては、町が行政財産使用許可を行い、使用料を徴収した上で設置されているものですので、御理解のほどよろしく申し上げます。

なお、個別具体の御要望につきましては、町民提案制度まじき便や各嘱託区からの要望書によりお受けする制度を設けておりますので、これらの制度を御活用いただければ幸いです。以上でございます。

○議長（中川公則君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長から答弁がありました。

私が前回に引き続き、憩の家について利用者を代弁する形で本議会に取り上げましたのは、現場の声がなかなか町に届かないので困っておられるからであります。町長の答弁の中にもありました。何も議会取り上げなくても、いろんな方法で、また別の方法でいいんじゃないかと。なるべくそういう方法も取り上げながら、ただ現場の状況をやはり町の人にもちょっと知ってもらいたいところもございまして、そういう兼ね合いで今回一般質問で上げておりますので、御了解ください。

まず、答弁の中で、1番目の女湯の更衣室内トイレの修理については、トイレの排水管の詰まりが原因で、1度何か修理されたんだそうですけども、再度排水管が詰まったため現在専門業者に配水管のカメラ等の調査を依頼していると、まだもう少し時間がかかると、ただなるべく早くやりたいという答弁でございました。

それから、2番目の玄関横の水飲み用の装置につきましては、これが使えるようにという御指示をさせていただいたということで、皆さん、大変喜ばれると思います。

それから、3番目に憩の家までの交通手段については、既存の御船行きのバス等を利用してもらいたいと、新たなやつは今のところ考えてないというお話でございました。

それから、4番目の外壁の剥離等、天井雨漏りについては、施設全体が非常に劣化しているので、調査するに当たっても大きな金が必要になると、だから今のところは早期に対応するのは難しいというお話でございました。

それから、花へんろの看板につきましても、非常に目障りかもしらんけど、取りあえず町が許可しているんで我慢してくれというお話でございました。

以上のような答弁をいただきましたけれども、町長の答弁の中で特に気になったものが二つありますので、再度その2点についてだけ質問をさせていただきます。

まず、その一つ目は、女性のトイレの故障の問題です。ここの施設を利用されているのは、大多数が年配の方ですから、当然入浴中にもトイレを催される方がおられます。そうなった場合は、まず、この脱衣場で服を着て、脱衣場から廊下を横切ってトイレに駆け込むことになります。お年寄りのこの姿を想像してください。今、その状態がここ2か月近く、町民憩の家で起こっているわけです。町としてはなるべく早くここを修理したいという答弁はいただきましたけども、この状態をなるべく早く改善していただくよう、よろしくお願いします。それについて町長の再度の答弁をお願いします。

それから、水飲み場の件につきましては、早速措置していただき感謝をいたしております。なお、厚生労働省の健康・生活衛生局長通達、公衆浴場における衛生等管理要領にもございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、要望のもう1点、憩の家を通る巡回バスの件なんですけども、私も現状ではなかなか実行は難しいのではないかとと思ひますが、特に福田地区及び津森地区の人からの要望と、中にはタクシーでおいでになる方もおられると聞いて、今後、町の巡回バス等を検討される場合には、ぜひ憩の家も含めて検討をお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

以上、女性用トイレの修理の話と、巡回バスの検討の要望の2点について、再度町長の答弁をよろしく願います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の2回目の御質問にお答えします。

女性のトイレにつきましては、早急にこれはもうおっしゃるとおり改修が必要かなということです。ただ、ここで今、町が指定管理者として総合体育館であったり文化会館であったり憩の家ということで、改修についてあたりの費用分担というか、多分30万円を超えるやつは町といった話があると思いますが、ここあたりをやっぱり、2か月ぐらい前に指示したんですが、やはり定期的に指定管理者と町の担当課との連携会議、1か月に1回程度の会議、そして1か月1回の報告をするように指示をしているところです。ここあたりで連携を取っていかないと、なかなか押し付け合いみたいになるとちょっと困るなということがありますので、こちらのほうもしっかりと個々に取り組んでいきたいなということです。

それと交通に関しては、高齢者とか障害者タクシー券を今交付しておりますが、まず、このタクシー券の利用を検討いただければと。そしてまた、公共交通乗り継ぎとか運行時間につきましても、公共交通機関以外にも町の担当課で御案内できますので、そちらのほうもしっかりとまたお尋ねいただきたいと思っています。以上でございます。

○議長（中川公則君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきました。指定管理者制度については、次に私のほうもお話しますのでこれは抜いて、とにかく女性用トイレ、それからの巡回バスのことについては、今後いろいろと検討していただければありがたいなというふうに思います。

いよいよ最後の質問に入りますが、御承知かと思いますが、現在、憩の家の利用者さんたちで、町民憩の家をまず知ってもらうこと、それから益城の宝として一日でも長くこの憩の家を存続させてもらうというお願いの署名活動をされておられます。現在、数千人の署名が集まったというふうに聞いております。

それはともかくとして、これまで憩の家を見てきて感じるのですが、町民憩の家のように古くなった施設を指定管理者制度の中で取り扱うのはやや無理があるように感じています。もちろん現在、指定管理者の従業員の人は、真面目に古い施設であっても何とか快適に利用していただくよう努力されているのは、私も施設を利用させてもらっておりますので、よく見えています。しかし、施設が古くなり、これまでに計画的なメンテナンスをしてこなかった憩の家では、当然のこととしてあちらこちらに傷みが出て、修理、修理になってしまいます。憩の家の修理費については、協定で30万円以内は指定管理者側で担当することになってはいますが、修理する箇所が多くなるとなかなか修理に取りかかってもらえないように感じてしまいます。

特に利用者さんから、浴場内の洗い場のシャワーのお湯の出が悪いので何とかしてほしいとよく言われます。私が昨日確認したところでは、男湯に8個のシャワーがありますが、そのうち3個はちよろちよろとしか出なくて頭がとて洗えません。多分、女性用のお風呂も同じかと思えます。これまでも何回か町の担当者に通報し、1月、5月に修理をしていただいたのですが、

修理後しばらくはいいのですけれども、1週間後には大体半数はちょろちょろの状態になってしまいます。

そこで町長にお尋ねしますが、現状のように古い施設を町民に最後まで快適に利用してもらうためには、指定管理者に任せるのではなく、町の直営として運営管理すべきであるとの考え方について、町長はいかが思われますか。もう1度質問を繰り返します。現状のように、古い施設を町民に最後まで快適に利用してもらうためには、指定管理者に任せるのではなく、町の直営として運営管理すべきであるとの考え方について、町長はいかが思われますか、町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の3回目の御質問にお答えをします。

まず先ほど、指定管理者につきましては、やはりチェック項目、ここ辺りをきちっとやり取りをしないとというのが、どうも不足していたかなと、設備のチェックであったりとかそこ辺りもいるのかなと思います。

まず、これは私が町長に就任する前なんです、10年以上前に公の施設の検討委員会というのがありまして、憩の家につきましては、まず、指定管理者などを含めた運営を検討してくださいと答申をいただいております。それともう一つは、廃止を含めて検討することという答申がたしかなされていたのかなと思っています。

そこ辺りも踏まえてずっと運営をしてきたんですが、おっしゃられるとおり、直でやるという方法もありますが、宮崎議員がいつも言われているように、人と財政のほうが非常に、直でやるとなると費用面の問題とかですね。民間でできることは民間でというのが今、いろんなことで保育所も公私連携保育所に移行といったこともやっております、そこ辺りの財政縮減も図っていかねばならない。それと、人員不足も非常に、熊本地震以来、人手が今復旧復興で要るといふことで、そこ辺りもあって、しっかり直営という話を受けたんですが、そういったことも踏まえて今の形態でやっていることも御承知いただきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

○議長（中川公則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。2時20分から開会します。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時20分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

9番甲斐康之議員。

○9番（甲斐康之君） 傍聴にお越しの皆さん、議場内の皆さん、こんにちは。9番、日本共産

党の甲斐康之です。

能登地震から5か月が経過しました。輪島市ではいまだに倒壊した家屋が残されています。ようやく仮設住宅が建設され、入居されていますけれども、仮設の基本は6畳とキッチン、トイレのプレハブづくりで、「狭い」との声が上がっています。輪島市では仮設住宅での孤独死が発生しました。

国や県が復興に向けた大きな施策を取らなければ、地域が崩壊しかねません。国政に目を向けてみますと、今、参議院で重要法案が審議されています。政治資金規正法と地方自治法改正案があります。自民党の裏金問題に国民の批判が上がっています。自民党が提出した政治資金規正法改正案は、企業団体献金の禁止には触れず、政策活動費も温存して、領収書は10年後公開と。まさにごる法と言われ、批判されています。

一方の地方自治法改正案は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、地方自治体に広範な対応指示できる強い権限を持つ法的拘束力がある指示権を与え、地方自治体を国に従属させるものです。戦前の中央集権的な体制の下で地方自治体が侵略戦争遂行のための国家総動員体制の一翼を担ったことへの反省から、憲法92条は政府から独立した住民自治を保障しています。本案は災害や感染症を例示していますが、その他これらに類するなど事態の範囲は極めて曖昧となっています。判断は政府に委ねられ、国会にも諮られず、恣意的運用が可能となっています。政府はコロナや大規模災害を挙げていますが、災害時に対応が進まない大きな要因は、地方公務員を減らし、地方の財源を削ってきたことにあります。必要なのは、迅速な対応ができる権限、財源、人を国が自治体に保障することにあります。被災自治体も支援する側の自治体も、人員削減でマンパワーが不足していたこと。正規職員は48万人減り、非正規職員は4割超に達しています。被災地支援に必要なものは、国の指示ではなく、自治体に対する手厚い財政支援であると考えています。

それでは、今回の質問を3点行います。

1点目は、平成6年施政方針の主要施策について具体化すべき施策について。2点目、児童生徒の熱中症対策や災害時の避難所となっている学校体育館への環境改善に、政府は空調設備の設置を求めています。事業債や交付金を活用して学校体育館への空調設備を設置してはどうか。この制度は期限が定められておりますので急がれる事業であると。3点目、クーリングシェルターの指定施設の開設は考えているか。以上3点について質問を行います。

では質問席に移ります。

それでは、質問の1問目についていたします。令和6年度施政方針の施策について質問いたします。令和6年度施政方針の主要施策は、第6次総合計画に掲げている八つの大綱に沿って述べられています。主要施策の中でより具体化する必要があるのではと考え、次の2点について質問いたします。

1点目は、大綱の四つ目のみんながやりたいことで主役になれるまちづくりの中で、地域コミュニティの維持発展やまちのにぎわいづくり。文化財の保護・活用では、文化財に直接触れる機会を提供する。スポーツを通じたまちづくりでは、より多くの町民が参加できるイベントを開催

するとともに、新たなグラウンドの整備について、広安校区において検討してまいりますと掲げています。第6次総合計画第2期基本計画でも、スポーツを通じたまちづくりへの参画として、スポーツ施策の推進やスポーツを活用したまちづくりは、地域の様々な社会課題の解決につながると期待されるとあります。本町では、特に生涯スポーツを通じた健康づくりの推進とスポーツを活用した活気あるまちづくりを目的としたスポーツ施策を推進していきます。施策の概要の目標として、誰もが気軽にスポーツに取り組むことができる環境が整えられている。さらに、スポーツを通じて地域や町の活性化が図られているとあります。

そこで新たなグラウンドの整備について、施政方針では具体的な構想が見えてきませんでしたので今回質問を行うことにしました。広安校区では山本山跡地の広崎グラウンドがありましたが、野球には狭く、アクセス道路も狭いため、代替地を求める声が上がっていました。広崎地区では宅地造成が進み、人口も増加傾向にあり、子ども連れの世帯も増えています。今後ますます近くに公園や避難地を兼ねたグラウンドの整備が求められてきます。新たなグラウンド整備について、具体的な構想として、立地や規模、用途、時期等について一定の方向性ができていると思われるので、この点について伺いたいと思います。

次に、質問1の2点目について伺います。2点目は、大綱の五つ目、みんなで健康づくりに取り組み、地域で支えるまちづくりの中で、熊本地震で被災した方々の生活再建支援も継続し、公共工事の関係でいまだに自宅再建ができない世帯に対して、お一人お一人に寄り添った支援を進めてまいりますとあります。ここで被災した方々への生活再建支援も継続していくことについて、具体的にどのような支援を行ってきて、今後どのような支援を継続していくのか。

自宅再建に向けての支援について、公共工事の関係とは、県道28号線拡幅工事や木山土地区画整理事業を指していると思います。これらの工事により元の場所から移転をさせられ、いまだに自宅再建ができずに仮の住まいに入居を余儀なくされている方々がおられると思います。県道28号拡幅工事は完了期限が令和8年3月までで、あと2年少々であります。木山土地区画整理事業は令和9年度末までで、あと4年間を要します。県はそれぞれの工事は期限どおり完了する見込みと公表していますが、進捗状況から見ると、それぞれの工事が計画どおり完了するのか、甚だ疑わしいと言わざるを得ません。その間、生活再建支援の継続、自宅再建に向けてどのような支援を進めていくのか、具体的に伺いたいと思います。

以上、1点目2点目の2点について1回目の質問であります。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の一つ目の御質問の1点目、広安校区で検討している新たなグラウンドの具体的な構想につきましてお答えをします。広安校区に整備を予定しておりますグラウンドにつきましては、昨年の9月議会におきまして答弁いたしましたとおり、面積としまして軟式野球ができるぐらいの広さ、また、立地条件としまして、十分な道幅や駐車スペースを確保し、さらに大規模災害時に応援車両の集積場所や、一時避難場所などに活用できる防災公園としての機能を備えたグラウンドを考えております。それらを具体化するため、本年度予算に体育施設設計業務委託料として150万円を計上し、新広安町民グラウンド整備基本設計業務委託を

実施する予定としております。

続きまして、9番甲斐議員の一つ目の御質問の2点目、生活再建支援の継続、自宅再建に向け、どのような支援を進めていくのかにつきまして、お答えをします。まず、町独自の支援策として、賃貸住宅家賃等補助金の交付制度があります。この制度は、応急仮設住宅に入居していた方で、益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業により自宅の再建ができない方を対象としまして、賃貸住宅の家賃等を補助するものです。現時点で2世帯4名の方に支援を行っています。また、自宅再建を希望する世帯向けにリバースモーゲージ利子助成事業や、借入れ額に係る利子の支払い額の全部または一部について助成を行う自宅再建利子助成事業、民間賃貸住宅や公営住宅への入居を希望する世帯向けに初期費用を助成する入居助成事業や、その住まいに転居するための費用を助成する転居費用助成事業等を行っています。さらに、公益財団法人都道府県センターが実施しております住宅が全壊した世帯や、やむなく解体した世帯、大規模半壊世帯などを対象とした被災者生活再建支援金につきましては、加算支援金の申請受付を益城町のみ令和7年5月13日まで延長して受け付けております。また、相談窓口としましては、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資相談会や熊本県弁護士会による法律相談を開催しております。町としましては、今後もそれぞれの世帯に寄り添った適切な支援を関係機関と連携しながら進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 御答弁ありがとうございました。

1点目の新しいグラウンド整備の構想について、今、答弁をいただきました。規模では、軟式野球ができるぐらいの広さ。立地用途では十分な道幅や駐車スペースを確保する。大規模災害時には、応援車両の集積場所や避難場所などとして活用できる防災公園としての機能を備える。時期としては、本年度基本設計業務を実施する予定である旨の答弁でありました。

それでは、広安校区に新しいグラウンドを整備する考えはあるとの認識は受け止めました。広安校区の子どもや孫を持つ方から、今、潮井公園に幼児児童用の遊具があるが、近くに同様の遊具を備えた児童公園も併設してほしいという要望もいただいております。グラウンドや被災避難所、公園も兼ねるとなるとかなり広い規模の施設になると思われませんが、益城町は住みたいまち、住み続けたいまち、子育てしやすいまちと銘打っていますので、補助金や交付金等も考えて、早急に具体的に検討されるよう求めて、これについての再質問とします。

次に、質問1の2点目の答弁は、現時点で自宅再建ができていない方々は2世帯の4名とのことでした。この方たちは、賃貸住宅等に仮住まいをしております。家賃補助はしていると。自宅再建を希望する世帯向けの利子助成や入居費用、引っ越し費用の助成を行っている。被災者生活再建支援金は、加算支援金の申請受付を令和7年5月13日まで益城町のみが延長して受け付けている、このような答弁を受けました。公共工事が計画どおり完了するのか、その間、自宅再建ができるのか、分かりません。自宅再建がしっかり見込めるまで、しっかり支援を続けていくことが大事であると思います。

現在進行中の都市計画道路が着手されていますが、この事業において新たに移動移転を求めら

れている世帯も散見されます。答弁では、それぞれの世帯に寄り添った支援を関係機関と連携しながら進めていくとのことですので、最後まで寄り添うよう求めて、今、質問1の2点についてはこれで終わります。

それでは、質問1の1点目について答弁をよろしくお願いたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の一つ目の御質問の2回目、遊具を備えた児童公園の併設につきまして、お答えをします。遊具を備えた児童公園を併設する場合、グラウンド内に設置いたしますと、競技利用者がいる場合の安全面に問題が生じることが考えられます。そのため、敷地の一面にスペースを区切って設置する形になるかと思えます。また、当グラウンドの整備に係る財源としましては、緊急防災・減災事業債を予定しておりますが、この起債を活用する場合、遊具スペースを設置する部分の対象となりません。議員の御提案も含め、新しい公園に求められる様々な機能のベストバランスを図りながら、財政面も十分に考慮した上で、基本設計の中でしっかりと検討してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） グラウンドの件で、低学年用の遊具を含めた遊び場について、このグラウンドは緊急防災・減災事業債を予定していると。ですから、この補助対象外となるんだと。安全面や財源の部分等を考えながら基本設計の中で検討を行いたい。このような答弁だったと思います。幼児や低学年の遊び場を設置することで子育て世帯の要望をかなえ、ますます転入者が増えることを期待したいと思えます。ぜひ、あらゆる補助が可能となる手だてを考えて、実現に向けて知恵を絞っていただくよう求めたいと思えます。これで、質問1については終わります。

次に、質問2に移ります。児童生徒の熱中症対策や災害時の避難所となっている学校体育館への環境改善に、政府は空調設備の設置を求めています。事業債や交付金を活用して学校体育館への空調設備を設置してはどうか。この制度は期限が定められており急がれる事業である。これについて質問いたします。

文科省が全国の小中学校で空調設備の設置状況について、2022年9月現在の調査を行いました。普通教室は95.7%、特別教室は63.3%、体育館等は僅か15.3%で、体育館への設置が極端に少ない実態が報告されています。昨年の猛暑や頻発している豪雨災害において、災害時は学校体育館が避難所となっていることから、学校体育館への空調設備設置をすることで、児童生徒の熱中症対策や災害時の避難所の環境改善が求められています。

これを受けて政府は、昨年7月31日付で「避難所における空調設備の設置等について」とする事務連絡を、内閣府、総務省消防庁、文科省の連名で、都道府県の防災担当教育委員会宛てに発出しています。発出した内容は、改正気候変動適応法に基づいて、熱中症対策実行計画が昨年5月に閣議決定されたことを受けて、避難所での熱中症対策として空調設備の設置を求めています。空調設備の設置について、2025年度までの事業期限を設けて、緊急防災・減災事業債と学校施設環境改善交付金の制度を活用するよう紹介をしています。これらを防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債と併用して地方の負担を抑えることができるとしています。これらの制度を活用して、

学校体育館への空調設備を設置してはどうか。

次の質問を行いたいと思います。1点目、町の学校体育館で空調設備が設置されている学校はどこか。一昨年、昨年で豪雨時に避難所として設けられた学校体育館はどこか。避難所で体調を崩した事例はないか。2点目、緊急防災・減災事業債と学校施設環境改善交付金とはどんな制度で、防災・減災・国土強靱化緊急事業債との併用で、実質の地方負担、補助率等がどうなるかについて伺います。

この交付金事業債を私が調べたところ、次のとおりではないかと思います。学校施設環境改善交付金の空調設備事業は、学校施設への空調設備、空調設置経費の一部を国庫補助する制度で、通常は補助率3分の1であるが、体育館の空調設備を推進することで、特別措置として昨年から2分の1に補助率が引き上げられています。交付金の概要は、公立小中学校などが対象となっています。対象工事は、下限額が400万円、上限額は7,000万円。工事は空調の設置、体育館については断熱性が必要との条件付であります。断熱性確保のための工事費用も補助対象となる。しかし、体育館の断熱工事が加わるとなると、補助がなされても町の負担は重くなるリスクがあります。ただ、文科省は断熱の基準はないとしているようです。

緊急防災・減災事業債は、熊本地震を受けて2016年度補正予算から学校体育館などの指定避難所への空調について対象事業にしたこと。地方債の充当率は100%、交付税措置率70%、初年度に資金を用意することがなく着手ができること。実質的な地方負担も30%に抑えられること。この事業債は、学校施設環境改善交付金のような断熱要件が求められていない。これらのことから、その分の工事費を抑えることもできるとされています。

もう一方の防災・減災・国土強靱化緊急事業債は充当率100%、交付税措置率50%、学校施設環境改善交付金との併用で、実質の地方負担は25%となるようです。この制度は、防災のためのインフラ等の機能維持等を目的とした国直轄補助事業を補助する地方債であること。このような認識でよろしいのか伺いたいと思います。

3点目として、以上の補助事業等を活用して、補助期限内に学校体育館に空調設備を設置する考えはあるか。以上、1回目の質問としたいと思います。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 9番甲斐議員の二つ目の御質問の1点目、町の学校体育館で空調設備を設置している学校はどこか。一昨年、昨年で豪雨時に避難所として設けられた学校体育館はどこか、体調を崩した事例はないかについてお答えします。

本町の七つの小中学校に空調設備が整備されている体育館はございません。また、豪雨時の災害時に避難所として開設された学校施設につきましては、令和4年度はありませんでした。令和5年度につきましては、7月の大雨によりいずれも広安小学校体育館で3回開設され、合計で延べ20世帯46人が避難されております。なお、その際に体調を崩した事例はなかったと認識しております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の二つ目の御質問の2点目のうち、まず、緊急防災・減災

事業債についてお答えをします。防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のために実施する地方単独事業が緊急防災・減災事業債の対象となります。本町ではこの起債を活用し、避難路整備や町消防団の積載車、小型ポンプなどを導入しております。

そのほかにも、指定避難所における避難者の生活環境の改善に係る設備である空調機の整備も、この起債の対象となります。充当率は100%であり、借入れ後の元利償還金に対する交付税措置率は70%、残り30%が地方負担となります。また、緊急防災・減災事業債の事業期間は当初、令和2年度までとされておりましたが、近年、災害が激甚化、頻発化していることもあり、地方自治体が引き続き対策に取り組めるよう、令和7年度まで延長されております。

次に、学校施設環境改善交付金は主に学校教育施設の環境整備を計画的に進めることを目的とするもので、学校施設の大規模改修工事や長寿命化などの工事におきまして、国が定める対象事業費の3分の1に対し交付金が交付されます。この交付金につきましては、文部科学省の交付基準があるため事業費全額が補助対象事業とならない場合がありますが、対象事業費の残り3分の2に対しましては、充当率75%、元利償還金に対する交付税措置率30%の学校施設整備費事業債を活用することで、約50%の地方負担となります。議員御質問の既存の学校施設へ空調設備を設置する場合につきましても、基本的には対象事業費の3分の1に交付金が交付され実質負担は約50%ですが、令和7年度までを期限とし補助率が対象事業費の2分の1にかさ上げされており、その場合の実質負担は約39%となります。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債につきましては、国が令和2年度に策定した防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく補助事業等を対象としております学校施設環境改善交付金事業の対象事業が、併せて防災・減災・国土強靱化緊急対策事業としても採択された場合には、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の対象となり、補助率50%で、残りにつきましては充当率は100%、元利償還金に対する交付税措置率は50%となるため、25%が地方負担額となります。なお、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債も、事業期間は令和7年度までとなっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 甲斐議員の二つ目の御質問の3点目、補助事業を活用して補助期限内に学校体育館に空調設備を設置する考えはあるかについてお答えします。学校施設への空調設備の導入は、熱中症対策におきましては健康管理上の環境改善につながるものと考えており、大規模災害時におきましては体育館が避難所として長時間使用されることが想定されることから、一定の効果を得られるものと考えます。

令和5年5月の熱中症対策実行計画の閣議決定を受け、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金事業において、先ほど町長が答弁されましたとおり、空調設備導入事業につきましては令和7年度までに限って補助率のかさ上げがされておりますが、文部科学省は既存の学校施設の老朽化に伴い冷暖房効率に課題があると指摘しており、体育館本体の断熱性能を確保した上で設置するなどの条件を付しているところであります。

このため、町内小中学校の体育館に空調設備を導入する際は、壁、床、窓及び天井など建物全体への大がかりな断熱補強工事が必要となりますので、施設の長寿命化に伴う大規模改修工事と同時に施工するのが効率的だと考えております。そのため、今後、空調設備を整備する際には、町といたしましても各施設の状況に応じた対策を検討する必要があります。

これらを踏まえ、体育館への空調設備の設備設置につきましては、避難所としての運用方針や有効性、さらには空調設備の設置を前提として建設されていない各学校の体育館の断熱補強工事や、基本電力契約量の増加に伴うランニングコスト等の増大等について研究を深めながら関係各課間で協議を行い、引き続き検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） ただいま答弁をいただきました。学校体育館で空調設備を設置してある学校はないと。また、一昨年、昨年で、豪雨時に避難所となった体育館はどこかについては、一昨年はない。昨年は7月に、豪雨がありましたので、広安小学校体育館が避難所となって、延べ3回開設されたと。20世帯増46人が避難された。避難所での避難者で体調を崩した事例はない。こういうことであります。

2点目については、緊急防災・減災事業債は起債で充当100%、交付税措置率70%、町負担は30%。単独事業となるので補助事業との併用はできない。学校施設環境改善交付金は国庫補助金で、補助率3分の1、残りの3分の2は学校教育施設等整備事業債で充当率75%、交付税措置率は30%、町の負担は50%程度になるんだと。防災・減災・国土強靱化緊急対策費は、起債で充当率100%、交付税措置率50%。学校施設環境改善交付金との併用で補助率は地方負担25%となるようなことであります。

3点目の答弁については、熱中症対策によっては、健康管理上の環境改善につながるんじゃないか。大規模災害時は避難所として一定の効果を得られると考える。この事業は、令和7年度、2025年度までの時限事業であること。既存の体育館は同時に断熱工事施工の条件付となっているんだと。施設の長寿命化に伴う大規模改修工事と同時に施工するのが効率的だと。避難所の運用方針、有効性断熱補強工事費や電力契約量の増加などについて研究をして、関係各課と協議して引き続き検討したい。このような答弁だったと思います。

それでは、質問に移ります。

最近では地球温暖化から地球沸騰の時代が到来したと言われております。ますます暑い日が続くものと思われま。益城町の子どもたちの教育環境は、普通教室は100%空調設備が整備されていますけれども、体育館は空調は整備されていません。文科省は、子どもたちの教育環境改善、災害時の熱中症リスクの低減を考え、体育館の空調設備及び断熱性の確保を進めるよう自治体に対し促しています。これらの事業は2025年度までの時限となっております。国の支援を受けてこれを好機として捉え、事業の併用で地方負担率が25%になる制度もあります。答弁でもありましたけれども、体育館の空調設備設置は、環境改善につながる一定の効果が得られるなど環境改善につながることから検討したいとのことですので、熱中症災害対策の抜本的強化を求めたいと思っております。

制度については、地方負担率だけに着目を見ると、緊急防災・減災事業債よりも、学校施設環境改善交付金と地方債をプラスするほうが有利ではないか。実際の工事費では、緊急防災・減災事業債のほうが断熱工事を必要としない分だけ抑えられそうです。文科省は断熱の基準はないとしているようですが、簡易な安価な工事で済むのではないか。しかし、断熱性能が高いほうが快適さと電気代などのランニングコストが抑えられるメリットがあります。これらを総合的に検討していただいて、体育館への空調設備に早期に決断して取り組むことを求めます。2回目の質問でございます。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 先ほど私のほうの答弁で述べましたように、その必要性は非常にあります。ただ、今、体育館のほかに特別教室とかそういうところには空調が設けられていますので、当分の間はそちらで対応させていただいて、先ほど申し上げましたように、長寿命化とか断熱の問題はかなりコスト等も必要になってきますので、その辺は今後また関係機関と協議しながら引き続き検討事項として考えてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 今後ますます温暖化が進みます。教育環境、災害対応の整備が求められてきます。いろいろランニングコストなどの問題がありますが、学校体育館の空調設備の設置を早急に整備されることを求めたいと思います。この質問を終わります。

次に、質問3に移ります。クーリングシェルターの指定施設の開設は考えているか、これについて質問します。質問2でも言いましたけれども、熱中症に注意が必要となる季節になってまいりました。環境省は今年から危険な暑さに備えを促す熱中症特別警戒アラートの運用を始めています。冷房が効き誰でも駆け込める指定暑熱非避難施設、これをクーリングシェルターというようですが、この開設を市区町村に促しています。県内では既に施設の開設を進めている自治体もありますので、町はどう考えているかについて質問をしたいと思います。

今年4月1日から熱中症対策の強化を盛り込んだ改正気候変動適応法が施行されました。これによって市町村は、暑さをしのぐ場所としてクーリングシェルターを指定することができることとされています。クーリングシェルターとは、改正気候変動適応法により新設された熱中症特別警戒情報が発表された場合は、次の3条件を満たす施設が開設を義務づけられるものであります。この三つの条件とは何か。条件の1、適当な冷房設備を有すること。条件の2、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、住民その他の者に開放することができる。条件3としては、住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。この三つの条件となっています。

県内で先行して施設を開放している自治体があります。近辺自治体では、宇土市が市庁舎1階の市民交流スペースを指定しています。開所は熱中症特別警戒アラートの運用期間と同じで、原則、熱中症特別警戒アラートが発表されたときとされて、4月の第4水曜日から10月の第4水曜日の6か月間、月曜から金曜日の8時30分から20時まで、土日・祝日は8時30分から18時まで、

受入可能人数は50人と公表されています。

嘉島町では民間施設のイオンモール熊本が指定されています。イオンモール熊本は通常からウォーキングをされる方たちも利用しています。高齢者の方たちなどがよく利用されているのが目につきます。受入れ可能人数は1万人以上が見込めるとされています。天草市では、支所や資料館、コミュニティセンターなど、旧市町村10地区で計75か所を5月13日に指定しています。受入人数は1施設320名から、少ないところは3人の施設もあります。受入人数は累計で3,053人と公表されています。天草市は既に2013年度の6月から9月の3か月間、施設を夏場の一時休憩施設として開放しています。アラート発表にかかわらず利用できるとしています。担当者は、暑さ感じたら気兼ねなく涼んでほしいという話であります。

九州電力は電気料金の値上げを公表しています。クーラーがある家庭でも、電気料金がかさむことでクーラーの使用を控える家庭もあるのではないかと懸念されています。そうすると熱中症になるリスクも増えてきます。益城町で公共の空調設備がある施設は、役場本庁舎をはじめ、にじいろなどシェルターとして使える施設が数か所あると思います。熱中症対策として、クーリングシェルの開設について、開設施設や受入れ可能人数はどのくらいと考えているのか伺います。1回目の質問です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番、甲斐議員の三つ目の御質問、クーリングシェルの指定施設の開設を考えているのかにつきましてお答えをします。

国は今年度から熱中症対策強化のため、気候変動適応法の一部を改正し、現行の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法律に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生するおそれがある場合に、一段上の熱中症特別警戒情報を発表することを追加しました。また、市町村長が地域において指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを指定できる制度を設け、新たに創設されました熱中症特別警戒情報が発表された場合は、当該クーリングシェルターを開放する義務づけがなされたところです。

このクーリングシェルターとは、特に夏季の高温時の熱中症による健康被害を防止するために、冷房設備を完備した施設を避難スペースとして提供する施設のことです。そのため本町といたしましても、町民の皆様の健康と安全を守るために、早急に体制を整備するとともに、クーリングシェルター設置の検討を進めているところであり、具体的にはまず、役場庁舎、復興まちづくりセンターにじいろ、交流情報センター・ミナテラス、保健福祉センター・はびねすの4か所をクーリングシェルターとして早急に指定し対処してまいります。なお、受入可能人数は合わせて130人程度を見込んでおります。その後、順次、その他の町の指定管理施設や民間施設などに積極的にクーリングシェルの開設を推進し、町民の皆様の健康を守るために必要な対策を進めてまいります。また、町民の皆様への周知方法につきましては、町ホームページ、広報紙などにより、最新の情報を提供してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） ただいまの答弁では、町民の健康と安全を守るためにクーリングシェル

ターの検討を進めているんだと。開設施設は、役場本庁舎、にじいろ、ミナテラス、はびねすの4か所を指定する予定である。受入人数は130名程度ということであります。

さらに、順次、町の指定管理施設や民間施設などに開設を推進していくこと、町民への周知はホームページや広報紙にて情報を提供していく、このような答弁でありました。益城町には嘉島町にあるイオンモール熊本のような大型スーパーがありません。民間の大型施設があれば多くの受入れ人数も確保できると思いますが、なかなか民間施設の協力が得られるのか、難しい問題があると思います。また、指定管理施設である総合体育館や文化会館のロビー、憩の家などを指定したらよいのではないかと考えています。

天草市のように、近くのコミュニティセンター、公民館等を指定し、気軽に利用できる方法についても検討されることが必要ではないかと思えます。ただ、公民館の空調設備は有料となっていること、管理面で大変だと思われそうですが、身近にあることから空調料金の補助も含め検討することも必要と思われそうです。早急にクーリングシェルターの開設施設を決定して、開設時期について公表されることを求めたいと思えます。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

散会 午後3時12分

6 月 13 日（木曜日）

令和6年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年6月10日午前10時00分招集
2. 令和6年6月13日午前10時00分開議
3. 令和6年6月13日午後2時12分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 1番 坂井金次郎議員
- 10番 野田祐士議員
- 17番 榮 正敏議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 松本昭一君 | 8番 吉村建文君 | 9番 甲斐康之君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 榮 正敏君 | 18番 中川公則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	山口拓郎君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	中山貴文君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	松本浩治君
企画財政課審議員	藤田智久君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	田上恵美君	福祉課長	菊川和幸君
福祉課審議員	川原さおり君	こども未来課長	吉住由美君

健康保険課長	吉本秀一君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	竹林浩幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	相良憲二君
水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君		

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に坂井金次郎議員、2番目に野田祐士議員、3番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、坂井金次郎議員の質問を許します。

1番坂井金次郎議員。

○1番（坂井金次郎君） おはようございます。議員番号1番、坂井金次郎でございます。

今回の私の質問は、一つ目が内水氾濫対策についてでございます。内水氾濫と言いますのは、雨水を排水する設備の能力が不足に浸水する氾濫型の内水氾濫、また、河川からの逆流による湛水型の内水氾濫があるということでした。今回いたしますのは、雨水の排水に関連します氾濫型の内水氾濫であります。主な対象は町の市街地となっております。

二つ目が集落部の維持活性化についてでございます。この質問については、昨日、同僚議員のすばらしい質問がございました。また、町長のすばらしい答弁もございましたので、大分考えましたが、同じ答弁を目的とするものであっても、立場の違いというものがございます。私の一般質問は同じような質問であります。立場の違いが出てくるものと思います。皆さん、よろしければそこをお察しいただければ幸せでございます。

三つ目が公共施設等総合管理計画についてでございます。これは平成25年11月の国のインフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画ではないかと思っております。確かめは私もしておりませんが、調べればそのようなになっています。これについて答弁の最後のほうに、実を言いますと、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画は、文科省が各学校施設の長寿命化宛てに出したのもございます。そちらのほうにも言及しますが、よろしく願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。

それでは一つ目の質問、内水氾濫対策についてでございます。

まず一つ目の質問の1点目、益城町が管理する三つの雨水ポンプ場について、流域、雨の集水域ですね、これと降雨確率、何年に1回ぐらいの大雨を想定しているのかを伺います。

二つ目が、町の市街地の地形に関するものでございます。町の市街地は北側台地から秋津川に向かって傾斜しております。台地部の開発、これは当然、高台でございますので、排水路整備によって速やかな雨水の流出が可能で。しかし、これを排水する秋津川沿いの排水設備から見れば、到達時間の短さによる急激な流量上昇と高いピークへの流量対応を要します。例えば急激なピークを迎えますし流量ピークが高いものですから、一時的な排水能力の不足、また一時的な排水設備の不具合によって、低地の浸水の可能性が高くなります。また、排水路不整合部、例えば、排水施設は下流部に行くほど断面が大きくならなければならない、また、流速変化を起こすところでは、それに対応した排水をしなければ水があふれる、このようなものでございます。このような排水路不整合部であふれやすくなります。これに対処するためには、道路側溝などを含む、当然下水も含まれます、道路側溝などを含む排水設備の流量解析が当然必要でございますが、これだけでなく、開発地からの流量抑制策が必要と考えますが、町の御意見を伺います。

3点目が、町長の施政方針に、雨水管理総合計画に基づいた内水氾濫対策という言葉がございました。この計画は、令和3年11月、国土交通省による雨水管理総合計画ガイドライン（案）に沿ったものかをお伺いいたします。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和6年第2回益城町議会定例会も4日目を迎えております。本日は一般質問の2日目ということで、3名の議員の皆様のご質問をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、傍聴席には早朝からお越しいただき、ありがとうございます。感謝を申し上げます。

それでは、1番坂井議員の一つ目の御質問の1点目、三つの雨水ポンプ場の流域集水域と降雨確率はどのようなものかにつきまして、お答えをします。

本町の雨水管理総合計画は、約510ヘクタールの市街地を対象区域とし、さらに区域の状況を踏まえて、21の排水区に分割をしております。このうち、雨水ポンプ場を整備する3か所の排水区は、平成28年6月20日の豪雨などで甚大な内水被害が発生している区域です。

議員御質問の流域の面積につきましては、安永第1排水区が24.1ヘクタール、福富排水区が36.1ヘクタール、妙見川第1排水区が20.8ヘクタールとなっております。

また、降雨確率につきましては、施設整備の目標となる計画降雨を5年確率、つまり、おおむね5年に1回の降雨とし、その雨量を1時間57ミリと設定をしているところです。なお、この計画降雨の5年確率につきましては、国土交通省の雨水管理総合計画策定ガイドラインにおきまして、公共下水道の整備目標として位置づけられている確率となります。

現在、安永第1排水区と福富排水区におきましては雨水ポンプ場が完成し、既に供用を開始しているところであり、妙見川第1排水区におきましても、現在、雨水ポンプ場の整備を鋭意進めているところです。

次に、一つ目の御質問の2点目、町市街地は北側台地から秋津川に向かって傾斜している。このため、道路側溝など排水路網・排水設備計画の流量解析だけではなく、開発地からの流水抑制

策が必要と考えるが町の考えは、につきましてお答えします。

まず、都市計画法による開発許可を必要とする開発地では、許可の条件としまして流出抑制対策に十分取り組まなければならない、開発によりまして流出量が増加することはありません。なお、それ以外の小規模な開発における雨水流出対策につきましては、流出抑制対策に努めるものとしており、雨水タンクや雨水浸透枡の設置に要する経費に対しまして町として補助を行っているところではあります。

その上で本町の市街地の状況を見てみますと、議員御指摘のとおり、北側台地から秋津川に向かって傾斜しており、市街地に降った雨の河川への到達スピードという観点からは、平たんな市街地よりもそのスピードが速いという特徴があります。この特徴は、内水排水におきまして、雨水ポンプの秋津川への排水時間をより多く稼げるという大きな利点があります。つまり、雨水ポンプの運転は、秋津川の水位が上昇し、河川管理者との協議で定めた水位に達すると停止しなければならないことから、雨水ポンプの運転をより早く開始できるということは、それだけ多くの内水を排水できるということになります。

また、排水区の最下流に位置する雨水ポンプの排水は、排水区全体に降った雨が排水の対象となります。さらには、河川への最終的な排水が、自然流下ではなく強制排水によりスピーディーに排水することから、河川周辺での内水の停滞という現象にも大きな効果を発揮するものです。これに対しまして、例えば排水区の流域内に調整池などを設ける場合は、調整池を設けた地点から上流の雨水は調整の対象となりますが、下流は調整の対象とならないことから、排水区全体としての効果や効率性を見極める必要があります。

いずれにしても、排水スピードにおいて優位性のある本町の市街地におきまして、雨水ポンプは内水対策として有効な対策であると認識をしているところでございます。

先ほども答弁しましたが、本町では平成28年に大きな内水被害が発生した3地区に雨水ポンプ場を整備する計画を策定し、安永第1排水区及び福富排水区におきましては令和5年度より雨水ポンプ場の供用を開始しております。

また、妙見川第1排水区におきましても、昨年度より雨水ポンプ場建設工事に着手し、令和7年秋頃の運転開始を目標に鋭意工事を進めております。雨水ポンプ場整備事業は、内水被害を軽減し、地域の方々の生命、財産を守るための大変重要な事業ですので、少しでも早く運転が可能となるように取り組んでまいります。

次に、一つ目の御質問の3点目、雨水管理総合計画に基づいた内水氾濫対策は、令和3年11月国土交通省雨水管理総合計画ガイドライン案に沿ったものかにつきましてお答えします。

本町では、平成28年6月の時間雨量100ミリを超える記録的豪雨により、安永第1排水区、福富排水区、妙見川第1排水区の3地区で浸水被害が発生したことを受け、平成29年に雨水管理総合計画の策定に着手し、平成30年に策定を完了いたしました。国土交通省が公表している雨水管理総合計画策定ガイドライン案につきましては、平成28年に策定され、平成29年に増補改訂が行われておりますが、本町の雨水管理総合計画は、その平成28年及び平成29年に公表されましたガイドライン案を踏まえて策定をしたものです。

なお、本ガイドライン案は令和3年にも改定されており、気候変動により将来の降雨量が増加することを考慮し、中長期的な計画の策定、見直しを通じて、気候変動に対応する計画内容とする必要があることが示されております。このため、本町では、まず雨水管理総合計画に位置づけた雨水ポンプ場の整備を進めるとともに、その整備効果や今後の気候変動の状況などを注視しながら、中長期的な計画の見直しにつつまして検討をしております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。2回目の質問として考えていたものも、大部分が今の町長の答弁で回答されてしまいました。ですので、少しでも確認の質問でございます。

まず、法的規制がかかる開発といいますのは、都市計画法第33条及び施行令の技術基準、国土交通省宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針、これは私も少し見ましたが、非常にいろんなことが書かれています。これをやれば確かに水は出ないなと思うような技術指針でございました。これが適用されるという理解でよろしいのでしょうか。それ以外については、今おっしゃいましたように別の雨水タンク等で対応されるということでしたので、それはそれで結構かと思えます。

あと、益城町の都市計画マスタープランの地区別構想、木山地区の土地利用検討エリアや産業用候補地でございます。これは、これから町のほうで開発されると思うんですけども、この候補地が開発がされても排出量は増加しないという理解でよろしいのかというのが一つ。

それと、今の雨水管理総合計画は平成28年、29年に基づいてつくられたもので、令和3年度分のもは考えるということでしたが、私は令和3年度の雨水計画のガイドラインのほうを見ておまして、この令和3年に改正されましたガイドラインの中には、多様な主体との連携の強化という項目がございます。これはおっしゃるように気候変動に対するものです。これには、早期の浸水対策・広域化や計画を上回る降雨に対する減災効果を発現させるためには、あらゆる関係者と協働して取り組む流域治水の考えの下、多様主体との連携を通じて内水による浸水のリスクの低減策を検討することが必要である。

(1) 防災部局との連携、(2) 河川管理者との連携、(3) 都市計画部局との連携。また、(3)の都市計画部局の中には、グリーンインフラ導入の視点も含め、浸水被害対策区域制度による民間の雨水貯留施設の活用を含めた雨水流出抑制（貯留浸透）等のさらなる推進や既存施設の有効活用や道路、公園、住宅等の様々な部局との連携強化により都市の安全度の強化を図る必要があるという項目がございます。温暖化、気候変動に対応されるように、よろしく雨水管理総合計画に基づいた施策をお願いいたします。

あと、確認のため質問がもう一つあります。調整池について、排水区全体での慎重な検討とございます。今、若干言及しました流域治水プロジェクト2.0の益城町の横には、雨水貯留機能の向上という文字が見えます。この調整池というものは雨水貯留機能に当たるのかどうかだけお伺いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の一つ目の御質問の2点目の2回目、小規模開発において

も開発による流量増加がないのかにつきまして、お答えします。

議員の1回目の御質問でお答えしましたとおり、小規模な開発とは市街化区域で開発許可が必要となる1,000平米未満の開発のことを申し上げたところです。この場合、開発許可が不要であるため、いわゆる技術基準である都市計画法第33条の開発許可の基準などの適用はありません。このため、1回目の答弁でお答えしましたとおり、流出抑制対策として、雨水タンクや雨水浸透枡の設置に要する経費に対して補助を行っているところです。

次に、土地利用検討エリアや産業用候補地が開発されても排出量は増加しないのかにつきまして、お答えします。土地利用検討エリアや産業用候補地は市街化調整区域となりますので、開発を行う場合は規模の大小にかかわらず開発許可が必要となり、都市計画法第33条などの基準に適合する必要がありますことから、市街化区域での開発と同様に流出量が増加することはありません。

最後に、調整池は雨水貯留機能に当たられないのかにつきまして、お答えします。調節池は雨水貯留機能に当たりますが、洪水や内水被害の軽減の観点から、議員御指摘の益城町の市街地特徴を踏まえると、雨水ポンプと比較し、どちらが有効かをよく検討する必要があります。そのため慎重な検討が必要と答弁したところです。

なお、本町では、1回目に答弁しましたとおり、雨水貯留機能向上のために雨水浸透枡などへの補助を行っているところです。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

それでは、一つ目の質問、集落部の維持、活性化についてお伺いします。

これは先ほど申しましたように、昨日の同僚議員のすばらしい質問がございましたが、立場の違いがございますので、質問を発する立場の違いを考えていただければ幸いです。

まず、二つ目の質問、集落部の維持・活性化についての1点目、町長施政方針の集落部の維持・活性化の集落とはどこを想定しておられるのか、土地利用保全エリアの集落地を含むかをお伺いします。

2点目が、農村基本法の一部を改正する法案、これは多分もう成立したのではないかと思います。この中には、地域社会が維持されるような農村振興、地域の資源を活用した事業活動等が書かれています。これは土地利用保全エリアにある集落地と強く関係すると思います。町長の施政方針にあります農地の効率的利用と農業者の確保、農産物の高付加価値化は、食料自給率、農地保全とともに、地域社会維持に役立つかどうかをお伺いします。

3点目でございます。土地利用保全や集落地の地域社会維持に関して、農業による生計維持者数では限界があるのではないかと考えております。このため、農業従事者以外の定住促進が集落地の地域社会にぜひとも必要と考えますが、町の考えをお伺いします。

4点目、昨年12月議会で集落の人口対策を質問した際、7年度に空家・空地バンクを設置する予定と答弁されました。この空家・空地バンクをアピールするためには、集落地の魅力や地域個性を出したプロモーションが必要と考えますが、どのようなことを考えられておられるのか、町

の考えをお伺いします。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） まず、先ほどの答弁で調節池は雨水貯留機能に当たると申し上げましたが、これは調整池ということで、修正をよろしくお願ひします。

まず、1番坂井議員の2つ目の御質問の1点目、集落部の維持・活性化の集落とはどこを想定するのか、土地利用保全エリアの集落地を含むのかにつきましてお答えをします。

本年3月の議会におきまして、令和6年度の施政方針で申し上げました集落部は基本的には市街化調整区域にある飯野、福田及び津森地区の既存集落を想定しております。この既存集落には、町都市計画マスタープランに示される土地利用保全エリアの集落地も含まれています。

なお、集落部と併せ復興推進エリアの土地利用につきましても申し上げましたが、これは広安及び木山地区の市街化区域内に利活用できる土地が少ないため、町道グランメッセ線、グランメッセ木山線沿線の市街化区域に隣接する土地を復興推進エリアと位置づけ、復興に寄与する土地利用を図ることで、人口ビジョンの達成や本町の発展を図るエリアとしております。

1番坂井議員の二つ目の御質問の2点目、農地の効率的利用と農業者の確保及び農産物の高付加価値化は、食料自給率、農地保全とともに地域社会維持に役立つと思われるかにつきまして、お答えします。

まず、食料・農業・農村基本法の一部改正に関する法案に、新たに地域社会が維持されるよう、農村の振興が図られなければならないと追記され、その基本的施策の一つとしまして、地域の資源を活用した事業活動の促進が明記されております。

また、益城町都市計画マスタープランにおきまして、市街化調整区域の自然的土地利用の中の土地利用保全エリアは、第1種農地や森林などの第1次産業を維持増進するための地域に設定されており、町では農地や緑地の保全を積極的に進めております。

本年3月の定例会におきまして、施政方針で申し上げましたとおり、国の方針を基に農家や農業関係者の皆様と協議し、農地の集約化や集積化など農地の効率的な利用を図るための地域計画を、農業委員の皆様や農地利用最適化推進委員の皆様の御協力をいただきながら、本年度中に策定することとしております。併せまして、農業従事者の減少に対応するため、新たな担い手の確保・育成を図りますとともに、農作物の加工までを見据えた農作物の高付加価値化を進めつつ、耕作放棄地の抑制と生産量の増進に努めてまいります。

続いて御質問の3点目と4点目につきましては、昨日の中村議員の質問に対する答弁と重複するところがあることを御了承願ひします。

まず、3点目の集落地の地域社会維持には農業従事者以外の定住促進策が必要と考えるが、町の考えをにつきまして、お答えします。

集落地区の地域社会維持のためには一定数の住民に住んでいただく必要があり、そのためには、その地域に住んでいる方の流出防止と併せ、地域外から人口の流入を図ることが重要と考えます。現在、本町におきましてはその方策の一つとして、集落地区を対象に、移住、定住につながる各種施策を展開しています。

具体的には、集落内開発制度や住居系の地区計画制度による民間企業の宅地開発等の支援、地域内の少子化抑制と中学生以下の扶養親族を有する子育て世帯への定住促進補助金制度、県と連携して実施している県外からの移住者に対する補助金制度、住宅金融支援機構と連携し、町定住促進補助金制度を利用した子育て世代のうち、条件を満たした世帯に対する住宅ローンの金利引下げ、1区画当たりの面積を約70坪以上にするなど一定の条件を満たしたゆとりある宅地開発に係る補助金制度など、これらの制度を活用し、集落地区への移住・定住策を進めております。その効果としまして、町定住促進補助金制度を開始しました平成23年度から昨年度までの13年間の当該地区における子育て世帯の増加人数は、飯野地区で699人、福田地区で471人、津森地区で74人、合計1,244人となっています。

今後もこれらの施策を活用しながら、引き続き集落地区への移住・定住を推進してまいります。併せまして、身近な場所で日用品を買いそろえることができる環境の確保など、生活利便性の向上も重要と考えております。集落地区におきましては、小規模な店舗は県の許可基準により立地が認められているものの、スーパーマーケット規模の商業施設につきましては、土地利用や建築物などの用途の制限により進出しづらい状況にあります。このことにつきましては、制度改善の必要性を強く認識しており、私が会長を務めます市街化調整区域活性化連絡協議会におきまして、県に対しまして強く要望しているところです。

また、福田地区及び津森地区において実施していますデマンドタクシーの活用等を推進し、中心市街地での買物が容易に行えるような取組をさらに進める必要があります。なお、飯野地区におきましては、今後、デマンドタクシーを含め新たな公共交通の導入の検討を行ってまいります。併せまして、働く場所の確保等のための企業誘致や安心して子育てができる子育て支援環境、教育環境の充実を図っていくことも重要です。今後も、集落地区の地域社会維持のために必要な施策を検討し、実施してまいりたいと思います。

最後に、4点目の集落地の魅力やプロモーションが必要と考えるが町の考えをにつきまして、お答えをします。

今後、さらなる町外からの移住・定住を進めるに当たっては、まず、町外の方に集落地区の魅力を知っていただくことが大変重要と考えます。そのためには、集落地区にある資源を住民の皆様とともに磨き上げ、市街地などほかの地域にはないそれぞれの集落地区が持つ魅力を発信することで、町内外の方に集落地区のことを知ってもらい、来てもらう必要があると思います。具体的には、飯野地区には飯田山、福田地区には谷川の展望広場、津森地区には潮井自然公園や四賢婦人記念館など、歴史、文化、自然を感じられる魅力的な場所がありますので、これらを含め集落地区の魅力を広く発信してまいります。

また、集落地区に住みたいと思われる方への対応も必要です。具体的には、移住・定住に係る各種制度を紹介するとともに、既に実施済みの空き家・空き地調査の結果を基にした空き家・空き地バンクの制度化を検討しておりますので、今後さらなる集落地区の移住・定住人口の増加を図ってまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。一般質問の冒頭に立場の違いということをお申しましたが、私が住んでおります家から近場の飯野小学校まで2.2キロございます。今、町の中で計画されておりますインターの辺りの物産ですかね、物流関係の企業、それと地域拠点の砥川からも約2キロ近く離れております。また、集落地区には指定されておりますし、集落内開発制度の適用地域であります。令和4年度の法改正による土砂災害危険地区、イエローゾーンの場所が大幅な面積を占めておるために、なかなか新しい流入人口を呼び込むのは難しいところでございます。そのような立場でやっておりますので、傍聴の皆様、よろしく願いいたします。

さて、今の町長の答弁ありがとうございます。それでは、今の町長の答弁に対して2回目の質問を行います。

まず一つが、町長の答弁にありました加工まで見据えた農産物の高付加価値化についてです。この中で、加工まで見据えたとは加工施設誘致までのことを見据えられているのか伺います。

それと、2点目のスーパーマーケット規模の商業施設等の誘致ということで述べられております。ただ、スーパーマーケット誘致は、誘致された場所の方には非常な恵みとなりましようが、私たちのほうにはその場所自体がない。だから、恐らくできたとしても周辺部ではない。車を利用しなければいけない住民においては、既にスーパーマーケットは車の利用と考えた場合は近隣に十二分にあるのではないかと考えております。

昨年の子ども議会で、近くに店舗が欲しいとの質疑がありました。集落地区で考える必要な店舗とは、日用品をすぐに買いに行ける小規模な店舗で、近所のおやじさん、お母さん、子どもが顔を合わせる場所ではないかと考えます。住民が営む小規模な店舗は、利便性だけでなく、いわゆるたまり場としてコミュニティ維持の役割を担っているのではないかと考えております。このような小規模な店舗が、車利用の普及と市街地や隣接市町村の大規模施設により立ち行かなくなりなくなってしまったことが、コミュニティ維持における大きな問題ではないかと考えています。

公共交通の導入は車移動できない方々には朗報ですが、集落のコミュニティには、こども議会の質問と同じく近くに店舗が欲しいと考えております。町の考えを伺います。

次の3、4点目については、2回目でございます。

集落地区にある資源を磨き上げるとの御答弁でした。定住促進のためには、宅地価格、家の値段、利便性だけでなく、田んぼが楽しい、山が楽しい、集落が楽しいが必要かと考えます。マスタープランの飯野地区には、山裾に広がる田園集落地景観、沿道の田園景観とありますが、集落地区資源、人をひき付けるという意味ですね、人をひき付けるための集落地区としての景観は、眺めて通り過ぎるのではなく、その場に来て楽しんでもらうものと考えています。

町長の施政方針の中に、県道熊本高森線沿線の歩きたくなる歩行空間づくりとありましたが、資源としての田んぼ、水、山、寺社等は既に集落地に存在しているのではないのでしょうか。これらを利用し、田んぼ、山、集落地区を歩きたくなる歩行空間にするためのウォークアブルな農道、集落道、林道を考えることが必要と考えますが、町はどうお考えか、お聞きします。言い換えれば、公園をつくるのではなく、既存の集落地区資源の多面的機能を生かす方策として、歩きたく

なる歩行空間の演出をし、そのためのウォークアブルな農道、集落道、林道を考えないかということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の二つ目の御質問の2点目の2回目、加工まで見据えた農作物の高付加価値化についてお答えします。

先ほど、1回目の御質問でお答えしました加工まで見据えた農作物の高付加価値化につきましては、農作物の生産だけにとどまらず、加工などの2次産業やサービス、販売などの3次産業と連携しまして農作物の付加価値を高め、農作物の利活用の促進を図り、ひいては生産者の農業経営の安定化に資することを目的としております。

もちろん議員御指摘のとおり、加工施設の誘致を行って、その施設で商品の販売展開をするのが理想であります。まず品質の高い農作物の生産と併せて、製造や販売までの流れをつくっていく必要があるものと考えております。いずれにしましても、本町において多くの成功事例を増やすことにより農作物の価値の最大化を図りつつ、安定した農業経営の土台づくりを支援してまいりたいと考えております。

次に、議員御質問の3点目の2回目、集落地区維持には近くに店舗が欲しいにつきましてお答えします。

議員御指摘のとおり、以前、地域にありました小規模な店舗は、日常的に御近所同士が顔を合わせるなど、地域コミュニティを培う場としても機能していたかと思えます。しかしながら、集落地区の人口が減り、高齢化も進んでいることなどから、地域にありました多くの小規模な店舗は経営難から閉店を余儀なくされたものと思えます。

1回目の答弁でも申し上げましたが、現在、集落地区を対象に、移住・定住につながる各種施策を展開しております。集落地区が持つ魅力を発信し、交流人口の増加を図ることで、集落地区への移住・定住につなげていきたいと考えています。そして、移住された方などの中に集落地区において小規模な店舗を営む意欲のある方がおられるならば、町としましても、起業創業支援事業補助金の活用を促しますとともに、商工会が開催しているセミナーや利子補給制度、事業継承制度を紹介するなど、できる限りの支援を行ってまいりたい所存です。

次に、ウォークアブルな農道、集落道、林道が必要でないかにつきまして、お答えをします。

日頃、町内の至るところで健康のためにウォーキングをされている方をよく見かけます。ウォーキングは最も取り組みやすい健康づくりの一つであり、私も、今日も歩いたんですが、朝から自宅周辺の集落道や農道をウォーキングしているところです。

議員のおっしゃる田んぼ、山、集落地区の歩きたくなる歩行空間づくりは、地域住民の健康づくりや交流人口増加などの観点から、とても興味深い御提案であると思えます。一方、農道は農業利用、林道は森林の保全・整備を主目的に整備されている道路であり、集落道は集落内の生活道路や集落相互を結ぶ道路でもあります。そのため、歩きたくなる歩行空間づくりを進める場合は、それぞれの道路の目的を踏まえた上で、安全性の確保など慎重な検討が必要であると考えております。

なお、町内の地域づくり団体では、安全面を確保しながら既存の農道や集落道歩き、その地域ならではの風景や地元の方との触れ合いを楽しむフットパス活動に積極的に取り組まれています。

このような活動を地域で一体となって実施することで、集落地区外からの交流人口の増加にもつながるのではないかと期待を寄せているところであり、町ではそのような団体の活動を今後も支援してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。余談であります。御近所の方にプロモーションの話をしてしましたら、この方は地域づくりのために活動されている方でございます。パンフレットをもらいまして、木崎温泉も含めて多くの魅力が赤井地区にあるから、これを使ってプロモーションを進めるように町にお願いしてほしいという伝言でございましたので、一言申し上げておきます。

それでは、次に三つ目の質問、公共施設等総合管理計画についてお伺いいたします。時間の都合上、伺います公共施設等総合管理計画の内容も言う予定でしたが、申し訳ありません、どこに載っているかだけで済まさせていただきたいと思えます。

三つ目の公共施設等総合管理計画についての1点目、第3章の5、推進体制、町民・議会との協働には、相互理解、共通認識、協働、意見の反映とあります。あらゆる可能性を排除しない検討、これは町民の痛みを伴う可能性がございます。拙速な決定は行政不信につながるおそれもございます。第3章に書いてありますように、相互理解、共通認識、協働、意見の反映を踏まえた体制をお願いしたく、この方針を再確認いたしたいと思えます。よろしくお伺いいたします。

2点目が、第4章の2、全体目標の建築系公共施設、（1）必要性を検証するについてでございます。

公共施設の最終的な目的は住民福祉でございます。設置目的、位置づけということが書いてありましたが、設置目的、位置づけよりも、現状が住民福祉にどう役立っているのかの検証が必要であり、必要であれば、もし、これが住民福祉としてやられているということが分かるのであれば、必要であれば設置目的自体の目的、位置づけのほうを変更すべきではないかと思えますが、意見を伺います。

3点目が、第4章、1、公共施設における現状と課題、（3）住民ニーズの変化についてでございます。

3月議会で高齢者への配慮を質問しました。これだけを紹介させていただきますと、住民ニーズ変化という項目の中に、最後のほうでございますが、今後も少子高齢化の傾向が続くと予想されるため、人口構成の変化や多様化する住民ニーズに応じた公共施設の在り方を考えていく必要があると書いてあります。この文字がありますので、これを基に、少子高齢化による人口構成の変化の中で、公共施設の在り方をどのように変えようと考えているのか、再度お伺いいたします。

4点目が公共施設等総合管理計画。25ページに大規模改修と長寿命化というのがございまして、各施設に対する費用の計算が載っています。ただ、大規模改修と長寿命化改修の違いがよく分からないところです。この違いは何かをお伺いします。

5点目が、町長施政方針にある脱炭素先行地域でございます。この中に、地球温暖化対策の文字も見られます。総合管理計画は個別計画の上位計画の位置づけでございます。第4章の3、公共施設等の維持管理方針に温暖化対策、脱炭素化の文字を入れる考えがあるかをお伺いいたします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の三つ目の御質問の1点目、公共施設等総合管理計画につきまして、町民、議会との協働には相互理解、共通認識、協働、意見の反映とある。拙速な決定は行政不信につながる。町の方針について確認したい、につきましてお答えをします。

公共施設等総合管理計画は、公共施設の現状分析や将来予想を踏まえ、長期的視点を持って、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等が町民の大切な資産であり、まちづくりの基礎となることに鑑み、安全な状態を保つ管理を行い、その最適な配置を実現しようとするものです。

議員御質問の本計画の第3章に掲げる推進体制につきましては、まちづくりの基礎となる公共施設等の最適な配置を検討する上で、議会や町民への十分な情報提供を行い、透明性を確保しながら計画の改定等を進めることが重要と認識していますことから、このような記載をしております。

次に、三つ目の御質問の2点目、公共施設の目的は住民福祉であるから、設置目的、位置づけよりも、現状が住民福祉に役立っているかの検証が必要であり、必要であれば、設置目的、位置づけを変更するべきであるにつきまして、お答えをします。

公共施設につきましては、町民の大切な資産であると認識をしております。公共施設の見直しにつきましては社会的な合意形成が必要となりますので、同計画の公表等を実施し、情報の共有化及び見える化を進めています。また、多様な住民の意見、意向の把握を十分に行うことが必要であり、施設利用者だけではなく、いわゆるサイレントマジョリティーと言われる潜在化している層の意向の把握も重要となります。

これまで建築系公共施設では、益城町養護老人ホーム葉山荘や益城中央小学校図書館につきましては、その設置目的や位置づけ等の状況を踏まえ検討しました結果、民間活力の活用や利用目的の変更を行ってまいりました。

今後も公共施設ごとにサービスを提供する必要性の検証等を行いながら、全体目標に沿って適切な施設配置の実現を目指してまいります。

次に三つ目の御質問の3点目、少子高齢化による人口構成の変化の中で公共施設の在り方ほどどのように変わると考えるかにつきまして、お答えします。

昨今、住民のニーズや利用者は多種多様に変化をきており、バリアフリー、ユニバーサルデザインとすることは必須となっております。その上で、公共施設の在り方につきましては、管理、計画等を踏まえ、施設の複合化や民間活力の活用、広域化等を検討し、町民と行政が十分な合意形成を図りながら町の将来規模での最適な配置を実現し、次の世代によりよい状態で継承する必要があると考えます。

次に、三つ目の御質問の4点目、同計画における大規模改修と長寿命化改修の違いは何かにつきまして、お答えをします。

同計画において、大規模改修とは建物を60年使用することを仮定した場合に想定される改修であり、推計上、コスト算出を行っています。具体的には、建築部位におきましては、屋根防水、外壁補修、防水更新、外部建具等の改修、設備部位におきましては、給排水管、ポンプ、水槽類、空調機等の機器類、高圧ケーブル、変圧器、照明等の更新を想定しております。一方、長寿命化改修とは、建物を80年使用することを仮定した場合に想定される改修となります。大規模改修の内容に加えまして、コンクリートの中性化対策などの躯体の工事を行うことを想定しております。

最後に、三つ目の御質問の5点目、公共施設等の維持管理方針に温暖化対策、脱炭素化の文字を入れる考えはあるかにつきまして、お答えします。

第6次益城町総合計画第2期基本計画に掲げています持続可能な循環型社会の実現の中で、公共施設における再生可能エネルギーの活用等を図っていくこととしておりますので、次回の公共施設等総合管理計画の見直しにおきましては、脱炭素化の推進方針につきまして記載することを想定しております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。予想を超える御答弁で、実を言いますと、私のほうが文部省の学校施設の長寿命化計画策定に係る手引のほうから大規模改修と長寿命改修の違いを御紹介しようかと思いましたが、もう十分な御答弁をいただきました。

ただ、実を言いますと、長寿命化改修は機能回復と耐久性向上とともに社会的要求水準前の機能性向上を含む改修というふうに、学校施設の長寿命化の中に書いています。これだけを付け加えさせていただきます。

いずれにしても、公共施設の目的は住民福祉の向上です。福祉向上と言いますが、これが何かということになりますと非常に難しい問題があります。ただ、その中に再配分的性格を持つもの、すなわち恵まれないということをはいけません、十分な資金を持たない方に資源を再配分するということがあることは事実であると思っています。

福祉とは何かを検索し、公共施設総合管理計画の推進に当たっては十分な検討をされますようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 坂井金次郎議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、先ほど会議録署名議員の7番松本議員から欠席の届けが提出されましたので、会議録署名議員として、8番吉村議員を指名します。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） 皆さん、おはようございます。10番野田でございます。

今回も一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。また、町民の皆様方には議会に関心を持っていただき、感謝を申し上げます。

本日は、2点質問をさせていただきます。

1点目が、共同親権の法改正案が参議院を通過し、改正法が2026年までに施行される、また、その改正案は、父母が協議して合意した場合、離婚後に共同親権を選択できると定め、協議が調わない場合は家庭裁判所が親権者を判断するとなっております。今回の法改正は、日本における家族の在り方の変化を反映したものと捉えております。また、併せて、親から子への虐待、父母間のDV等、子どもの権利についても質問させていただきます。

2点目が、日本の地方部における課題であります。益城町においては発災後、空地が著しく多くなっていると思っております。そこで、町有地、そして民有地における空地の管理状況とその対応策について質問させていただきます。

それでは、質問席に移ります。

それでは、まず1問目の共同親権、民法の法改正における町の役割と考え方、捉え方について質問をさせていただきます。

今回の法改正でありますけれども、先ほども申しましたように、日本における家族の在り方が多様化する中、その変化を反映したものと考えております。英国紙、イギリスの新聞にマンチェスター・ガーディアン紙というのがあります。そこで、今回のことについてこう書いてあります。日本での離婚した両親の共同親権導入について、G7において他の国々と同水準となるものと。また、オーストラリアの新聞、シドニー・モーニング・ヘラルド、これはオーストラリア最古の新聞ということでもありますけれども、ここには、法改正がなされることで、親が合法的に子どもを連れ去ることを許してきたと批判されてきた100年来の単独親権制度の廃止に一步近づいたということが書いてあります。

他国においては、夫婦の場合、相手方の同意を得ない状況で子どもを連れ去ることは、誘拐罪として刑事告訴されることにもつながってくるということでもあります。近年はTSMC等の進出もあり、ここ熊本においても急速な国際化に対応するべくいろいろな課題を解決していかなければならないという中で、今回の法改正は大事なものになってくると思っております。そこで、役場の考え方について質問をするものであります。

質問の1点目の一つとして、今回の法改正における町の考え方、そして捉え方を御教授いただきたい。

2点目、法改正に伴うDV、ドメスティックバイオレンスとの関係性について、下記の点で御教示をいただきたい。まず一つ、判断について、一律の正解というものが存在せず、常にそのときの環境に合わせた最適解を考えることが求められております。そのため、問題や課題について正しいプロセスで考え、問題解決に向けて何をすべきかを考える必要があると思っております。基本的

なスキルとして問題解決のための思考法についてどのような認識があるか、また、判断について、裁判所の裁量に委ねられる際の町としての関わり方についての問題点と課題点、また、その対応について御教授いただきたいと思えます。1点目です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の一つ目の御質問の1点目、今回の法改正における町の考え方、そして捉え方につきましてお答えをします。

議員がおっしゃるとおり、今回の民法改正は現在の日本における家族の在り方の変化を反映したものと捉えております。また、国際的な流れに沿いました法改正だと考えております。

令和4年度離婚に関する統計の概況によりますと、いずれの都道府県におきましても協議離婚は85%以上と大部分を占めております。

今回の共同親権の民法改正につきましては、その施行が2年以内としか決定しておらず、運用等の詳細につきましては見解が示されておられません。共同親権の導入により親権争いが少なくなり、また、離婚後の養育費の義務と責任は双方に及ぶことになり、どちらか一方への負担の偏りが軽減されるという見方もあります。町としましては、国や県、他自治体の動向を注視しながら、民法、戸籍法、その他関連する法令にのっとり事務の遂行に努めてまいります。

10番野田議員の一つ目の御質問の2点目、法改正に伴うDVとの関係性につきましては、常にそのときの環境に合わせた最適解を考えることが求められる。そのための基本的なスキルとして問題解決のための思考法につきまして、どのような認識か。また、判断について、裁判所の裁量に委ねられる際の町としての関わり方についての問題点と課題、その対応につきまして、お答えをします。

まず、問題解決のための思考法についてお答えをします。

ドメスティックバイオレンス、DVは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力で、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけではなく、生活費を渡さない、外で働くことを禁じる、借金をさせるなどの経済的暴力や、侮辱する、別れると殺す、死ぬなどと脅すなどの精神的暴力、交友関係を監視・制限する、電話やメールを細かくチェックする、許可なしで外出させないなどの社会的暴力など様々な形態があります。

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも決して許されるものではありません。また、子どものいる家庭でのDVは、子どもの心身の成長に影響があると言われております。令和6年3月に策定し、令和6年度から令和10年度までを計画期間とした第4次益城町男女共同参画計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法第2条の3第3項に、市町村が定めるよう努めるものとされている市町村基本計画としても位置づけております。

本計画の基本目標の一つとしまして、人権の尊重と健康に配慮した社会づくりを掲げ、対策としましてあらゆる暴力の根絶を掲げており、被害者に配慮したDV等の相談体制の充実、あらゆる暴力に関する周知・啓発の促進、相談・支援に関わる人の意識向上と関係機関の連携の取組を進めているところです。

本町におけるDVの相談対応につきましては総務課を中心に行っておりますが、その相談内容や課題は複雑化・複合化しております。そのため、まずは相談者の心情に配慮し、その方の置かれている状況を十分に聞き取ることを心がけております。子どもがいる家庭であれば子ども未来課、相談者や関係者に高齢の方がいる場合や生活の困窮を訴える内容であれば福祉課など、関係課が連携を図り、例えば面談の際には複数課で対応するなど、その方の状況に合わせた丁寧な対応を行っております。また、相談者を守るために一時保護などの対応が必要な場合には、熊本県女性相談センターや警察など適切な専門機関へのつなぎを行っております。今後も、相談者が安心した生活を取り戻せるよう、関係課や専門機関と連携を図りながら、その方の心情に寄り添った対応を行ってまいります。

次に、町としての関わり方についての問題点と課題につきましては、1点でも答弁しましたように、国から詳細な見解が示されておられません。また、熊本県に対し共同親権の法改正に伴う問題点や課題点を把握しているのかを確認いたしました。現時点では共同親権の法改正について情報収集をしている段階との回答でした。

本町におきましても、現時点では問題点や課題点を把握することが難しい状況でございます。しかしながら、共同親権となった場合の支援や子育てに関する手続なども含め、関連する制度等につきましては同時に改正されることも推測されますことから、改正法の施行に向け、今後の国や県、他市町村の動向に注視しながら、相談に対する職員のスキル向上や組織内での連携体制のさらなる強化を図ってまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 町長の御答弁、ありがとうございます。まさにいろいろな問題があるという認識でありますけれども、今回の離婚後の共同親権導入については、熊本日日新聞社さんのほうが相当取扱いを行っております。熊日新聞さんのほうに大分詳しく書いてあります。ここで丁寧な説明があって、喫緊の問題提起、またはどういうことが必要かというのも、新制度について取り扱っておられるようです。

今回、共同親権を導入するに当たり、私は12月議会でも子どもの権利について質問をさせていただいておりますので、この共同親権と子どもの権利について少し質問させていただきたいと考えております。

子どもには国際法で子どもの権利条約というのがあるという認識です。ここには子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利というのが明文化をされていると。ここで共同親権になった場合、親と子の関係が多少法律的に変わってくるんだろうと思っております。最近のことですけれども、ある女性が台湾のほうから子どもを日本に連れ帰ってきたというのをニュースとかで取り扱っておられましたけれども、本当にこれをやったら誘拐罪というふうになっていくと思います。

いずれにしても、今回質問をさせていただくのは、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局という、関わる問題の中の関係機関というのがあると思いますけれども、そこで、いわゆる子ども、児童の最善の利益が主として考慮されるかと、また、子どもにとって何が最善な措

置か、必要なことは何かを理解して行動できるかというのが一番重要な部分であると考えております。その中で、国の指針、県の考え方をもちろん考えていかなければいけませんけれども、一番身近な町の対応というものも重要になってくるという思いであります。

もう一つ併せてお話しさせていただければ、このDV等支援措置等についても、濫用する、もちろんいいことばかりではないという意味ですけれども、濫用するということも社会的問題となってきました。その上で、共同親権制度に移行するに当たり、町のほうでも再度いろいろな精査をお願いしておきたいということで質問をさせていただいております。

1回目の御回答で様々な種類での御回答がありましたけれども、今回の2回目の質問の中で、御提言としてですけれども、五つを町のほうにも考えていただきたいということで御提言させていただきたいと思っております。

まず一つ目ですけれども、この決定基準の明確化ということであります。共同親権になって様々な問題が出てきたときの決定基準をどういうふうに町が考えておられるのかという、プロセスも含めた体系化というのを町のほうでも捉えていただきたいと。要するに、こういう問題、こういうお問合せがあったときに、どのような形で捉えていくかということをおある程度明確化しておくことが必要なんだろうと思っております。

二つ目がさっき言われた窓口の一本化。これは様々な問題がある中で難しいと思っておりますけれども、町としていろんな、例えば子ども未来課であったり、福祉課であったり、総務課であったりというのがあると思っておりますけれども、窓口的には一本化しておいていただきたいというところがあります。

また、これは職員の方に今回質問するに当たりたくさん教えていただいたところがあります。職員の方もしっかり勉強されていて、今後もまた取り組んでいかれるのだろうと思っておりますけれども、そのときのマンパワー、要するに人員不足で適切な判断ができないことにつながることを避けていただきたいと。要するに、職員の専門性の向上と人員の確保ぜひお願いをしておきたいと思っております。

それと、4点目が支援ですね。益城町は先ほど言いましたように問題を抱えられた方が一番最初に身近なところで、町、県、国と言うならば、まず町へ御相談に来られるんだろうという中で、支援体制の整備、いわゆるニーズへの対応、どのようなニーズがあって、どのような対応ができるのか、そしてまたそれを断片的というか、中長期的に捉えた対応をできないだろうか。できないのであれば、今後検討していただきたいと思っております。

5点目が関係機関との連携。これも似たようなこととなりますけれども、横の連携軸というのがなかなか難しいという問題があります。これをシステム化できないだろうか。1番の決定基準の明確化とかもありますけれども、もしある程度システム化できればもっとよい体制になっていくのではないかと考えております。

質問というよりも、御提言をさせていただきたいと思っておりますけれども、この提言に対して町長の御意見をいただきたい。

まず、一つ目が決定基準の明確化、二つ目が窓口の一本化、3番目がマンパワーですね。人員

確保と。4番目が支援体制、ニーズへの対応の仕方と。5番目が関係機関とのシステム化と。全てについて答えていただかなくても結構です。大まかなことでも構いませんので、ぜひよろしくお願いたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番、野田議員の2回目の御質問でたくさんの提言をいただきましたが、幾つか、認定基準の明確化であったりとか、連携であったり、支援体制の整備であったりとか出ましたが、こちらについてはまず法整備をきちんと確認し、どういった業務があるかということはそこを受けてやっていきたいと。基準の明確化あたりは認定基準がどうなっていくかあたりも出てくるかなと思います。

ただ、窓口の一本化ですね。一本化することについては、いろんな相談者が、総務課、こども未来課、福祉課など、どの窓口で相談されたとしても、今、いろんな課でやっておりますが、適切な相談窓口につなげることができるように、関係各課で連携を図りながら対応を行っているところです。これについては、やはり熊本地震前は少し足りなかったかなということでありましたが、熊本地震を経て、コロナを経て関係各課が連携しながらやるということで、先ほどマンパワーの話もありましたが、こちらについても各課が連携していくと効率化も図られると考えているところです。

相談内容が複数の課にまたがる場合には、プライバシーもありますので、十分配慮しながら関係各課との情報の共有を図って、面談の際には複数の課で対応するなど相談者の負担軽減にも努めているところです。また、支援が必要な方には相談ができる場所があることを知っていただくことが重要ですので、公共施設などへのパンフレットの設置や広報ましき、町ホームページを通じた相談窓口の周知など、DVに関するさらなる情報提供や啓発を図ってまいりたいと。

その中で気になるのは、マンパワーについては、やっぱりこれは民間との人の取り合いもあって、特に生成AIとか今出てきておりますが、やはり人でしかできないこと、こういった分野は絶対人でしかできないと思っておりますので、こちらで人員の確保についても提案いただきましたので、ありがたいなと思っております。

それから、支援体制もその場限りの支援ではなかなか厳しいかなと。その先のことを見据えた長期というのは本当に私もそう思いますので、そこあたりも長期に支援するシステムづくりであったりも、法整備をしっかりと見ながら取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

今、町長のほうが言われたように、国のほうも今から様々なことを決めていかれるという中で、2026年からの法律施行ということになってまいります。この質問をするに当たり、私も執行部の担当課の方と何回か調整をさせていただいた中で、いろいろ本当に詳しく教えていただいたところも多いと思っておりますので、様々なマンパワーについても、問題、課題はあると思っておりますけれども、それをいち早く町として課題の克服をやっていただきたいと思いますと思っております。

今回質問をいたしましたのは、子どもにとってですね。町長はいつも言っておられます、子どもは町の宝だと。その子どもにとって何が最善の措置か、必要なことは何であるかを理解するために、執行部の方にもっと有意義な汗を流していただくための質問でありました。ぜひ、今回の質問、次もさせていただくかもしれませんが、ぜひ前向きに御検討をいただいでやっていただければ幸いです。

1問目の質問はこれで終わりました、2問目の質問に移っていきたくております。

二つ目の質問なんですけれども、空地対策。住民の本当に身近な問題と思うんですけども、空地対策における管理と対策についてです。

先ほど言いましたように、地震発災後、いろんなところで空地が増えたんだろうと思っております。実際の数は質問としてさせていただきます。

まず一つ目が空地の実数です。町が把握している空地の実数について教えていただきたいという部分。それについては、町有地と、できれば民有地、分かる範囲で構いませんので、それについて教えていただきたいと思います。

また、それに伴う管理状況、どのような管理をしているのか、また、何か対策があるのかについても質問をいたします。お願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の二つ目の御質問のうち、まず、町が所有する土地で空地における現在の使用用途が決まっていない土地の筆数と面積及びその管理状況と対策につきましてお答えします。

本町は現在筆数で259筆、面積で約233ヘクタールの普通財産の土地を所有しております。その内訳は、畑が0.6ヘクタール、田が約0.4ヘクタール、山林が約228ヘクタール、宅地が約0.3ヘクタール、その他が3.8ヘクタールとなっております。その他につきましては、公民館用地や昔のごみ処理等の塵芥場、その他借地となっております。

なお、約233ヘクタールの普通財産の中で、使用用途が定まっておらず空地となっている土地は10筆で、面積は約0.3ヘクタールです。その管理状況と対策につきましては、周辺の地権者の皆様に迷惑をかけないように管理しており、適宜除草等も行っております。

次に、個人所有で空地となっている箇所及びその管理状況と対策についてお答えします。

町内の空き家・空き地調査を令和2年度に飯野、福田及び津森地区で、また、令和4年度に木山と益城台地の土地区画整理事業の区域を除いた広安及び木山地区で実施をしております。調査に当たりましては、固定資産情報により地目が宅地及び雑種地で建物が存在しない土地を調査対象としたところですが、その結果、飯野、福田及び津森地区で369か所、広安及び木山地区では477か所の空地を確認しております。その管理状況と対策につきましては、令和2年度及び令和4年度に実施しました空き家・空き地調査で空地の状況は把握しているところですが、土地の所有権が個人であることから、町が直接個人所有の空地の対策を実施することはできません。

なお、個人所有の空地の管理及び対策につきまして、隣接地の所有者等から相談があった場合は、関係する課等において適宜対応させていただいているところです。

町では、今後、空家、空地の情報を登録し、その情報が必要な方に届けられるよう、空き家・空き地バンクの設置を検討することとしており、これにより空家・空地の利活用を促進し、地域の活性化につなげてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

空地についての説明は分かりました。それと、公有地、町が持っている土地については、適宜除草等で対応しているということも分かりました。

今回質問させていただいた部分で、難しいとは思うんですけども、民有地の空地についてここからは質問をさせていただきたいと思うんですけども、民有地と言いましても、もちろん市街地といいますか、住宅地の中の空地もあつたり、少し周りが山みたいなところの空地もあるということで、いろいろケース・バイ・ケースではあると思うんですけども、この民有地の空地での例えば適宜除草と。要するに住宅地の中に空地があつて、草が生い茂って周りの環境にあまりよくないということも多くなってくると考えております。その際の町としての考え方についてお尋ねしたいと。所有者不明土地の解消に向けたということで、不動産登記法等も変わったと聞いておりますので、よければその辺の考え方も併せて町のほうの考えがあればお答えください。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の二つ目の御質問の2点目の2回目、管理が不十分な個人所有の空地への対策につきまして、お答えをします。

土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生する等の相談は、年間約70件程度受け付けております。相談を受けた場合、現地へ赴き状況を確認するとともに、現状を撮影し、所有者に対して敷地管理のお願いの文書及び状況写真のほか、シルバー人材センターの紹介を添えて通知し、適切な管理をお願いしているところです。この結果、約6割の方は適切な管理をされておりますが、その他の方に対しましては引き続き適切な管理をお願いしているところです。

このように、町にはこれまでは土地の管理に適した財産管理制度がなく、対応できることが限られていましたが、令和5年4月1日に民法及び不動産登記法が改正されまして、土地建物に特化した財産管理制度が創設されております。

この新たな制度では、所有者が不明の土地・建物に関し、調査を尽くしても所有者やその所在を知ることができない土地・建物につきましては、利害関係人が地方裁判所に申し立てることで、その土地、建物の管理を行う管理人を選任できるようになりました。また、管理不全状態にある土地・建物に関し、所有者による管理が不相当であることによって他人の権利、法的利益が侵害され、またはそのおそれがある土地・建物につきましては、利害関係人が地方裁判所に申し立てることで、その土地・建物の管理を行う管理人を選任できるようになりました。さらに、催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合等には、越境された土地の所有者が自らその枝を切り取ることができる仕組みも整備されました。

今後、改正法の内容は令和8年までに徐々に施行されていきますので、町としては引き続き空地の管理に関し土地所有者の方に粘り強く働きかけるとともに、新たな土地・建物の財産管理制

度の活用が図られるよう制度の周知に努めながら、良好な生活環境の維持に努めてまいります。
以上でございます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

民有地の6割は通知等でお願いすれば対応していただけるという御回答のようです。残りの4割がどうだろうという質問になるんですけども、利害関係人の選任とか財産管理制度というのが、じゃあ、誰がどういうことをやればですね。例えば、私の家の横の空気を財産管理制度によって、今、生活環境が損なわれているから草を切ってくださいというのを誰に言えばいいのか、そして、それが本当に切っていただけるのかという部分が、ちょっと今の法整備に関して難しい。難しいというのは、理解が難しい、どういうふうを考えればいいんだろうかというのが難しいと思っております。

単純に、町長、私の家の隣が空地で、何回言っても切ってもらえない、草ぼうぼうになっているからどうかしてくれというのは、役場に相談してどうかなるものなのか。どうかしていただく方法をやっぱりある程度周知いただかないと、そのまま放置しておくしかないということになるとですね。

よくあるのが、畑等で山みたいになっているんですね、木が大きくなり過ぎて。それは極端な例でありますけれども、住宅地でそこまですることは少ないかもしれませんが、少なくともそこに、蚊、虫、いろんなものが集まって生活環境が脅かされるという問題になってくると思いますので、実際問題として、もう3回目の質問ですので、住宅地の中にある4割の対応できない土地の除草対策はどうすればいいのかというのが分かれば御回答いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番野田議員の3回目の御質問にお答えします。

先ほどの利害関係人とか地方裁判所の申立てとか、これは一つ進んだなというのがありますが、実際の使い勝手というのはなかなか難しいところがあります。しっかりこの法制度あたりも見極めながらやっていきたいと。

あとの除草対策につきましては、粘り強く持ち主の方をお願いをするような形で、町のほうから、それからシルバーとかを紹介をしながらということで考えたいと思います。

一番の問題は、持ち主不明の土地があるとかですね、ここあたりを非常に心配しているところでもあります。以前、福祉のほうで、亡くなられたときにどこに土地があるかというのが分からないというのもありましたので、エンディングノートとか、そこ辺りを記載したりとかして引き継ぐような、新たな持ち主不明を生み出さないような取組も必要かなと思っております。

いずれにしても、粘り強くまた対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 3回目の御回答ありがとうございました。

住民の方が生活環境についてやっぱり困っているということになれば、私個人の意見としては町のお金を使うということも視野に入れて取り組むべきなんだろうと思いますので、これについてはぜひ御検討のほうを併せてお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時30分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

17番榮正敏議員。

○17番（榮 正敏君） こんにちは。17番榮です。今回も一般質問の機会をいただいて、ありがとうございます。

昨今、世界はウクライナ戦争、イスラエル戦争と、非常に胸が痛くなる不安定な問題だらけであります。日本は安全な国であると言われておりますが、本当にそうでしょうか。世界地図の中で地政学的に見ると、微妙なところに位置しております。それと、中国と台湾の政変の問題、南沙諸島においても予断を許さない情勢になっております。私が先々の議会から言っている言葉が実感を帯びてきているようであります。笑っている議員もいらっしゃいますが、しっかり言っていますよ。

つまり、地政学リスクが高まっている、そのおかげと言っては語弊があるかもしれませんが、熊本に世界的半導体メーカーTSMC、トヨタの1.5倍の資本力があるそうです、が来ました。この好況をチーム熊本の力で一層具現化していかなければならないと思っております。本町においては、新しく県知事となられた木村知事と連携し、西村町長には確固たる信念の下、トップダウンで今後の益城の礎となる骨格を確立し、町の方向性を見極めていただきたい。

さて、今回の一般質問は3項目用意させていただきました。一つ目は本町消防団の今後の在り方について、二つ目は中山間地の農地の保護や農業者育成に関する対策について、三つ目は介護現場が悲鳴を上げているが支援策はあるのか、以上の3項目に関しまして質問させていただきます。

また、本日も傍聴席におかれましては、議会初日よりしっかりと傍聴していただき、本当にありがとうございます。また、ビデオ傍聴の皆さんも、日頃から町議会に対して関心と御理解をいただきありがとうございます。本議会最後の質問ですので、最後までよろしく願いいたします。

それでは、質問席に移させていただきます。

それでは、一つ目の質問に入ります。通告しておりました町消防団の今後の在り方について質問させていただきます。

昨今、消防団員の減少がどこの自治体でも危惧されておりますが、この消防団員の減少は、中山間地や農村部であれば人口減少に伴い比例的に減少するのは分かりますが、中心部の比較的若者が多い地域においてなぜ新規の入団希望者が増えないのか。まだまだ啓発活動が足りないと思われる。ただ報酬を引き上げる、そんな安易な打開策では解決しないと思う。

消防団とは、災害時における自助、共助、公助の一番大事な要の共助の部分を担当しております。この共助の必然性、また、地域住民が消防団員に対して尊敬し、憧れるような環境づくりが大前提だと思うが、本町における抜本的な打開策はあるのか、町長に伺いたい。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の一つ目の御質問、昨今、消防団員の減少が危惧されているが、本町としての対策はあるのかにつきまして、お答えします。

消防団は非常備の消防機関であり、消火活動のみならず、地震や風水害等の災害時には、救助救出活動、避難誘導、災害防衛活動など、また、平時などにおきましても、住民への防火指導、巡回、広報など、地域に密着した活動によりまして、地域における消防力・防災力の向上に大きな役割を果たしていただいております。

本町の現在の消防団員数は、条例定数550名に対し団長以下468名となっており、そのうち女性消防団員が12名在籍しております。女性消防団員につきましては、主に消防団に関する広報活動や行事サポートなどを担っていただいております、平成30年度から任用を開始しました。しかし、議員御指摘のとおり、昨今、全国的に消防団員の減少が危惧されており、本町におきましても年々減少傾向にある状況です。

このような状況の中、町では消防団員確保の取組としまして、団員報酬の増額や出動報酬の創設、傷病、仕事、妊娠出産時における休団制度の創設など、消防団員の処遇改善に努めてまいりました。また、消防団に占める被用者、いわゆるサラリーマンの割合が年々増加しており、消防団活動、行事に対応する時間が制限される団員も多いことから、年末警戒や出初め式、操法大会など消防団の各種行事の開催につきましては、消防団の意見を聞きながら内容等の見直しを行うなど、消防団員の負担軽減にも取り組んでいるところです。

さらに今年度は、消防団への入団動機づけとなるよう、総務省消防庁の消防団の力向上プロジェクト事業を活用し、消防団員が災害現場で安全で効率的な活動を行うための各種機械の免許や資格などを取得する際の費用の一部を補助する消防団員資格等取得費補助金交付事業を創設し、総務省消防庁と業務委託契約を締結したところです。

今後はこれらの取組を継続し、また、総務省消防庁が作成予定の全国統一入団促進マニュアルや先進事例等を参考に、地域の皆様方の協力をいただきながら消防団員の確保に向けた取組を積極的に進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 榮議員。

○17番（榮 正敏君） ただいまの答弁にもありましたが、いろいろな手立ては行っているということですが。

総務省は今頃になって全国統一入団マニュアルというのを作成すると言っているが、何十年も

前から入団者が減少していることは分かっていたはずであります。遅い。今、各自治体が慌ててやっていることは、定年の55歳を60歳に引き上げたり、あまつさえ定年制度を廃止するという自治体も出てきております。また、団員資格を市内居住から市内勤務者、それから市内の在学者と順次ずっと拡大しておりますが、効果はありません。

ある過疎地の最高齢の消防団というルポをこの前見ました。ちょっと読ませてもらいます。

潮風が吹き抜ける中、顔に深いしわが刻まれた14人の消防団員が集まった。最高齢は82歳、最も若い団員でも59歳だ。その日の黒いはっぴには何々町消防団何々町第3分団と書かれてある。「これから訓練を始めます」。消防団長が号令をかけると、団員たちは一斉に消防ポンプ車のある車庫に向かった。だが、足取りはお世辞にも軽いとは言えない。脳梗塞の後遺症でゆっくりとしか歩けない人もいれば、10メートルも走ると息が上がってしまう人もいる。「年には勝てないわ」と声が漏れた。放水訓練が始まった。重さ60キロほどのホースを60代と70代の計3人で支える。うち1人は20年近く活動を続けるベテランだが、放水の勢いで思わずふらついた。70になると腰に力が入らなくなると苦笑いした。最高齢の82歳の団員は手慣れた様子でロープを操り、使い終わったホースを6メートルほどの腰台にかけていく。毎日の懸垂を欠かさないといい、動きは誰よりも俊敏だ。「消防団は自分にとって生きがいだ」と言った。今や死ぬまで消防団員という自治体もある。

このルポにあるように、今や確立した方法や施策ではどうしようもないところまで来ているのが現実ではないだろうか。ここで私からの提案であります。今、益城町は今年から60歳定年になりました。十分に活動できる退役消防団員が相当数おられると思う。自衛隊も予備自衛官がおられるように、消防団もこの退職された予備役を了解していただける人たちを集めて、益城町消防団第6分団を創設したらどうだろうか。ちゃんと名簿に登録して保険も掛けないと消防活動はできないと思われるので、年に2回ほどポンプ車の操作訓練をすれば、全て経験者でありますからうまくいくと思いますが、どうでしょうか。まだまだ行くぞ、いつでん行くぞって言ってくれる60代、70代の経験者はいっぱいおられると思います。どうですか。

先日の平田の建物火災でも、一番先に消防車を持ってきたのは近くの退役消防団員の方だったと聞いております。このようにして元消防団員の人たちは、近くに火災があれば体が勝手に動くと言われます。今の現役世代の団員は、答弁にもありましたが、昼間はほとんど仕事で地元にはいない。この昼間の火災を守るのは地元にいる退役した元消防団員の方々だと思われませんが、この私の提案である益城町消防団第6分団構想をどう受け止めるか、町長の英知ある見解を再度伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 榮議員の一つ目の御質問の2回目、消防団OBの方々が経験を生かし、消防団活動に従事する仕組みづくりを行う考えはあるかにつきまして、お答えをします。

先ほども申し上げましたとおり、減少傾向にある消防団員の確保に努めているところですが、議員御指摘のとおり有事の際に初動対応できる実働団員の減少も危惧しているところです。そのため、それぞれの地域に住んでおられる消防団活動を経験されたOBの方々に消防団活動へ御協

力いただくことは、大変有意義であると感じております。

他自治体では、火災、災害現場等で不足する消防力を補完することを目的として、知識や技能等を生かした消防団機能別団員の任用を行っている例もあり、報酬等の処遇や活動の範囲などにつきましては、それぞれ条例、規則等で定めているようです。また、定年年齢につきましては、本町では令和6年3月議会におきまして、退団者の抑制などを目的とし、定年年齢を55歳から60歳へ引き上げる条例改正をさせていただきましたが、今後もさらに引き上げ、あるいは撤廃するなどの検討が必要になると考えております。

いずれにしましても、益城町消防団に関する条例や規則の改正が必要になりますことから、現状を踏まえた上で、消防団の意見も伺いながらしっかりと検討をまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 榮議員。

○17番（榮 正敏君） ありがとうございます。この問題は元消防団員の方から意見を聞き取り取り上げたわけでありますが、この災害に対する自助、共助、公助の一角を守るためにも、ぜひ本町独自の施策を全国に先駆けて一番に立ち上げてほしいと思います。誰だったですかね、1番ではなく2番では駄目かといった参議院議員は。今度は1番を狙って都知事選に出るようですが、本町においてはぜひ一番にやり遂げてほしい。ここは町長の腕の見せどころであります。町長、期待しています。

それでは、二つ目の質問に入ります。中山間地の農地の保護や農業者の育成に関する対策について伺います。

今、中山間地においては、農地の保護保全が命題となっている。せっかく基盤整備してある優良農地の草切りもできないような状況にあります。本町の今後10年間における農業施策を伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の二つ目の御質問、中山間地における本町の今後10年間における農業政策につきまして、お答えをします。

まず、農地の保護保全につきましては、昨年7月の豪雨災害により甚大な被害を受けました農地の復旧が本格化しており、特に農家自らが事業主体となる農地自力復旧事業では、本年6月7日時点で、農地自力復旧事業補助金の受付件数が66件、交付金額が1,189万5,078円となっております。災害前の姿を取り戻しつつあります。

今後の農業政策としましては、午前中の答弁と一部重複いたしますが、本年3月の定例会におきまして施政方針で申し述べたとおり、国の方針を基に農家や農業関係者の皆様と協議し、農地の集約化や集積化など、農地の効率的な利用を図るための地域計画を農業委員の皆様や農地利用最適化推進委員の皆様の御協力をいただきながら、本年度中に策定することとしております。

この地域計画はおおよそ10年後を見据え、各地区や地域の将来における農業の在り方について話し合いを行い、中山間地や平たん地など地域の特性に合わせた課題や、これからの農業が目指すべき姿などを協議し策定してまいります。一例を申し上げますと、今後地域の農業を地元の農業

従事者が担っていくのか、あるいは、農業者の減少に対応するため、新たな担い手を確保、育成し、農地の有効利用を図るなど、地域の実情に応じた課題の解決に取り組むこととしております。

今後も地域と行政が一体となって、農作物の加工まで見据えた農作物の高付加価値化を進めつつ、耕作放棄地の抑制と生産量の増進に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 榮議員。

○17番（榮 正敏君） この問題はなかなか答弁も難しいと思います。つまり、いろんな方策を考えても、耕作人口の高齢化により実際の耕作者がいなくなっているからです。

先日、東京で県選出の国会議員団との地域要望の懇談会がありました。そこに坂本大臣も出席されておりました。地域要望の後、質疑があり、個人的な意見を申し上げてきました。今、中山間地の農業は、全国的に高齢化、過疎化により壊滅状態である。私の地元では、どうにか基盤整備した優良農地、5町足らずの農地を守ろうと川内田農業保全組合というのを立ち上げて農業従事者以外の地域出身者を募り、六十数名で頑張っております。しかし、いかんせん農地の維持活動費が現在年間40万円ぐらいの補助です。昔の農地・水保全管理支払交付金ですが、これでは水路の修繕費もなかなかできません。平たん地の組合は何十町歩と耕作面積があり、何百万と潤沢な予算がありますから、何でもできます。また、利益の出る農業が展開できております。

我々のような小さな中山間地の農業にもう少し何か光を当ててほしい。この中山間地の農業をどうするかが、今後の熊本の、いや日本の農業の在り方、食料政策に対する課題であると思うが、大臣の考えをと質問しました。坂本大臣から、まさに政府もこの農業政策に力を入れているところであり、地域農業の崩壊を防ぐために、どうやったら安定した収入を得ることができるか、農業人口を取り戻せるか、耕作放棄地をなくすか、しっかりと考えてやっていくという答弁をいただきました。

先日、熊日新聞に「改正農業基本法成立 農政再構築へ」とありました。中身は皆さん御存じだと思いますので割愛しますが、これにより農業政策の動きが活性化され、中山間地の農業にも何らかの方法で光が当たるような政策が出てくると思っておりますが、本町において小さな農業に何か具体的な方法、施策、援助等はないか、再度、町長に伺う。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 榮議員の二つ目の御質問の2回目、本町において小さな農業に何か具体的な方法、施策、援助等はないかについてお答えをします。

1回目の答弁の繰り返しになりますが、地域計画の策定につきましては、農家や農業関係者の皆様と緊密な連携や協議が重要と認識しており、町内を19地域に細分化し、地域や地区の特性に合わせた話し合いを行ってまいりたいと考えております。

先ほど議員からも御指摘がありました地域の特性に合わせた将来における農業の在り方につきましても、課題などを含め、これからの農業が目指すべき姿などを具体的に協議し、策定をしてまいります。これらを踏まえた上で、これからも引き続き将来の担い手の確保や収穫された作物の高付加価値化に取り組み、安定した農業収益が確保できるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 榮議員。

○17番（榮 正敏君） なかなか難しい問題であります。反当たり幾ら、1組合幾らといったような画一化した補助政策は限界であると思います。その都度その都度、その地域の特性を考えた政策、血の通った政策を考えないと駄目じゃないかと思えます。というと、「それじゃあたどんなどぎゃんするかいた」、そういう反応が返ってくる。こうしたい。ああやりたい。こういうふうじゃいかんのか。「それは幾らぐらいかかるとか。金がなかつですよ」。そうか、なかつかい、しよんなかなで終わるとが今の現状じゃないかと思えます。もっと腹を割ってけんかしてやっていかないと、いい意見は出ないと思えます。これからはこうしたいが、どうしたらいいか、何か方法はないか。「そうですね、難しい案件ですが、何とかいろいろな補助枠をとりつけて、どうにかつくってみるように頑張ってみます」というような担当部署の建設的な意見が聞けるような体制の構築が望ましいと思えますので、頑張ってください。

次に、三つ目の質問に入ります。

介護現場が悲鳴を上げているが、支援策はあるのかについて伺います。

現在、介護現場は慢性的な人員不足により、維持できなくなる状況に陥っております。デイサービスにおいても送迎の職員が日替わりになったりして、つまり、二、三日たったら仕事をする人が辞めておらんという状態です。手の打ちようがないという事象が起きていると言われております。

そこで、職員の給料を上げるために処遇改善ポイントを加算すると政府のほうでありました。つまり、利用者に負担増加を促すという趣旨の通達を政府は行ったということでありました。そのことは、これはいつも私は言っていますが、年金低額所得者には非常に辛い負担だと思います。

この職員不足の状況を打破するのは各事業者の問題ではありますが、慢性的な人材不足を解消するに何か手だて、方策、行政としての支援策はないのかを伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の三つ目の御質問、介護サービス利用者や介護職員不足に対する行政としての支援策についてお答えをします。

まず、こちらについては、私も介護保険の係長をやっておりましたし、子どもが老健施設に勤めておりますが、おっしゃられるとおり送別会ばかりです。辞めていく。そして、その辞めた後をほかの職員が補って疲弊してしまうという慢性的な問題も出ているように感じているところで

す。ただ、そこで給料を上げると保険料を上げなくてはならないとか、いろんなことが出ておりました。介護保険課長時代も30代から介護保険料を取ったらどうかといった議論がなされておりましたが、40代とか若い方たちも給料がまだまだ上がらないというのがありますので、そういった構造的な問題も出てきているのかなと思っております。介護保険の事業計画も3年ごとに見直して、制度も変わっておりますが、そういったことで非常に私も頭を痛めているところであります。

そんな中で、まず、介護現場の処遇改善ポイント加算につきまして、御説明をいたします。

御承知のとおり、介護職は他の職種と比べ収入が低いことや離職率が高いことなどから、人材

不足の状況になっており、今後急激な高齢化が進む中で、さらなる人員不足が生じることによる介護サービスの質の低下が懸念をされております。そのような状況を踏まえ国におきましては、職場環境等要件を満たす事業所に対しまして処遇改善加算を行い、その加算分を職員の賃金改善に充てることにより人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるような取組を行っております。

そのような中、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業者を活用されるよう推進する観点から、今月からは、今まで設けられていました介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の三つの介護職員等の処遇改善に向けた加算を一本化しました介護職員等処遇改善加算が新設されることとなりました。このことによりまして、議員御指摘のとおり介護サービス利用料が上がる可能性が考えられます。介護保険の財源は40歳以上の方が納めている介護保険料、国、県、町が負担を行っている公費負担分及び利用者が負担している介護サービス利用料から成り立っています。今後も町民の皆様にご継続して良質な介護サービスを御利用いただくためには適正な介護サービス利用料を御負担いただく必要がございますので、御理解いただきたいと思っております。

なお、負担額が高額になる場合、一定額を超えた分は申請により払戻しを受けられる高額介護サービス費の制度があり、この制度を利用することで負担を軽減できる場合があります。

次に、介護職員不足に対する行政による支援策につきましては、先ほど申し上げました国の処遇改善ポイント加算の取組を御活用いただき、各事業所で介護職員への待遇改善を行い、介護職員不足に対応いただきたいと考えております。

町としましても、高齢化が進む中、さらなる介護職員の人員不足やサービスの質の低下が危惧されますことから、今後、国や県、他自治体の動向を踏まえながら対応策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 榮議員。

○17番（榮 正敏君） この問題は前の総務課長とも相当丁々発止でやってまいりましたが、長く考えてやっておりましたが、難しい問題であります。

全体が負担を按分するという事は分かりますが、いつも言っている年金受給の低所得者の方々の負担はどうなるのか。つまり、住民税非課税所帯の方々はどうなっていくんだろうか。もう一方の生活保護者は、町営住宅費、医療費が無料であります。年金低所得者、つまり年金が5万円以下の年金受給者がいっぱいおられます。生活していらっしゃる一人暮らしのお年寄り、俺は生活保護は受けたくない頑なに頑張っておられるお年寄りに対する何か手だてはないのか。

今、生活保護受給者に対する風当たりが非常に厳しくなっていると聞いております。中身については言及しませんが、聞いたところによると、各自治体が見直しや受給者に対する追跡調査を行うと言っております。そういう風潮の中で必死に頑張っておられるお年寄りに対して、限度額1万5,000円の支払いは厳しいと思っております。

もう一つ、人手不足の介護現場の助っ人に「ご近所さん」という見出しを熊日紙面で見つけました。深刻化する介護現場の人手不足を穴埋めするため、外部の力を借りる動きが広がってきた。

白羽の矢が立ったのは本当に施設の周りの御近所さん。食事の配膳やシーツ交換など、資格、経験が不要の業務を手助けしている。アクティブシニアと言われる元気な中高年層の新たな活躍の場としても一役買っているとありました。

この方式は有償ボランティアサービスで、既存人材の奪い合いではなく、支え手を増やすということで、人手不足を解決したいと。この組織は東京のプラスロボが立ち上げたが、連携する自治体はどんどん拡大していく見通しだと言われております。この方式で介護施設でのボランティア活動を募ったら、ゼロだった登録者数を3か月で500人まで引き上げたという。町の役場内はボランティアは簡単には集まらんと否定的でありましたが、参加者はどんどん増えているそうです。年内には在宅高齢者のごみ出しなど生活支援にも活動先を広げると紙面にありました。

本町も、このようなモデルがあるなら、早速実践してみたらどうですか。地域住民で、認知症や一人暮らしの高齢者を見守り支えていけるようなまちづくりをとこのなら、まさに団塊の世代の老老介護に突入した現在、町長はどのような介護政策を取るのか伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の三つ目の御質問の2回目の1点目、年金が5万円以下で生活していらっしゃる一人暮らしのお年寄りに対して限度額1万5,000円は厳しいと思うが、いかにかにつきましてお答えをします。

介護保険制度は御存じのとおり、高齢者など介護を必要とされる方を社会全体で支え合う仕組みです。この介護保険制度が適用されるサービスは、要介護認定を受けた被保険者がサービスを利用する場合に、利用料の1割から3割の自己負担を求めています。この自己負担額は、所得区分等に応じて限度額が決まっており、例えば月5万円以下で生活されている一人暮らしの方につきましては課税年金収入が80万円以下となるため、限度額は1万5,000円となっております。この限度額につきましては、他市町村も同様の所得区分に対し同程度の限度額を設定しております。今般の物価高騰等により厳しい生活状況とは存じますが、良質な介護サービスの継続のため、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、三つ目の御質問の2回目の2点目、地域住民で認知症や一人暮らしの高齢者を支えていけるようなまちづくりにつきましてお答えをします。

今回、議員に御紹介いただいた事例につきましては、深刻化する介護現場の人手不足の解決策として大変すばらしい取組だと感じたところです。本町におきましても介護職員の人手不足は喫緊の課題であり、早急に対策が必要であることは十分に承知しております。今後、このようなモデル事業や全国での成功事例などを参考にしますとともに、先ほども申し上げましたとおり、国や県、他自治体の動向も踏まえながら、介護職員の人手不足解消に向けた対応策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 榮議員。

○17番（榮 正敏君） 答弁ありがとうございます。なかなか予算の財源もつきません。決まった方法でしかできないという感じではありますが、ふるさと納税というのを相当新規でやってきて、益城町も相当な収入があります。これをアバウトで、定額的な方法じゃなくて、ポイントポ

イントで、そのときその都度、何かそういうのに少しずつでも使って、補助といいますか、助けるというか、そういう方法はやっていけないかと。いろんな方法を考えていただきたい。

今後、増加していく介護世代をどう支えていくか。これは本町に限らず日本中の課題であります。しっかりと本町独自の施策を考えていただきたいと思います。町長にはこれからも長く町長として、しっかりと町の今からの我々の老後を支えていただきたい。以上です。

これで私の質問を終わります。

○議長（中川公則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後 2 時12分

6 月 18 日（火曜日）

令和6年第2回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年6月10日午前10時00分招集
2. 令和6年6月18日午前10時00分開議
3. 令和6年6月18日午前10時45分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 益福第605号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第3 益福第618号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 議員派遣の件

日程第5 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（17名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君	10番 野田祐士君
11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君	13番 中村健二君
14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君	16番 荒牧昭博君
17番 榮正敏君	18番 中川公則君	

8. 欠席議員（1名）

7番 松本昭一君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	山口拓郎君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	中山貴文君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	松本浩治君
企画財政課審議員	藤田智久君	税務課長	坂井浩章君

住 民 課 長	田 上 恵 美 君	福 祉 課 長	菊 川 和 幸 君
福祉課審議員	川 原 さおり 君	こども未来課長	吉 住 由 美 君
健康保険課長	吉 本 秀 一 君	産業振興課長	岩 本 武 継 君
都市計画課長	齊 藤 計 介 君	建 設 課 長	竹 林 浩 幸 君
復興整備課長	水 口 清 君	下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君
水 道 課 長	豊 田 博 文 君	学 校 教 育 課 長	内 村 康 成 君
生涯学習課長	中 村 康 広 君		

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、7番松本議員から欠席する旨の届出がっております。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、各常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他となっております。

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、各常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、上村幸輝委員長。

○総務常任委員会委員長（上村幸輝君） おはようございます。総務常任委員長の上村です。総務常任委員会報告を行います。

総務常任委員会報告、報告書。

令和6年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2表地方債補正。議案第47号、益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第50号、物品の購入について。議案第51号、物品の購入について。議案第52号、物品の購入について。議案第53号、工事請負契約の締結について。議案第54号、工事請負契約の締結について。議案第55号、工事請負契約の締結について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和6年6月11日。

②審査状況。令和6年6月14日午前9時56分から、益城町議会総務常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月17日午前10時から、全委員出席の下、益城西原消防署（寺迫地内）及び潮井自然公園（杉堂地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第45号ほか7件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第45号、議案第47号、議案第50号から議案第55号までについて、原案

のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。

議案第45号については、歳入21款2項1目の基金繰入金の繰入れ理由について質疑があり、担当審議員から、歳入よりも歳出が上回ったため基金を取り崩しての対応をしたものと説明を受けた。

次に、歳出2款1項1目の木山仮設団地跡地開発基礎調査委託料の調査場所について質疑があり、政策審議監から、木山仮設団地跡地の西側と北側を含めた約12ヘクタールを対象地と想定しているとの説明を受けた。

次に、歳出2款1項4目のA I デマンドバスシステム導入業務委託料に関して運行及び運賃についての質疑があり、担当課長から、木山・広安コミュニティバス運行区域を対象に実証運行を予定しており、今運行しているコミュニティバスの料金を参考に利用しやすい金額を検討していくとの説明を受けた。

次に、歳出10款2項1目の飯野小学校の施設整備設計・調査等業務委託料の内容について質疑があり、担当課長から、給水施設の経年劣化の影響で水道水が飲用に適さない状態であることが判明したため、全体的な改修が必要になった。なお、飲用水については仮設配管により対応しているとの説明を受けた。また、津森小学校の火災報知機設置工事の内容について質疑があり、担当課長から、エレベーター等増築工事の建築確認申請に際し火災報知機が不足するとの指摘を受けたため、増築工事と併せて火災報知機を設置するとの説明を受けた。

次に、歳出10款2項2目の図書購入費について質疑があり、担当課長から、昨年7月の子ども議会で飯野小学校児童代表の議員から学校図書の整備について要望があったことに新規建設株式会社が賛同され、同社から企業版ふるさと納税をいただいたとの説明を受けた。

議案第47号について、新たに対象となる会計年度任用職員はいるのかとの質疑があり、担当審議員から、2名が該当するとの説明を受けた。

議案第50号については、軽自動車を選定した理由についての質疑があり、担当課長から、古閑消防団については、車庫が狭く、狭い道も多いため、機動力を確保するとともに地元からの要望もあり、選定したとの説明を受けた。また、軽自動車の乗車定員が少ないことへの懸念について質疑があり、担当課長から、軽自動車は小回りや機動力は優れているが、普通車に比べて乗車定員が劣るため、実際に使用される消防団員からの意見を聞きながら今後の参考にしていくとの説明を受けた。

議案第51号については、納期について質疑があり、担当課長から、令和6年度末を予定しているが、なるべく早い段階での納入を依頼していくとの説明を受けた。

議案第52号については、入札状況において落札者の入札価格とほかの入札者の入札価格との差が大きいことについて質疑があり、担当課長から、今回購入する品目は備品関係や消耗品関係、飲食関係など多岐にわたっており、落札者は全ての品目について総合的に安価に調達可能であったのではないかと説明を受けた。

議案第53号については、工期が令和7年2月28日までとなっており、授業への影響について質

疑があり、担当課長から、授業に支障が出ないように学校と協議し、工事を進めていくとの説明を受けた。

議案第54号については、学校施設の長寿命化計画に基づくバリアフリー化によるエレベーター設置を行うもので、設置後は飯野小学校のみが未設置になるとの説明を受けた。また、津森小学校のエレベーターを利用する児童について質疑があり、担当課長から、利用児童が1名いるとの説明を受けた。

議案第55号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した現場のうち益城西原消防署寺迫地内では、担当者から、屋根防水・外壁改修工事について説明を受けた。委員からは、屋根防水の工法について質疑があり、カバー工法による改修工事であるとの説明を受けた。

潮井自然公園（杉堂地内）では、担当者から、公園整備の進捗状況について説明を受け、工事の現況を確認するとともに、完成予定について質疑があり、令和8年度完成予定との説明を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。令和6年6月18日、総務常任委員長、上村幸輝。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告。

吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。福祉常任委員会委員長の吉村建文でございます。

福祉常任委員会報告書。

令和6年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第48号、益城町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第49号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和6年6月11日。

②審査状況。令和6年6月14日午前10時から、役場福祉常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。

また、6月17日午前10時から、全委員出席の下、熱中症対策クーリングシェルター予定施設（はびねす）及び益城町地域共生センター建設現場を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第45号ほか2件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受

け、慎重審査の結果、議案第45号、議案第48号、議案第49号については、原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。

議案第45号については、3款1項5目1節報酬の憩の家公の施設のあり方検討委員会委員報酬の検討委員会委員構成について質疑があり、担当課長より、町議会議員2名、学識経験者3名、地域の住民の代表2名、公募による方が2名、その他町長が認める方1名、計10名であるとの説明を受けた。

また、4款1項2目12節委託料の高齢者新型コロナウイルス予防接種業務委託料について質疑があり、担当課長より、65歳以上の約6,000人を対象とした定期接種であり、また、18節負担金補助及び交付金の高齢者新型コロナウイルス予防接種補助金については、町内に住所があり町外の施設に入所されている方約50人の入所施設への補助金であるとの説明を受けた。

議案第48号については、重度心身障害者医療費助成の支給状況について質疑があり、担当審議員より、本制度を利用できる受給対象者は650名程度であること、同一人の申請は各月の利用者を延べ人数として積み上げていくとの説明を受けた。

議案第49号については、放課後児童クラブで研修を要する支援員の研修の在り方について質疑があり、担当課長より、研修を要する支援員が業務開始から2年以内に研修を受けることを計画することで、現在資格を持っていない支援員も放課後児童クラブの正支援員として認めることが可能となる。また、現在当町の放課後児童クラブでは、国の基準よりも支援員数が多く配置されているため、業務負担をカバーしながら運営できると考えているとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。

熱中症対策クーリングシェルター予定施設はびねすについて、避難施設としての利用予定について質疑を受け、担当課より、今年度はほかの利用者に通常どおり利用いただきながら、クーリングシェルターとして20名から30名程度の利用者を想定している。今後、利用されている方々の要望及び状況を鑑み、来年度以降の体制を整えていくとの説明を受けた。

益城町地域共生センター建設現場については、工事概要、進捗状況及びソフト面である共生センターの運営方針について説明を受け、熱中症対策クーリングシェルターとしての利用、不登校児童の受入れ施設としての利用及び指定管理者と町とのすみ分けについて検討を要望した。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。令和6年6月18日、福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。

野田祐士副委員長。

○建設経済常任委員会副委員長（野田祐士君） 皆さん、おはようございます。建設経済常任委員会副委員長の野田です。

それでは、審査結果を御報告いたします。

建設経済常任委員会報告書。

令和6年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第45号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第46号、令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）。

2、審査経過。

①付託年月日。令和6年6月11日。

②審査状況。令和6年6月14日午前9時53分から、益城町議会建設常任委員会室において、全委員中4名出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。

また、6月17日午前10時から、全委員中5名出席の下、広崎公園（広崎地内）と妙見川流域（福富地内）ほかを視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第45号ほか1件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。

議案第45号については、6款農林水産業費1項農業費5目農地費18節負担金補助及び交付金、天君ダム管理協議会負担金に関連して工事完了時期についての質疑があり、担当課長から、昨年大雨被害に伴いこれまでに要した経費であり、今後不具合が出た場合は改めて負担金が発生する可能性があるため、工事完了時期は未定であるとの説明を受けた。

議案第46号については、11款下水道事業収益3項特別利益2目過年度損益修正益1節過年度損益修正益について、調整できない分について不納欠損で処理するののかとの質疑があり、担当課長から、既に時効になっている分については不納欠損にも計上されないとの説明を受けた。また、過年度賦課漏れ分未収金を分割納付する場合、予算額に対する収入未済額は減少するのか確認があり、担当課長から減少するとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。

視察した広崎公園については、現地において担当課より工事の完了状況についての説明を受けた。委員会から4車線化工事と町の施工区域について質問があり、確認を行った。

妙見川流域については、福富地内の現地において担当課より、パラペット及びフラップゲートの被災状況及び復旧対応について、現在、熊本県と協議中との説明を受けた。また、妙見川流域並びに源流域の確認を行った。委員から、福富地内のパラペット施工箇所の修復が必要な箇所については、熊本県と原因究明や施工方法などの協議をするよう要望があった。熊本市境付近の妙見川流域において甚大な浸水被害が発生していることから、熊本市の開発行為について熊本市と協議するよう要望があった。また、町に対し、流域調整池の設置について検討するよう要望があった。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。令和6年6月18日、建設経済常任委員会副委員長、野田祐士。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 建設経済常任委員会副委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これから各常任委員会報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第55号「工事請負契約の締結について」までの11議案について採決します。

採決は電子採決によって行います。

まず、議案第45号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）」について、本案に対する総務常任委員会及び福祉常任委員長並びに建設経済常任委員会副委員長の報告はいずれも可決です。

委員長及び副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第45号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第1号）」については、委員長及び副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号「令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」について、本案に対する副委員長の報告は可決です。

副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第46号「令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」については、副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号「益城町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第47号「益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号「益城町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第48号「益城町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第49号「益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「物品の購入について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第50号「物品の購入について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「物品の購入について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第51号「物品の購入について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「物品の購入について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押

してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第52号「物品の購入について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第53号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第54号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第55号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 益福第605号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(中川公則君) 日程第2、益福第605号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、町長からの諮問です。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 改めて、おはようございます。益福第605号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法によりその職務として、自由人権思想に関する啓発及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につきその救済のため、調査及び情報を収集し、法務大臣への報告、関係機関への勧告など適切な処置を講ずること、その他、人権擁護に努めることが主な職務となっております。

今回、前任者の任期満了に伴い、藤岡卓雄さんの信任を提案するものです。経歴につきまして履歴書を添付しておりますので御確認ください。

役場職員としても教育委員会に長く従事され、委員として適任だと考えております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 益福第605号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、本件に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

益福第605号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いましたが、御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては適任ということで答申することに決定しました。

日程第3 益福第618号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中川公則君） 日程第3、益福第618号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき町長からの諮問です。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 益福第618号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員の職務は、先ほど申し上げましたとおり、自由人権思想に関する啓発及び宣伝、

人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件の救済のため適切な処置を講ずることなどが主な職務となっております。

今回、前任者の任期満了に伴い、林田由里子さんの信任を提案するものです。経歴につきましては履歴書を添付しておりますので御確認ください。

御自身の事業を通じ、男女共同参画や女性起業支援等に精力的に活動されており、委員として適任だと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 益福第618号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、本件に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

益福第618号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては適任ということで答申することに決定しました。

日程第4 議員派遣の件

○議長（中川公則君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定しました。

日程第5 閉会中の継続調査の件

○議長（中川公則君） 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務及び福祉常任委員会委員長、建設経済常任委員会副委員長並びに議会運営委員会委員長か

ら、会議規則第70条の規定により別紙継続調査一覧表のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

総務及び福祉常任委員会委員長、建設経済常任委員会副委員長並びに議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(中川公則君) 異議なしと認めます。したがって、総務及び福祉常任委員会委員長、建設経済常任委員会副委員長並びに議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。6月10日から本日まで9日間にわたりまして御協力いただき、誠にありがとうございました。

これで、令和6年第2回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員